
第3期鳴門市 子ども・子育て支援事業計画

(素案)

鳴門市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨1
- 2 計画の位置づけ1
- 3 計画の期間2
- 4 策定体制2

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 鳴門市の統計データからみる現状3
- 2 第2期計画の進捗状況12
- 3 アンケート調査結果19
- 4 第2期計画の主な取り組み内容と課題53

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念56
- 2 基本的な視点56
- 3 基本目標57
- 4 なるとまると子育て応援パッケージ事業59
- 5 施策の体系60

第4章 施策の展開

- 1 教育・保育環境の充実61
- 2 健やかな育ちのための切れ目のない支援65
- 3 すべての子どもと家庭への支援69
- 4 まちぐるみの子育て支援74
- 5 安全・安心な子育て環境づくり77

第5章 量の見込みと提供体制

- 1 教育・保育の提供区域の設定80
- 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定81
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制82
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制84

第6章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制の充実97
- 2 計画の点検と評価98

資料編

1	計画の策定経過	99
2	鳴門市児童福祉審議会運営要綱	100
3	鳴門市児童福祉審議会委員名簿	101
4	鳴門市うずっ子条例	102
5	用語の説明	104

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすべく、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、本市では、平成27年度に「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）、令和2年度に「第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、様々な子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

この間、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

本市においても、子どもたちのことを第一に考える鳴門市を実現するために、令和5年4月に「鳴門市うずっ子条例」を施行しました。その中で、子どもの権利を保障し、子どもの成長と子育てを支援するために、行政、保護者、地域住民、保育所や認定こども園、幼稚園などの子どもが育ち学ぶための施設の関係者、事業者等の役割を示しており、それぞれが役割を果たすことで、子どもが抱える諸問題の解消や、子どもにとって最善の利益と心安らぐ安定した生活、子どもの意見が尊重される鳴門市をめざしています。

この度、第2期計画が令和7年3月末をもって計画期間が終了となることを受け、国の動向を踏まえ、社会状況の変化に対応しつつ、本市における第2期計画の取り組み評価やアンケート調査を通じた計画対象者の実態及びニーズの把握を行い、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図るため、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、「次世代育成支援行動計画」や「子どもの貧困対策計画」を内包した子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「鳴門市うずっ子条例」の基本的な考え方を根幹に据え、「第七次鳴門市総合計画」を上位計画とし、「鳴門市地域福祉計画」「鳴門市障がい児福祉計画」「健康なると21」「鳴門市教育振興計画」などの関連計画と整合を図ります。

■根拠法

○子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を5年を一期として定めるものとしていることから、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、状況の変化により、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
鳴門市子ども・ 子育て支援事業計画	第2期計画		第3期計画				

4 策定体制

(1) 鳴門市児童福祉審議会

本計画の策定にあたっては、学識経験者や教育・保育の関係者、市民等の委員で構成された鳴門市児童福祉審議会において、計画内容の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

①子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査として、令和5年12月に就学前児童、小学生児童のいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。このアンケート調査結果を子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、また本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

②子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）

令和4年2月に、小学1年生の保護者、小学5年生及び中学2年生の児童生徒とその保護者、前記の学年に子どもが在籍していない児童扶養手当受給世帯の保護者を対象に、子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）を実施しました。その結果についても、本計画に係る施策検討の基礎資料としています。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定を市民に周知するとともに、市民からの意見を幅広く聴取し、計画に反映するために、令和7年1月7日から令和7年2月6日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

Ⅰ 鳴門市の統計データからみる現状

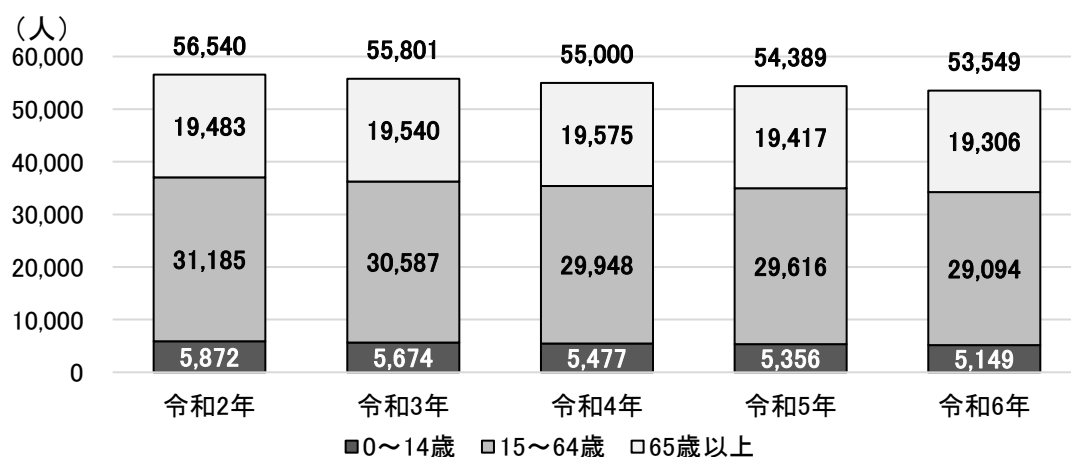
(Ⅰ) 人口等の動向

①人口の推移

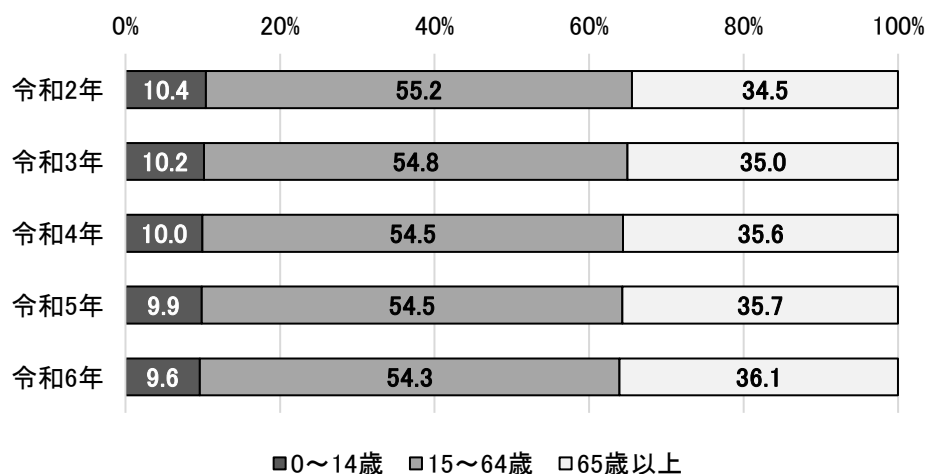
本市の総人口は令和6年で53,549人となっており、この5年間で2,991人の減少となっています。

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、「0～14歳（年少人口）」と「15～64歳（生産年齢人口）」の割合が減少し、「65歳以上（高齢者人口）」の割合が増加しています。その中で、「0～14歳（年少人口）」は令和5年以降には10%未満で推移しており、少子化の影響が見受けられます。

■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移

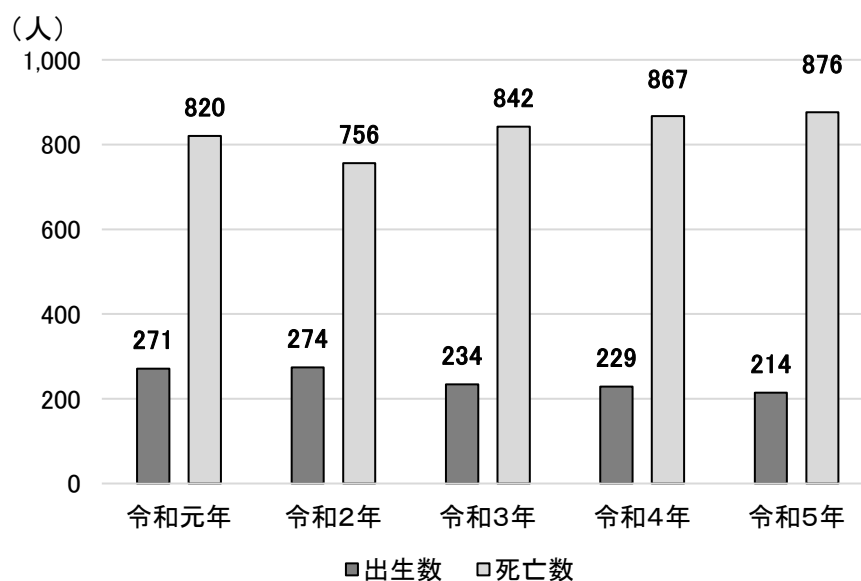


②自然動態と社会動態

本市の出生数は、令和2年に一時的な増加がみられましたが、その後は減少傾向となり、令和5年で214人となっています。死亡数についても、令和2年に一時的な減少がみられましたが、その後は増加傾向となっています。

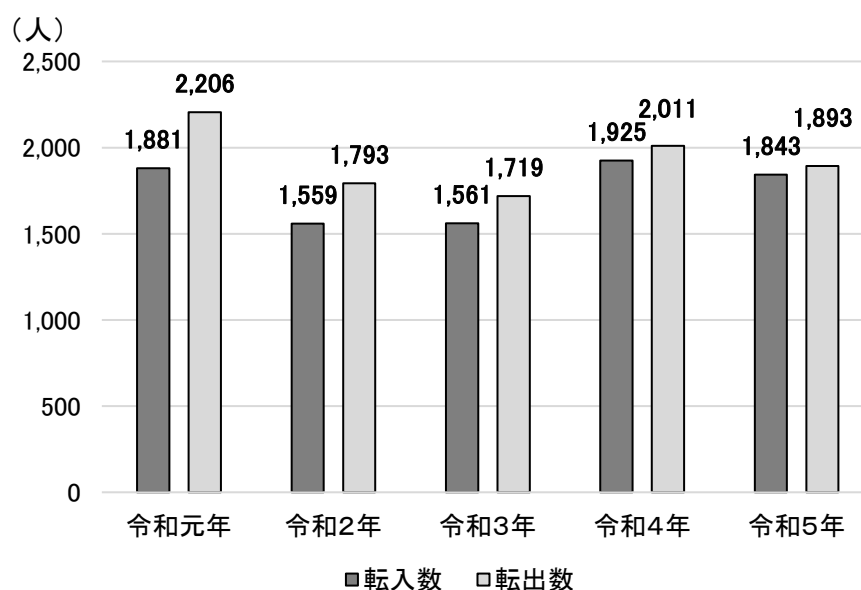
転入と転出についてみると、この5年間は転出数が転入数を上回る転出超過となっており、社会減の傾向がみられます。一方で、転入数と転出数の差をみると令和元年は325人だったものが、令和5年には50人と年々その差が小さくなっています。

■出生数と死亡数の推移



資料：鳴門市（各年12月時点）

■転入数と転出数の推移



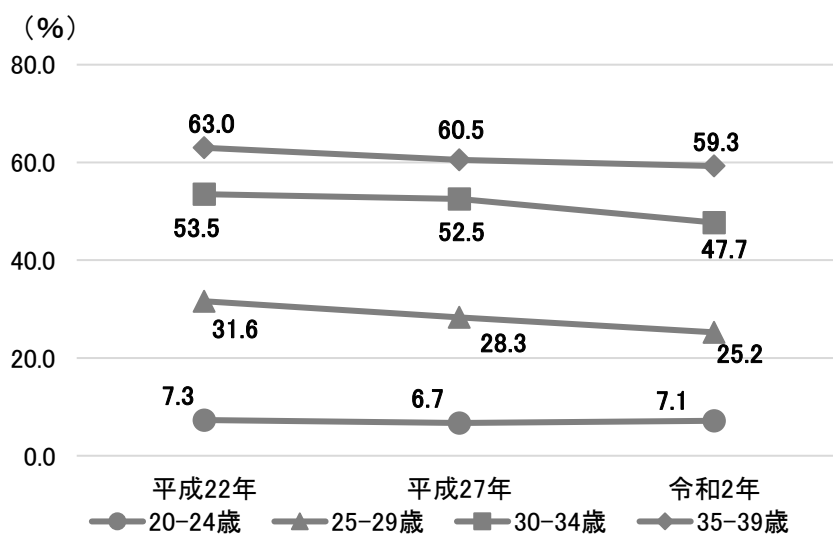
資料：鳴門市（各年12月時点）

③有配偶率と未婚率の状況

有配偶率は平成 27 年と比較すると、「20-24 歳」以外の 3 つの年代で減少傾向がみられています。その中で、「30-34 歳」は平成 27 年の 52.5%から令和 2 年には 47.7%と 4.8 ポイント減少しています。

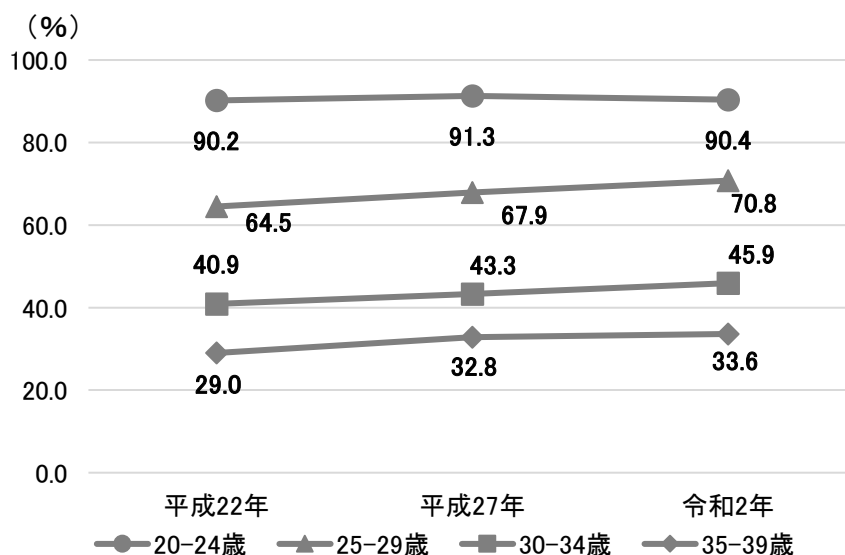
未婚率は平成 27 年と比較すると、「20-24 歳」以外の 3 つの年代で増加傾向がみられています。その中で、「25-29 歳」は令和 2 年には 70.8%と 7 割にのぼっています。

■有配偶率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

■未婚率の推移



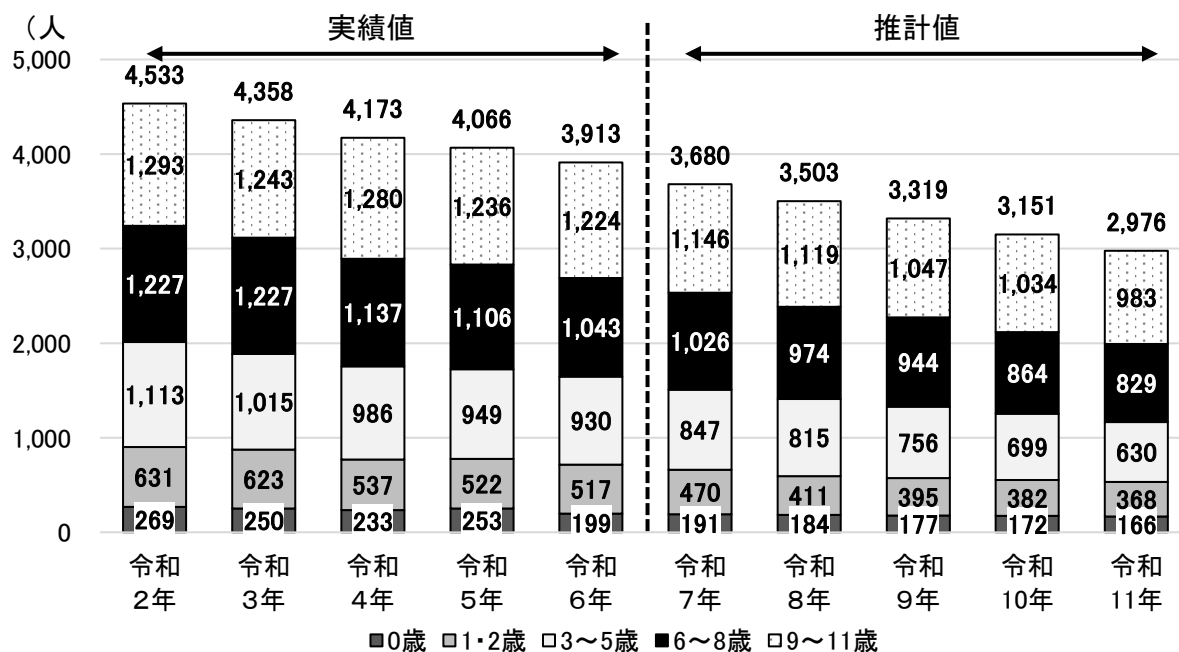
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

④人口推計

本市における 12 歳未満の子どもの人口減少は進んでおり、令和 2 年から令和 6 年にかけて 620 人減少した結果、令和 6 年は 3,913 人と 4,000 人を下回るようになりました。

今後 5 年間の推計値においても人口減少がさらに進み、令和 11 年には 2,976 人と令和 6 年と比較して 937 人の減少が見込まれています。

■子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日時点）をもとにコーホート変化率法で算出

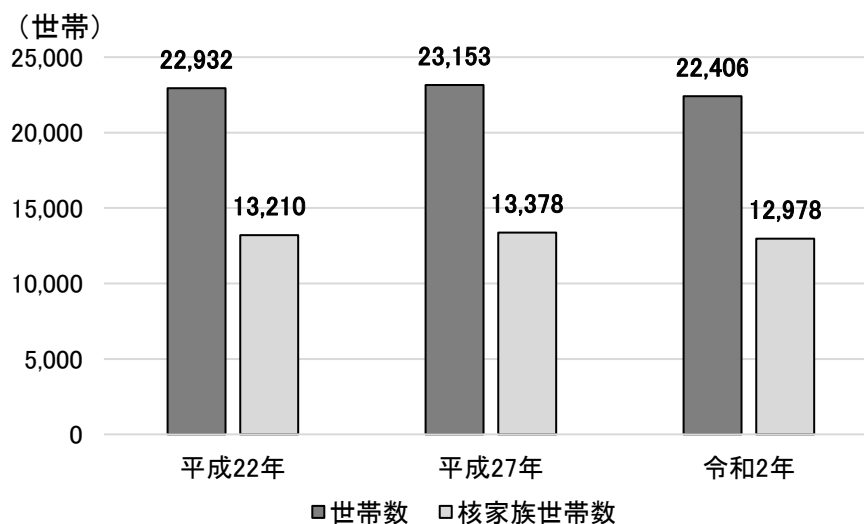
(2) 世帯・就労の状況

①世帯の状況

世帯数についてみると、令和2年は22,406世帯となっています。平成27年と比較すると、747世帯が減少しています。そのうち核家族世帯数は、令和2年は12,978人となっており、平成27年と比較して400世帯が減少しています。

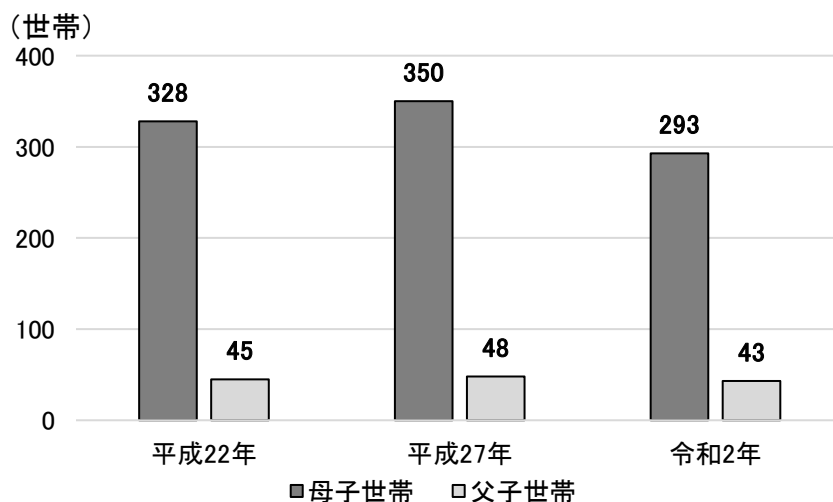
ひとり親世帯数についてみると、令和2年は母子世帯が293世帯、父子世帯が43世帯となっています。平成27年と比較すると、母子世帯は57世帯、父子世帯は5世帯が減少しています。

■世帯数と核家族世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ひとり親世帯数の推移



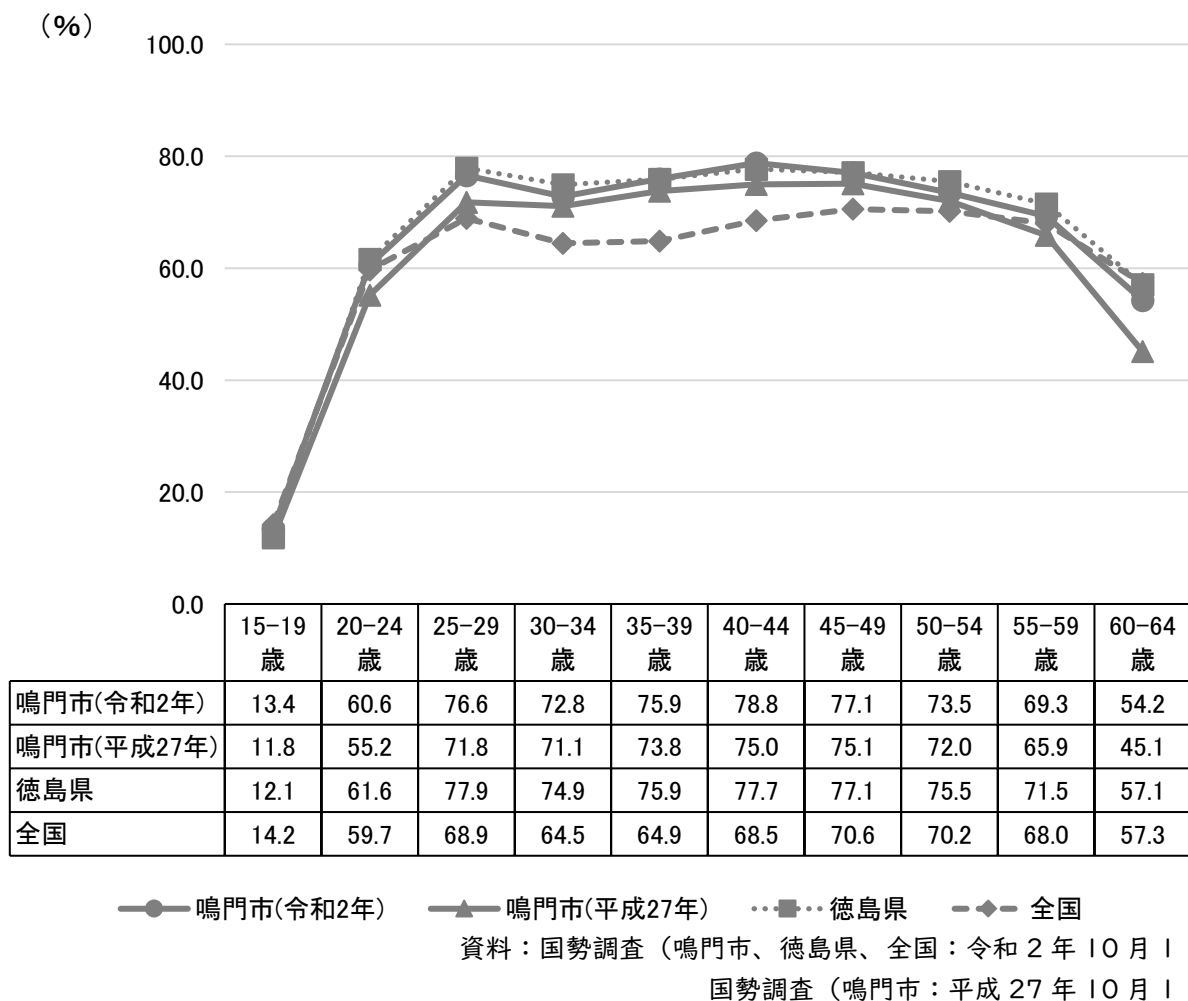
資料：国勢調査（各年10月1日）

②就労の状況

女性の年齢階層別就業率について、全国と比較すると、20歳～59歳までの年齢階層は全国結果を上回っており、本市における女性の就業率が高いという傾向がみられます。また、県との比較でも大きな差はみられず、県と同程度の年齢階層別就業率となっています。

本市の平成27年の結果と比較すると、すべての年齢階層で就業率が増加しています。その中で、「20-24歳」は平成27年の55.2%から令和2年には60.6%と5.4ポイント増加、「25-29歳」は平成27年の71.8%から令和2年には76.6%と4.8ポイント増加しており、20代の就業率が増加している傾向がみられます。

■女性の年齢階層別就業率の比較



■25～44歳女性の就業率

	女性人口	女性就業者数	就業率
鳴門市	5,077 人	3,874 人	76.3%
徳島県	68,006 人	52,113 人	76.6%
全国	13,861,783 人	9,248,551 人	66.7%

資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(3) 保育所、認定こども園、幼稚園の状況

①保育所

本市では、令和6年4月1日時点で、公立保育所1か所、私立保育所10か所を設置しています。この5年間の変化としては、平成31年4月に策定した「鳴門市公立保育所再編計画」に基づいた再編を実施し、令和5年4月には林崎・中央・みどり保育所を1か所に集約・新設した「中央保育所」を開所しています。

児童数については、令和元年度の768人から令和5年度には683人と85人減少しています。

※「里浦ちどり保育所」は令和6年度より休所となっています。

■保育所の児童数

(単位：人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(新)中央保育所					46
林崎保育所	34	30	25	28	
中央保育所	33	26	21	20	
みどり保育所	13	18			
公立計	80	74	46	48	46
正興寺保育園	59	55	60	59	62
明神善隣館保育所	55	48	49	50	51
つくし保育所	60	46	45	47	46
矢倉保育園	80	82	84	74	73
うずしお保育園	95	98	97	97	91
岡崎保育所	40	37	32	30	34
桑島保育所	63	66	68	68	68
板東ゆたか保育園	69	64	68	62	56
里浦ちどり保育所	40	41	37	34	37
板東みやま保育園	58	59	56	52	49
すみれ保育園	69	67	66	70	70
私立計	688	663	662	643	637
合計	768	737	708	691	683

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）

②認定こども園

本市では、令和6年4月1日時点で、認定こども園を5か所設置しています。

この5年間の変化としては、令和4年4月に「成稔幼稚園」が「公私連携幼保連携型認定こども園成稔」として、令和6年4月には「里浦幼稚園」が公私連携幼保連携型認定こども園の「認定こども園ちどり」として、新たに開園しています。

児童数については、「公私連携幼保連携型認定こども園成稔」の開園により、令和5年度には287人と、令和元年度の280人から7人増加しています。

■認定こども園の児童数

(単位：人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認定こども園すくすく	90	86	90	96	86
幼保連携型認定こども園 I Z U M I	135	138	136	113	107
認定こども園さら	55	56	57	56	56
公私連携幼保連携型 認定こども園成稔				42	38
合計	280	280	283	307	287

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）

③幼稚園

本市では、令和6年5月1日時点で、公立幼稚園7か所、私立幼稚園1か所を設置しています。この5年間の変化としては、令和2年8月に策定した「鳴門市公立幼稚園のあり方について」に基づいた再編を実施し、休園を含めて16か所あった公立幼稚園のうち9か所に対して、閉園や認定こども園への移行を進めたことで現在の設置数に至っています。

児童数については、園数の減少もあり、令和5年度には535人と令和元年度の701人から166人減少しています。一方で、幼稚園別でみると、「撫養幼稚園」や「板東幼稚園」では児童数が増加している傾向もみられます。

■幼稚園の児童数

(単位：人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
撫養幼稚園	70	69	72	83	95
精華幼稚園	89	84	74	85	76
黒崎幼稚園	24	24	21		
桑島幼稚園	54	47	42	41	44
第一幼稚園	97	87	104	113	95
里浦幼稚園	43	39	29		
成稔幼稚園	31	34	25		
明神幼稚園	49	51	48	35	26
大津西幼稚園	18	25	16		
堀江北幼稚園	31	26	22	24	23
堀江南幼稚園	9	4	3		
板東幼稚園	56	61	63	61	72
鳴門聖母幼稚園（私立）	130	120	112	101	104
合計	701	671	631	543	535

資料：鳴門市（各年度5月1日時点）

※閉園した施設は斜線で表記しています。

2 第2期計画の進捗状況

(1) 教育・保育の提供状況

① 1号認定

1号認定の児童数は年々減少傾向にあり、令和5年度には594人となっています。定員数についても、公立幼稚園の再編もあり減少傾向にありますが、いずれの年も児童数が定員数を超過することなく、ニーズに対して十分な供給量が確保できています。

■ 1号認定

(単位：人)

年齢		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～5歳児	実績	715	679	613	594
	定員	1,140	1,135	1,030	840
	過不足	425	456	417	246

資料：鳴門市（幼稚園：各年度5月1日時点、認定こども園：各年度3月1日時点）

② 2号認定

2号認定の児童数は年度ごとに増減を繰り返しており、令和5年度には346人となっています。いずれの年も児童数が定員数を超過することなく、ニーズに対して十分な供給量が確保できています。

■ 2号認定

(単位：人)

年齢		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～5歳児	実績	389	335	361	346
	定員	424	413	391	372
	過不足	35	78	30	26

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）

③ 3号認定

3号認定（0歳児）の児童数は、令和3年度に一時的な増加がみられたものの、その後は減少傾向にあり、令和5年度には144人となっています。一方で、いずれの年も児童数が定員数を上回る定員超過となっています。

3号認定（1・2歳児）の児童数は、0歳児と同様に令和3年度に一時的な増加がみられたものの、その後は減少傾向にあり、令和5年度には421人となっています。令和2年度から令和4年度まではニーズに対する供給量の確保ができていましたが、令和5年度は定員超過となっています。

■ 3号認定

（単位：人）

年齢		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	実績	133	146	145	144
	定員	98	101	112	107
	過不足	▲ 35	▲ 45	▲ 33	▲ 37
1・2歳児	実績	451	462	422	421
	定員	478	466	432	416
	過不足	27	4	10	▲ 5

資料：鳴門市（各年度3月1日時点）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

利用者支援事業では、平成 27 年 10 月に開設した鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）において、常駐する保健師や助産師などが妊娠、出産、子育てに関する相談や支援、情報の提供を行い、包括的な利用者支援を行っています。

利用者数は令和 2 年度に一時的に減少したものの、その後は増加し、令和 5 年度は 2,214 人となっています。

■利用者支援事業の実施か所数と年間の利用者数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用者数	1,351 人	1,405 人	1,915 人	2,214 人

資料：鳴門市（各年度 3 月末時点）

②延長保育事業

延長保育事業では、公立保育所、私立保育所、認定こども園において、通常保育時間を延長することが可能となっています。

令和 5 年度は公立保育所 1 か所、私立保育所 11 か所、認定こども園 4 か所で実施しています。また、利用者数は年々減少傾向にあり、令和 5 年度は 172 人で、令和 2 年度の 249 人から 77 人減少しています。

■延長保育事業の実施か所数と年間の実利用者数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施か所数	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所
利用者数	249 人	244 人	186 人	172 人

資料：鳴門市（各年度 3 月末時点）

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業では、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、学校の余裕教室や児童館などを利用して、放課後を安心して充実した生活がおくれるような遊びや生活の支援をしています。

利用者数は年度ごとに増減を繰り返しており、令和5年度を除いて概ね600人～700人の間で推移しています。

■学年別利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	195人	232人	228人	228人
2年生	179人	184人	193人	174人
3年生	132人	177人	147人	113人
4年生	56人	69人	67人	53人
5年生	25人	18人	28人	9人
6年生	13人	11人	4人	4人
合計	600人	691人	667人	581人

資料：鳴門市（各年度4月時点）

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業では、子どもを家庭で療育することが一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設などに短期間子どもを預けることが可能となっています。

年間延べ利用者数は年度ごとに増減を繰り返していますが、令和5年度には最も多い249人日となっています。

■年間延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	47人日	118人日	69人日	249人日

資料：鳴門市（各年度3月末時点）

⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業では、保育士・看護師等の資格を有する方が生後4ヶ月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を訪問し、赤ちゃんや子育てについてのサポートや情報提供、必要な方には関係機関へ橋渡しを行っています。

対象児数は令和3年度から減少傾向にありますが、実施割合は75%以上を維持しており、令和5年度には90.6%と高い割合で実施しています。

■対象児数および実施件数と実施割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児数	306人	238人	234人	212人
実施件数	284件	208件	198件	192件
実施割合	92.8%	87.4%	84.6%	90.6%

資料：鳴門市（各年度3月末時点）

⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業では、乳児家庭全戸訪問や乳児健診の際に、特に支援が必要であると判断した家庭や訪問の申し出があった家庭に関して、保健師等が訪問し、定期的な支援を行っています。

訪問実人数は年度ごとに増減を繰り返しており、令和5年度は67人と令和2年度の61人から6人増加しています。

■訪問実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実人数	61人	70人	41人	67人

資料：鳴門市（各年度3月末時点）

⑦地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業では、保育施設等を拠点に、市内育児相談や情報提供、子育て親子が気軽に触れ合う交流の場の提供、子育てに関する講習会などを実施しています。

月間の延べ利用組数は、令和３年度まで減少傾向にありますが、令和４年度からは増加傾向に転じており、令和５年度は７か所で月間延べ３５８組が利用しています。

■実施か所数と月間延べ利用組数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施か所数	６か所	６か所	７か所	７か所
月間延べ利用組数	３５１組	２４９組	３４３組	３５８組

資料：鳴門市（各年度３月末時点）

⑧一時預かり事業

一時預かり事業では、家庭で子育て中の方が、仕事や病気、家族の看護や介護などで子どもの育児が困難になったときや、子育てから少し離れてリフレッシュしたいときなどに保育所、認定こども園などに子どもを一時的に預けることが可能となっています。

また、幼稚園型の一時預かり事業では、教育標準時間終了後も預かり保育を行っています。

年間延べ利用者数について、令和５年度は８８,０４２人日と、令和２年度から９,６４５人減少しています。理由としては、再編による園数の減少などで幼稚園（Ⅰ号）の利用者が大幅に減少したためであり、その他の一時預かり（保育所等、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター）の利用者は、令和５年度で２,８８２人と令和２年度から５８８人増加しています。

■年間延べ利用者数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
幼稚園（Ⅰ号）	95,393 人日	94,685 人日	85,553 人日	85,160 人日
その他の一時預かり	2,294 人日	2,247 人日	2,092 人日	2,882 人日
保育所等	2,002 人日	1,856 人日	1,812 人日	2,594 人日
トワイライトステイ	155 人日	260 人日	172 人日	172 人日
ファミリー・サポート・センター事業 （未就学児）	137 人日	131 人日	108 人日	116 人日
合計	97,687 人日	96,932 人日	87,645 人日	88,042 人日

資料：鳴門市（各年度３月末時点）

⑨病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業では、病児・病後児の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院や保育所などの施設で一時的に預けることが可能となっています。

本市では、「木のおうち」の1か所で実施しています。年間延べ利用者数は年度ごとに増減を繰り返しており、令和5年度の利用者数は年間延べ366人日となっています。

■実施か所数と年間延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
年間延べ利用者数	101人日	295人日	256人日	366人日

資料：鳴門市（各年度3月末時点）

⑩ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業では、「子育ての援助をしてほしい方（依頼会員）」と「子育ての援助をしたい方（提供会員）」の橋渡し役として、ファミリー・サポート・センターが会員紹介や事前打ち合わせなどの調整を行い、援助活動を支援しています。

本市では、平成17年に開設した「鳴門ファミリー・サポート・センター」を拠点に実施しています。年間延べ利用者数は年度ごとに増減を繰り返しており、令和5年度の利用者数は51人日となっています。

■実施か所数と年間延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
年間延べ利用者数	44人日	77人日	38人日	51人日

資料：鳴門市（各年度3月末時点）

⑪妊婦健診事業

妊婦健診事業では、安心して妊娠・出産が迎えられるように定期的な健診を行っており、健診にかかる費用の補助も行っています。

対象者数は年々減少傾向にあり、令和5年度は219人と令和2年度の251人から32人減少しています。

■対象者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	251人	244人	230人	219人

資料：鳴門市（各年度3月末時点）

3 アンケート調査結果

(1) 子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

①調査概要

本調査は、令和6年度に策定する「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本市で確保すべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、鳴門市内の就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に実施しました。

調査地域	鳴門市全域	
調査対象者	就学前児童	鳴門市内在住の0～6歳の未就学の子どもがいる世帯（令和5年11月末現在）
	小学生児童	鳴門市内の小学校に通う1～3年生の子どもがいる世帯（令和5年11月末現在）
抽出方法	住民基本台帳より、対象児童のいる世帯を全数調査	
調査時期	令和5年12月14日～令和6年1月15日	
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法	
配布数	就学前児童：1,800件 小学生児童：700件	
回収率	就学前児童：30.5%(549件) 小学生児童：53.1%(372件)	

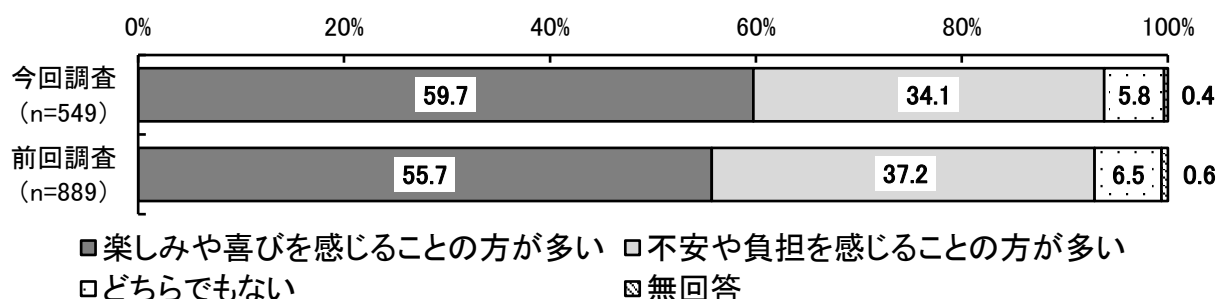
②調査結果（抜粋）

◆子どもの育ちをめぐる環境について

- 子育てに関しての不安や負担を感じるかについてみると、「楽しみや喜びを感じることの方が多い」が59.7%、「不安や負担を感じることの方が多い」が34.1%となっています。
- 平成31年1月に実施した前回調査と比較すると、「楽しみや喜びを感じることの方が多い」が4.0ポイント増加、「不安や負担を感じることの方が多い」が3.1ポイント減少しています。
- 不安や負担を感じる理由についてみると、「仕事と子育ての両立が難しい」、「経済的な負担が大きい」が前回調査と比較して、それぞれ5.0ポイント以上高くなっています。

【対象者：就学前児童】

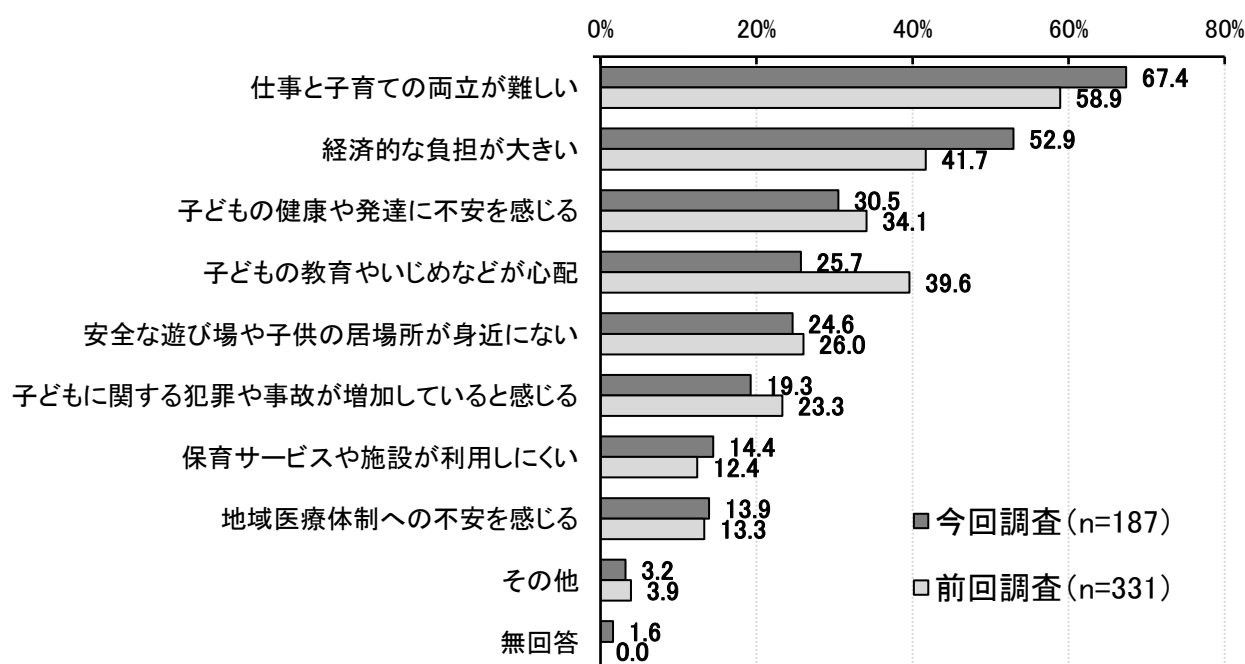
問 あなたは子育てに関して不安や負担などを感じていますか。（1つに○）



【対象者：就学前児童】

「不安や負担を感じることの方が多い」と回答された方のみ

問 不安や負担を感じている理由（あてはまるものすべてに○）

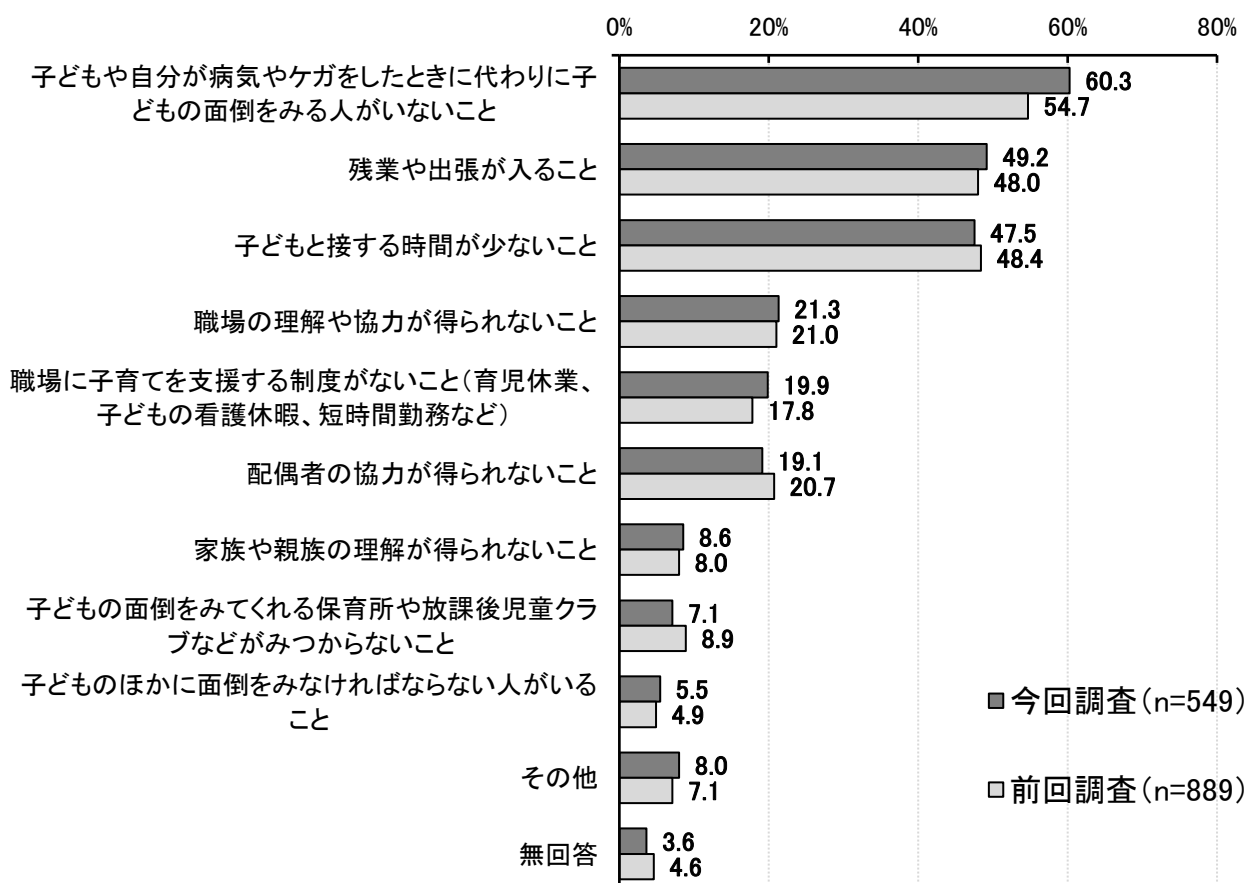


○仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことについてみると、「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」の割合が60.3%と最も高くなっており、前回調査と比較すると5.6ポイント増加しています。

【対象者：就学前児童】

問 あなたにとって、仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことは何ですか。現在仕事をされていない方は、仕事をしている場合のイメージでお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

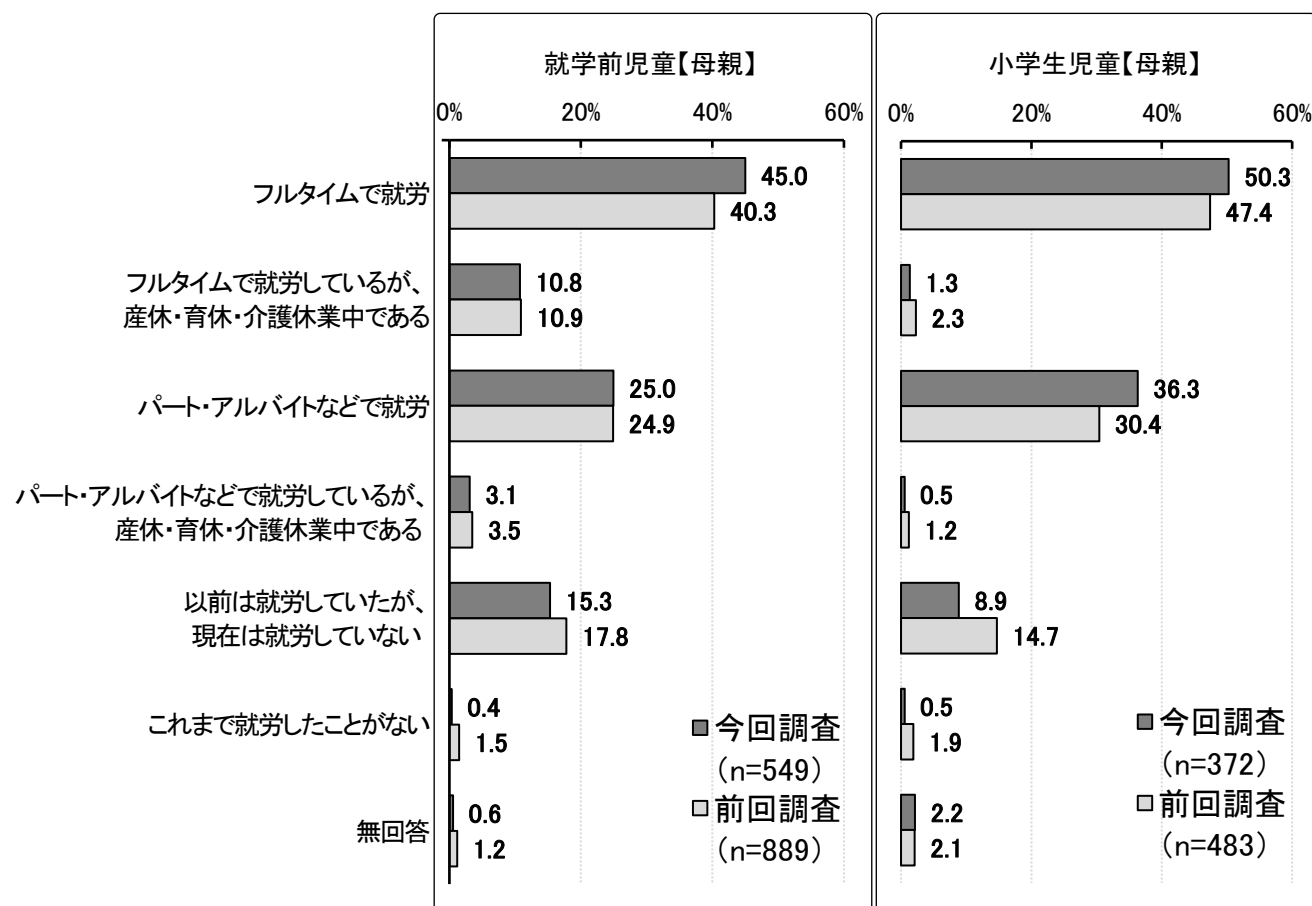


◆保護者の就労状況について

- 母親の就労状況についてみると、『就労している方』※¹の割合は就学前児童では83.9%、小学生児童では88.4%と8割以上の方が就労している状況です。
- そのうち『フルタイム』※²の割合が就学前児童では55.8%、小学生児童では51.6%と全体の半数以上が『フルタイム』となっています。
- 一方で、『就労していない方』※³の割合は就学前児童では15.7%、小学生児童では9.4%となっています。
- 前回調査と比較すると、就学前児童では『フルタイム』が4.7ポイント増加し、小学生児童では『就労していない方』が7.2ポイント減少しています。

【対象者：就学前児童、小学生児童】

問 母親の現在の就労状況についておうかがいします。(1つに○)



※1 『就労している方』：産休・育休・介護休業中の方も含めてフルタイム、パート・アルバイトなどで就労している方の合計

※2 『フルタイム』：「フルタイムで就労」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の合計

※3 『就労していない方』：「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」の合計

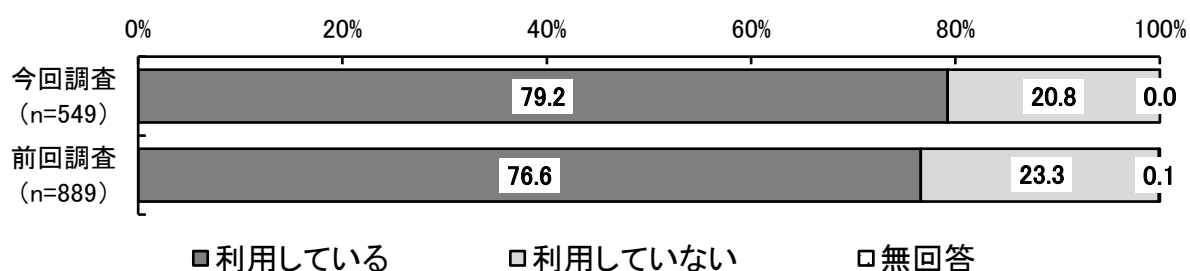
◆平日の定期的な教育・保育事業について

○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてみると、「利用している」が79.2%、「利用していない」が20.8%となっており、前回調査と同様に8割近くの方が利用しています。

○利用している理由についてみると、「子育てをしている方が現在就労している」が85.5%と前回調査よりも8.6ポイント増加しています。

【対象者：就学前児童】

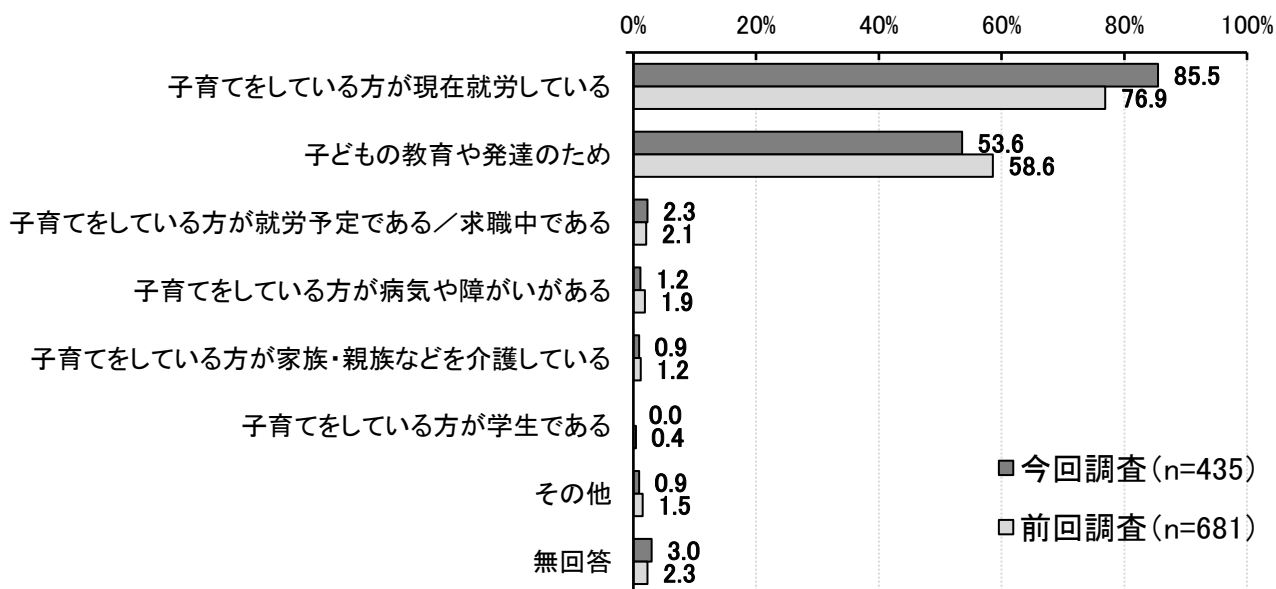
問 現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。
(1つに○)



【対象者：就学前児童】

「利用している」と回答された方のみ

問 利用している理由（あてはまるものすべてに○）

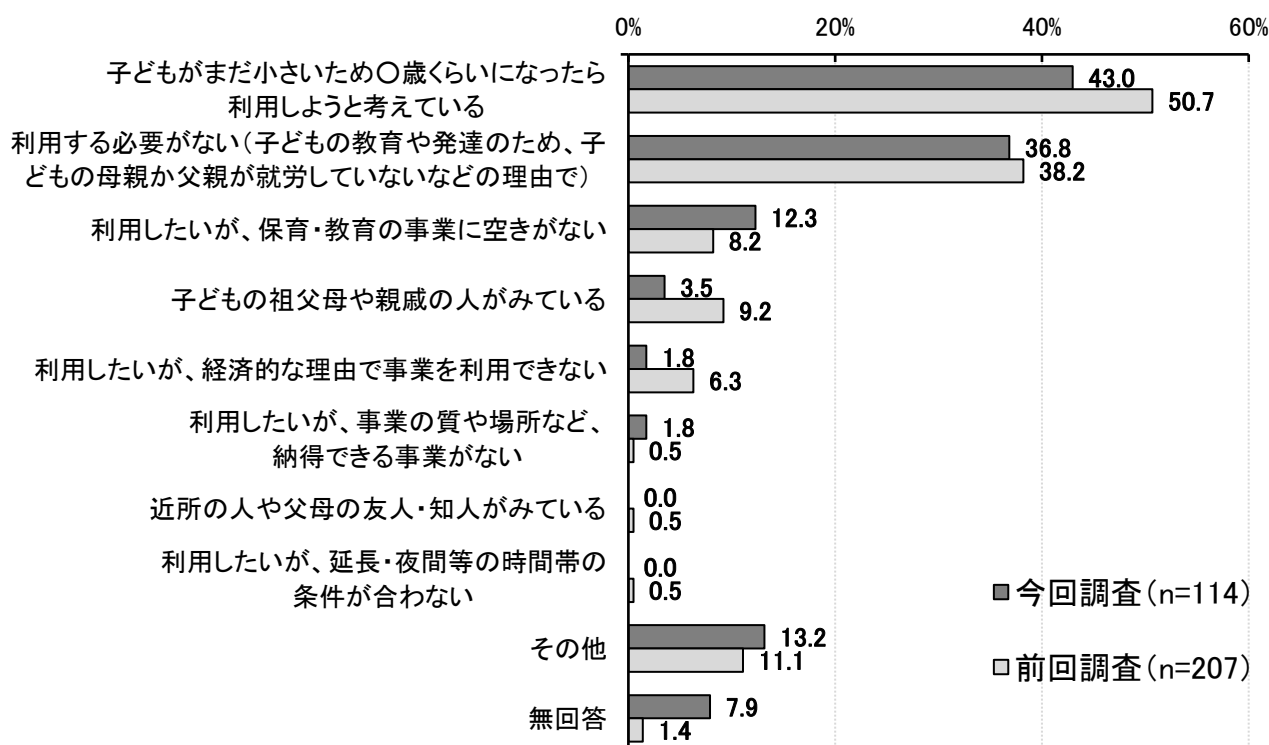


○利用していない理由についてみると、「子どもがまだ小さいため○歳くらいになったら利用しようと考えている」が43.0%と最も高くなっています。また、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が12.3%と前回調査から4.1ポイント増加しています。○事業の利用を考える子どもの年齢は「1歳」が46.9%と最も高く、「2歳」も16.3%と前回調査から5.8ポイント増加しています。

【対象者：就学前児童】

「利用していない」と回答された方のみ

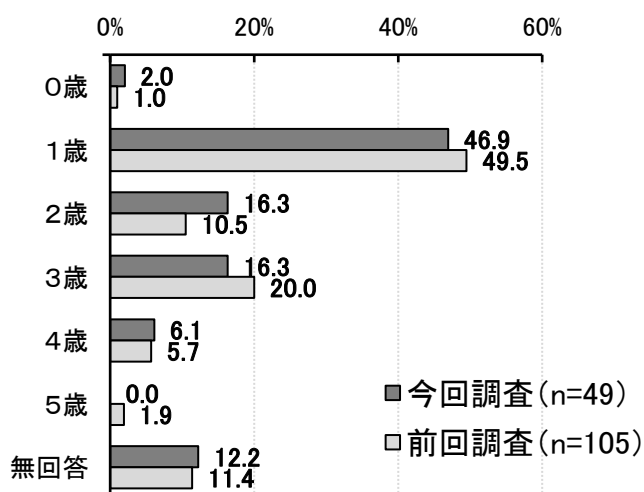
問 利用していない理由（あてはまるものすべてに○）



【対象者：就学前児童】

「子どもがまだ小さいため○歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答された方のみ

問 子どもが何歳くらいになったら定期的な教育・保育事業を利用したいか（自由記述）



◆病気の際の対応について

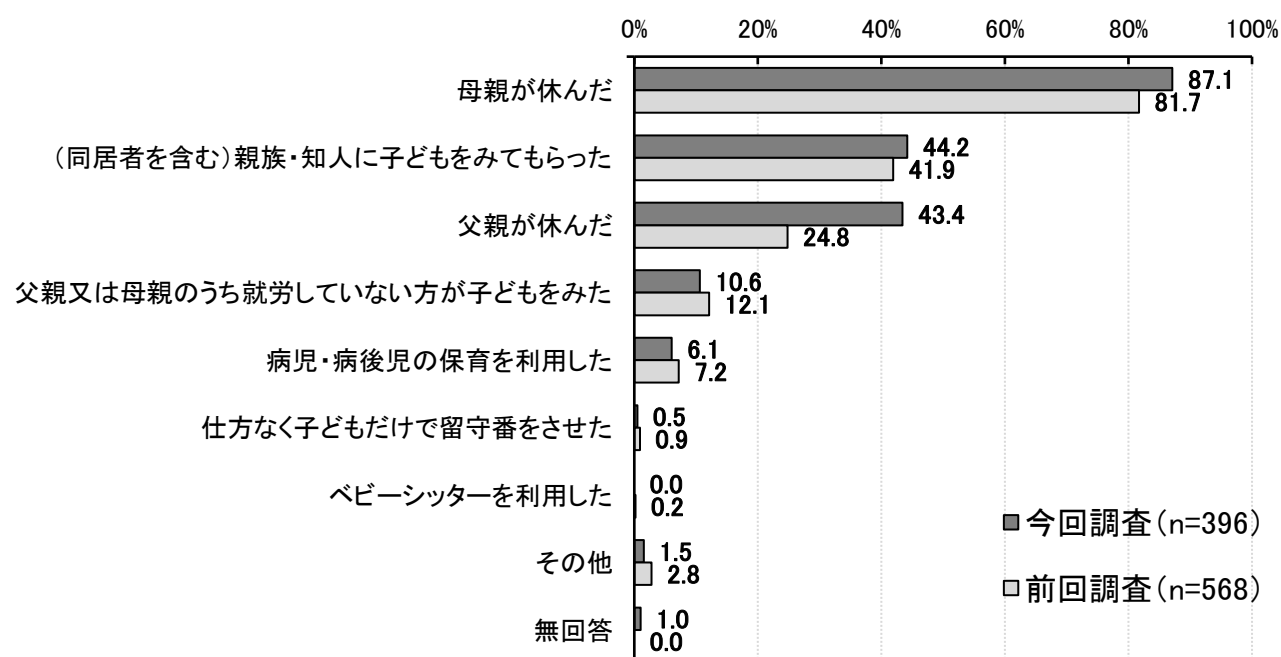
○子どもがケガや病気になった際の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が87.1%と最も高くなっています。また、「父親が休んだ」は43.4%と前回調査から18.6ポイント増加しています。

○父親あるいは母親が休んだと回答された方のうち、病児・病後児のための保育施設等の利用意向がある方は31.8%と前回調査同様に3割の方で利用意向がみられます。

【対象者：就学前児童】

問 子どもが病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかった時の対処方法

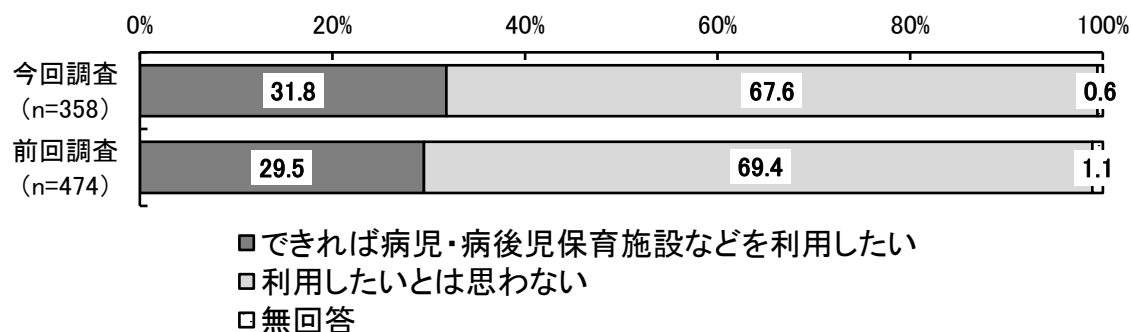
(あてはまるものすべてに○)



【対象者：就学前児童】

「父親が休んだ」あるいは「母親が休んだ」を回答された方のみ

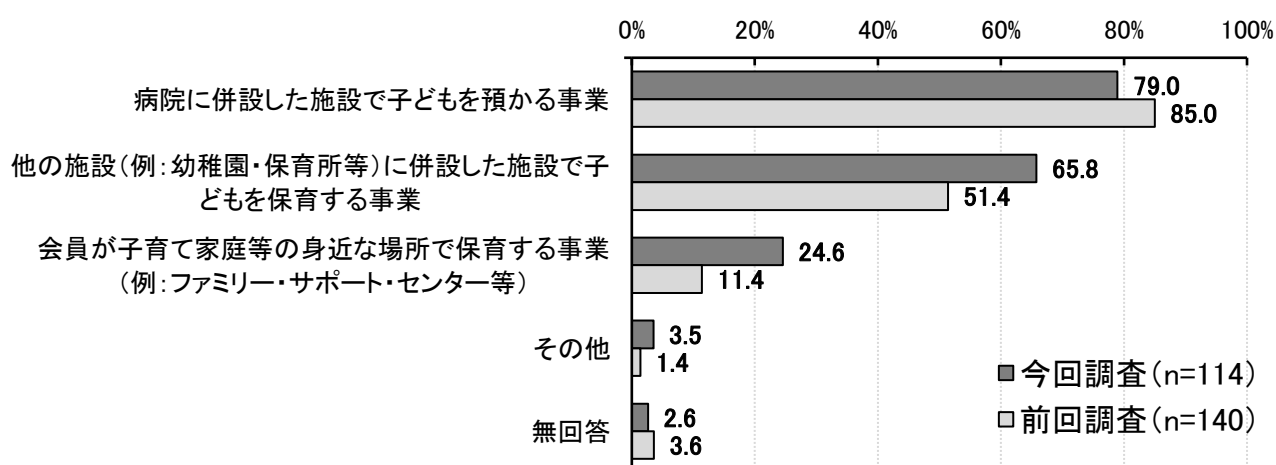
問 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。
(1つに○)



- 病児・病後児のための保育施設等の利用意向がある方が希望する事業形態は、「病院に併設した施設で子どもを預かる事業」が79.0%と前回調査同様に最も高くなっています。
- 前回調査と比較すると、「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が14.4ポイント増加、「会員が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）」が13.2ポイント増加しています。
- 「利用したいと思わない理由」についてみると、前回調査同様に親が仕事を休んで対応するほか、病児・病後児を他人にみてもらうのが不安であることが主な理由として挙げられています。

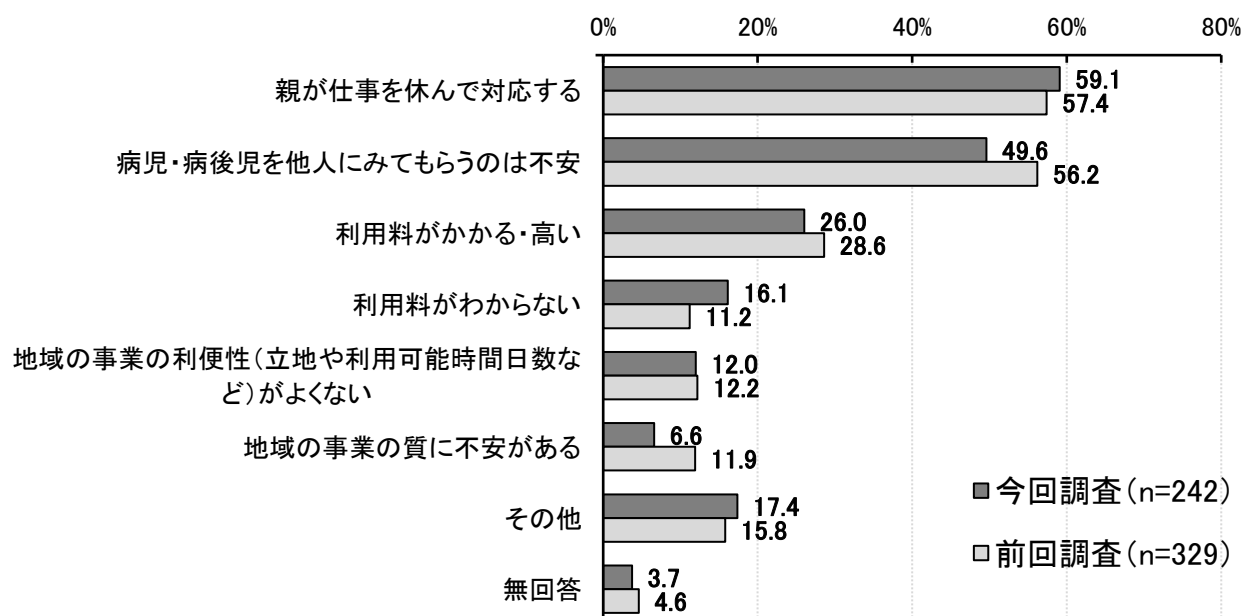
【対象者：就学前児童】

「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と回答された方のみ
問 希望する事業形態（あてはまるものすべてに○）



【対象者：就学前児童】

「利用したいとは思わない」と回答された方のみ
問 利用したいと思わない理由（あてはまるものすべてに○）



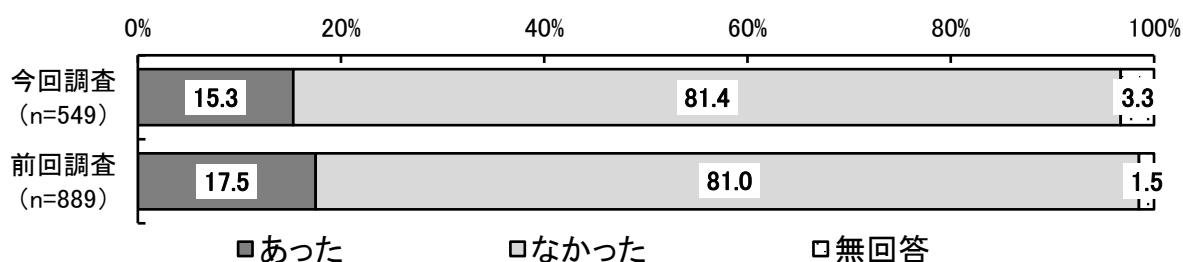
◆宿泊を伴う一時預かり等の利用について

○この１年間に、宿泊を伴う家族以外への一時預かりを行った経験についてみると、「あった」が15.3%となっています。

○対処方法では「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が90.5%と前回調査同様に高くなっています。

【対象者：就学前児童】

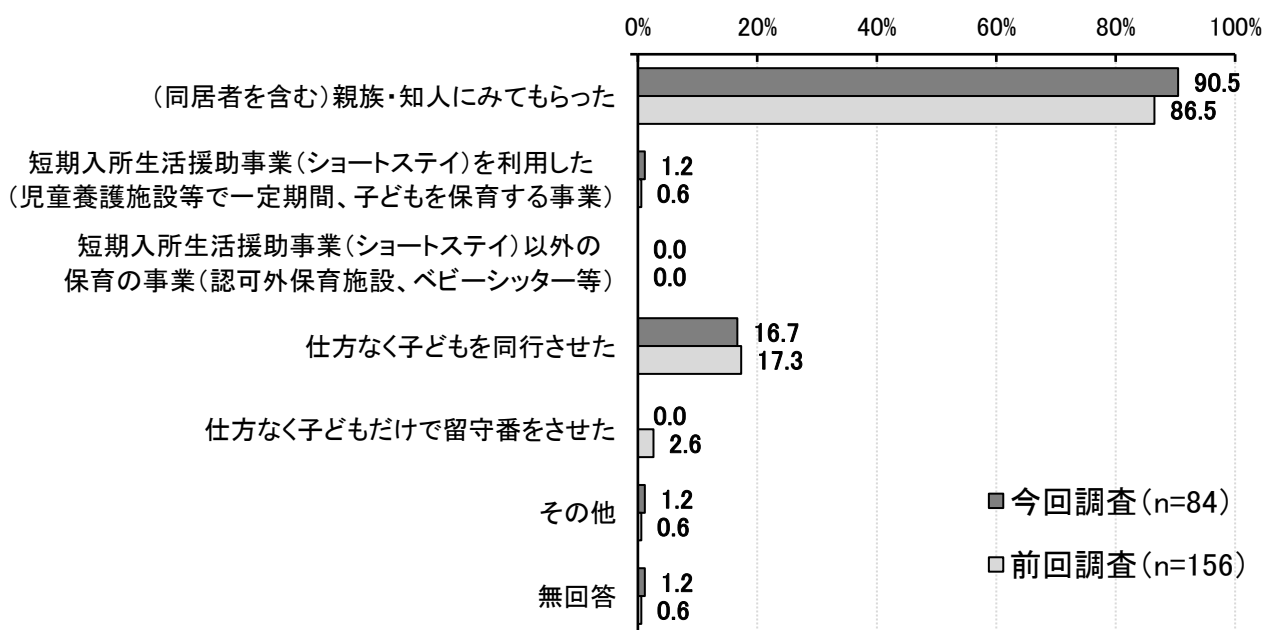
問 この１年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけて家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。(1つに○)



【対象者：就学前児童】

「あった」と回答された方のみ

問 この１年間の対処方法 (あてはまるものすべてに○)



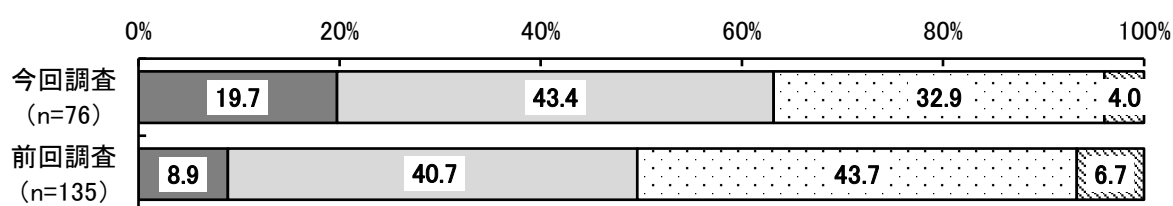
○「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」時の困難度についてみると、『困難』※¹と感じた割合は 63.1%と 6 割を超えており、前回調査と比較すると 13.5 ポイント増加しています。

○『困難』と回答された方の親族・知人に関する状況についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 52.1%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 39.6%と、祖父母等にみてもらえる方が多くなっています。

○その一方で、「いずれもない」は 8.3%となっています。

【対象者：就学前児童】

「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と回答された方のみ
問 その場合、どの程度困難でしたか。(1つに○)

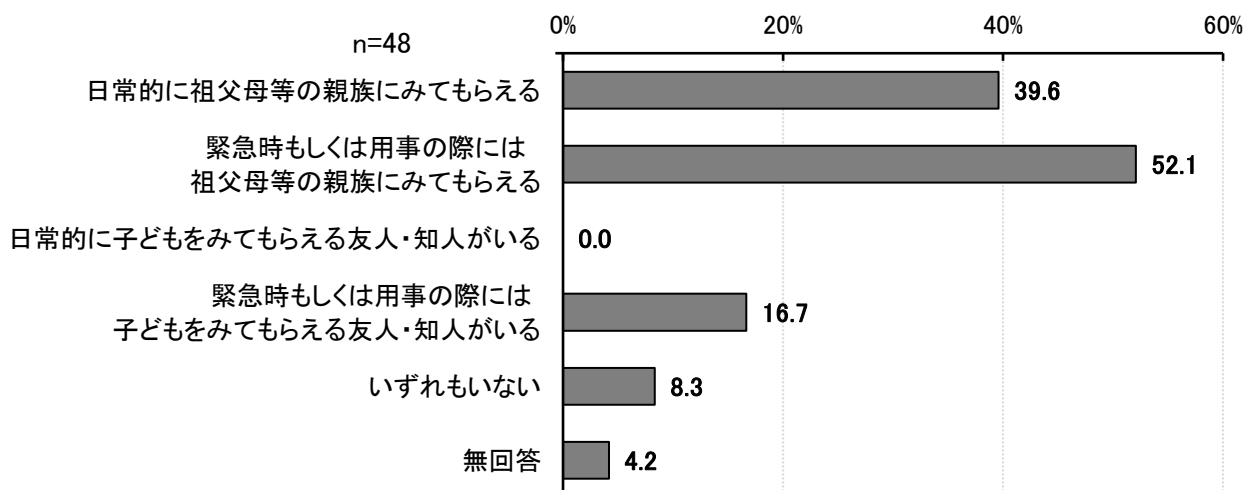


■非常に困難 □どちらかというと困難 □特に困難ではない ▨無回答

【対象者：就学前児童】

「非常に困難」あるいは「どちらかというと困難」と回答された方のみ

問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまるものすべてに○)



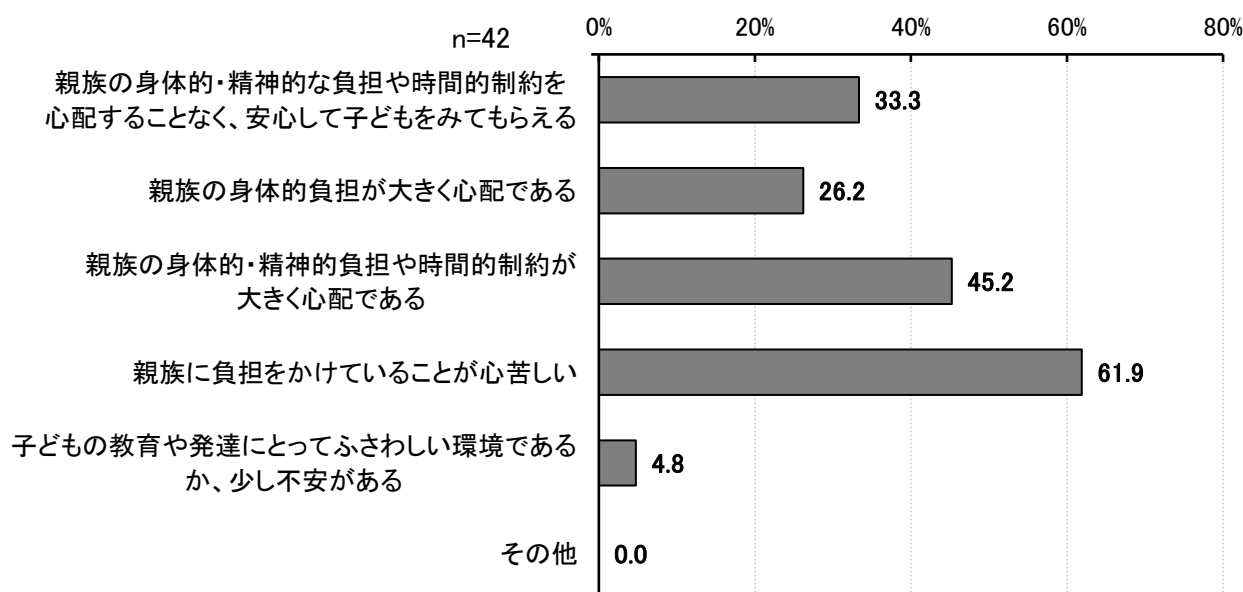
※¹ 『困難』: 「非常に困難」と「どちらかというと困難」の合計

○祖父母等にみてもらえる方の状況についてみると、「親族に負担をかけていることが心苦しい」が61.9%と6割を超えています。また、「親族の身体的・精神的負担や時間的制約が大きく心配である」も45.2%で半数近くとなっています。

【対象者：就学前児童】

「非常に困難」あるいは「どちらかというと困難」と回答された方のうち、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答された方のみ

問 祖父母等の親族にみてもらっている状況（あてはまるものすべてに○）



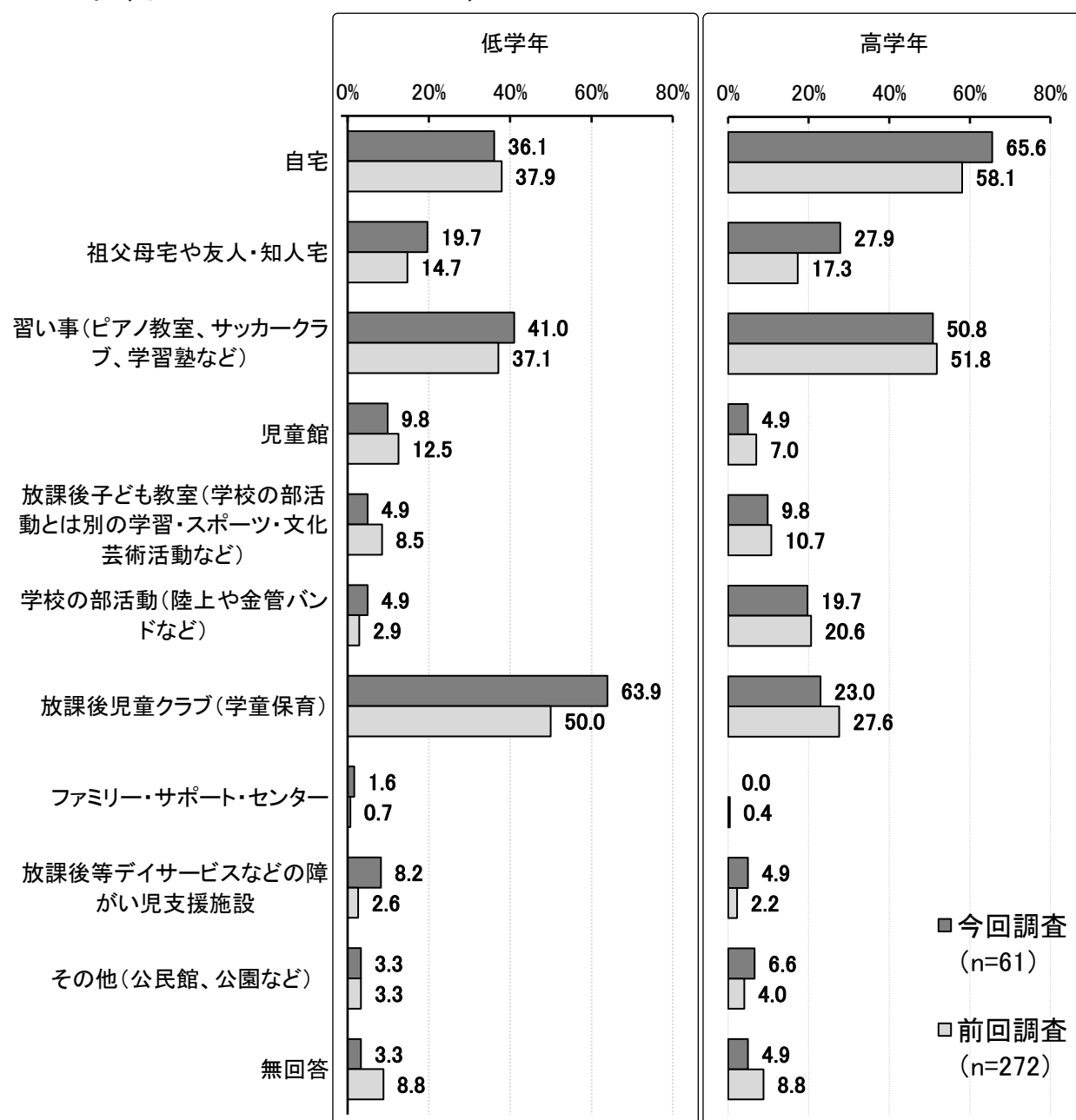
◆就学前児童の放課後の過ごし方について（５歳児限定）

○就学前児童（５歳児）の小学校進学後の放課後の過ごし方についてみると、低学年では「放課後児童クラブ」が63.9%と最も高く、前回調査と比較すると13.9ポイント増加しています。

○高学年では「自宅」が65.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が50.8%と前回調査同様に高くなっています。また、「祖父母宅や友人・知人宅」では27.9%と前回調査から10.6ポイント増加しています。

【対象者：就学前児童】

問 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



◆放課後児童クラブ（学童保育）について

○放課後児童クラブを現在利用している方の満足度についてみると、『満足』※の割合が9割と、全体的に満足されている状況になっています。

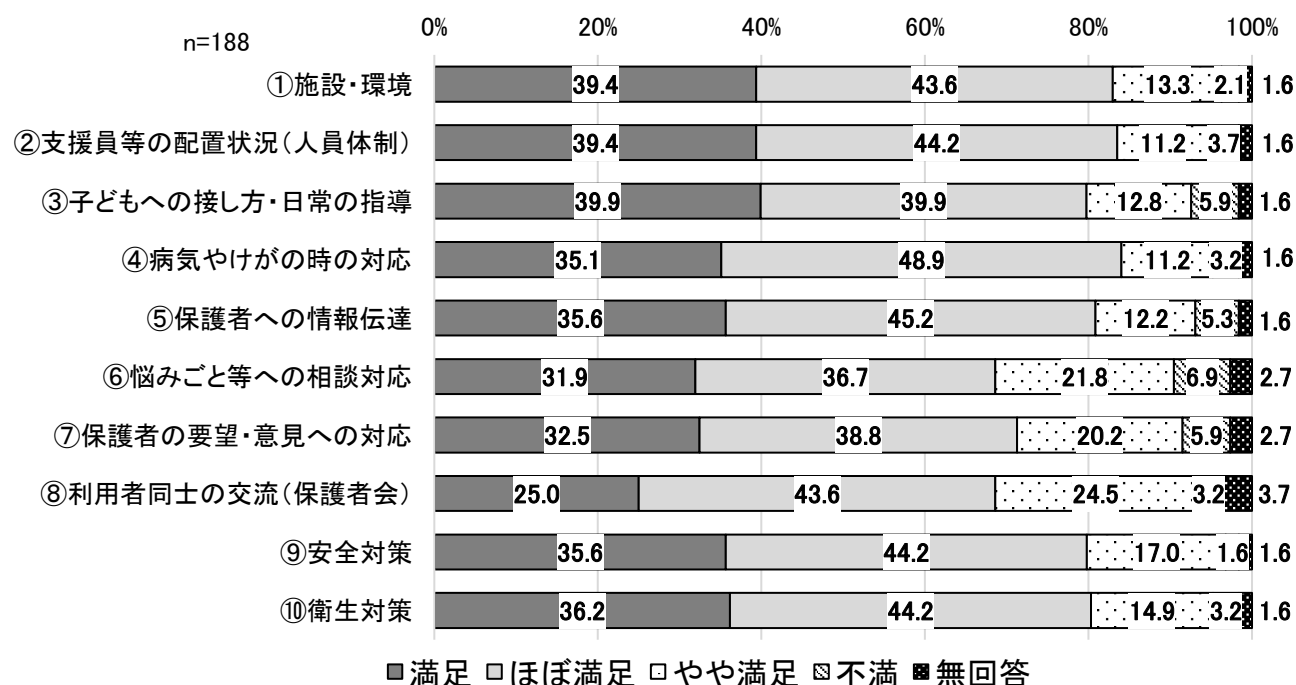
○一方で、『満足』の中で比較的満足度が低い「やや満足」についてみると、「⑥悩みごとなどへの相談対応」、「⑦保護者の要望・意見への対応」、「⑧利用者同士の交流（保護者会）」で2割を超えており、他の項目に比べて、比較的満足度が低いことがうかがえます。

○また、利用している方の放課後児童クラブへの要望として、「利用時間を延長してほしい」が29.3%と3割近くとなっています。

【対象者：小学生児童】

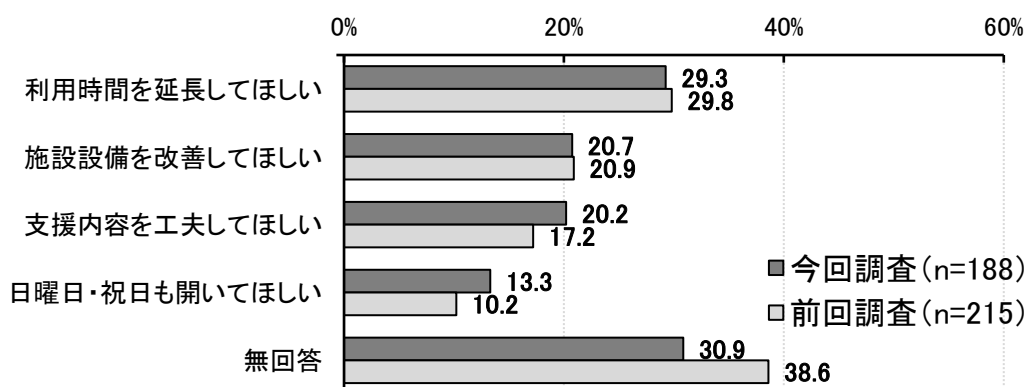
問 放課後児童クラブ（学童保育）に対してどのように感じていますか。

（①～⑩のそれぞれ1つに○）



問 現在通っている放課後児童クラブ（学童保育）に対して、次のような要望はありますか。

（○は2つまで）



※『満足』：「満足」、「ほぼ満足」、「やや満足」の合計

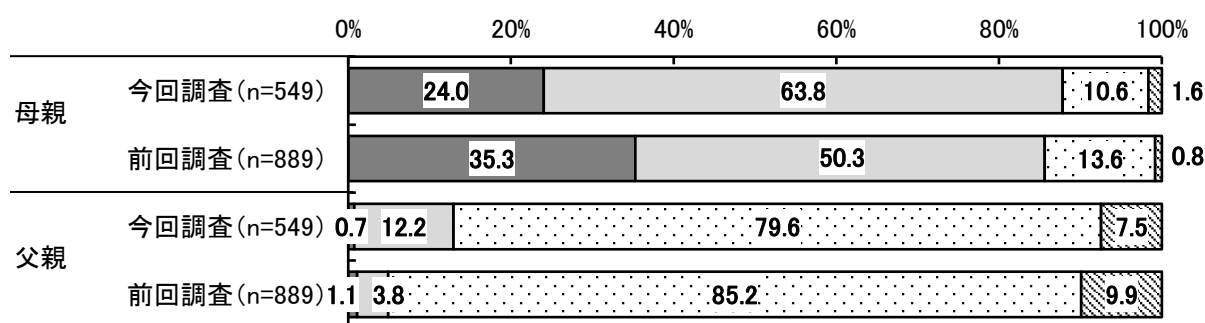
◆育児休業の取得状況について

○育児休業の取得状況についてみると、「取得した（取得中である）」の割合が母親では63.8%、父親では12.2%となっており、前回調査と比較すると母親は13.5ポイント、父親は8.4ポイント増加しています。

○取得していない理由についてみると、父親では「仕事が忙しかった」が47.6%、母親では、「その他」が24.1%で最も高くなっています。また、前回調査と比較すると「仕事が忙しかった」が母親は10.8ポイント、父親は9.2ポイント増加しています。

【対象者：就学前児童】

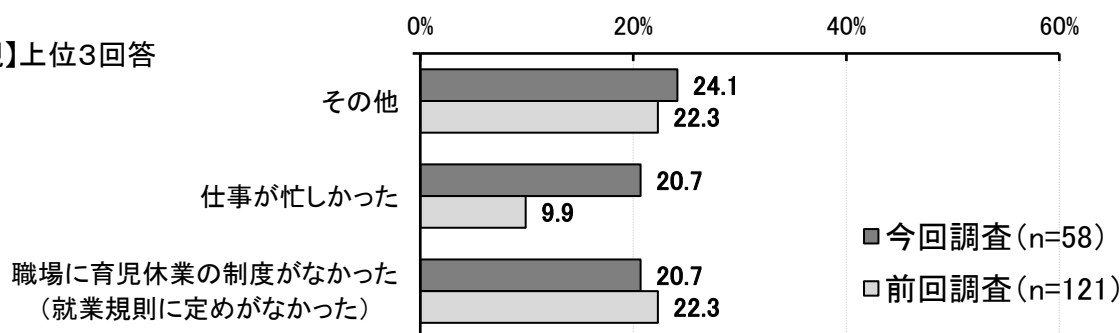
問 育児休業の取得をしましたか。（1つに○）



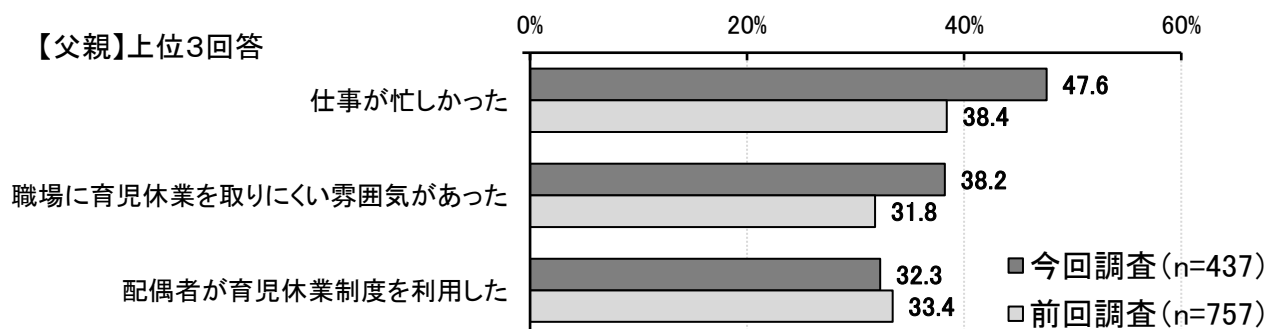
■働いていなかった □取得した（取得中である） □取得していない ■無回答

問 取得していない理由（あてはまるものすべてに○）

【母親】上位3回答



【父親】上位3回答

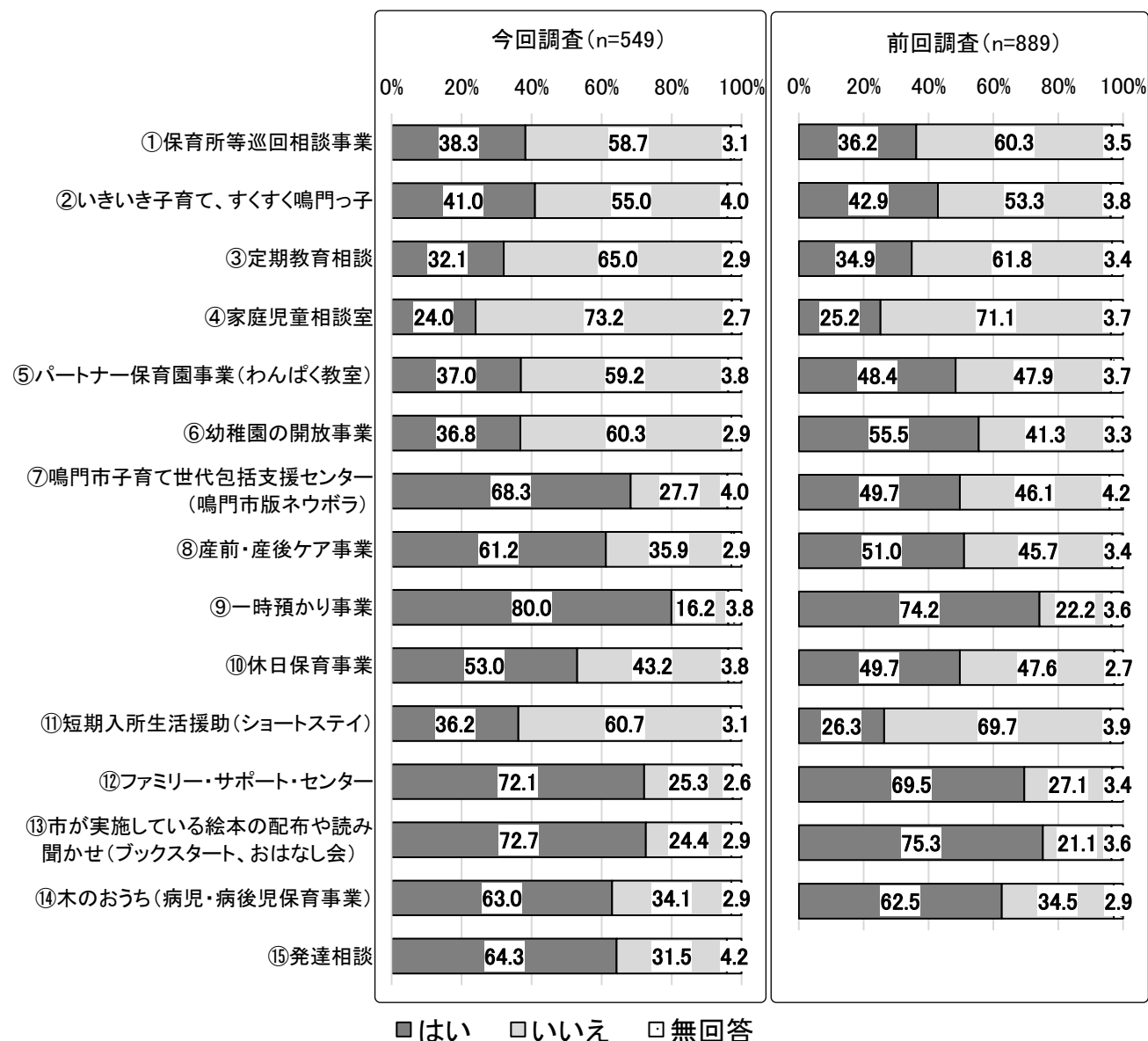


◆事業の認知度、利用経験、利用意向について

- 事業の認知度についてみると、「一時預かり事業」が80.0%と最も高くなっています。
- 前回調査と比較すると、「鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」が68.3%と18.6ポイント増加、「産前・産後ケア」が61.2%と10.2ポイント増加しています。一方で、「幼稚園の開放事業」は36.8%と前回調査から18.7ポイント減少、「パートナー保育園事業（わんぱく教室）」は11.4ポイント減少しています。

【対象者：就学前児童】

問 下記の事業で知っているものをお答えください（①～⑮の事業ごとに1つに○）



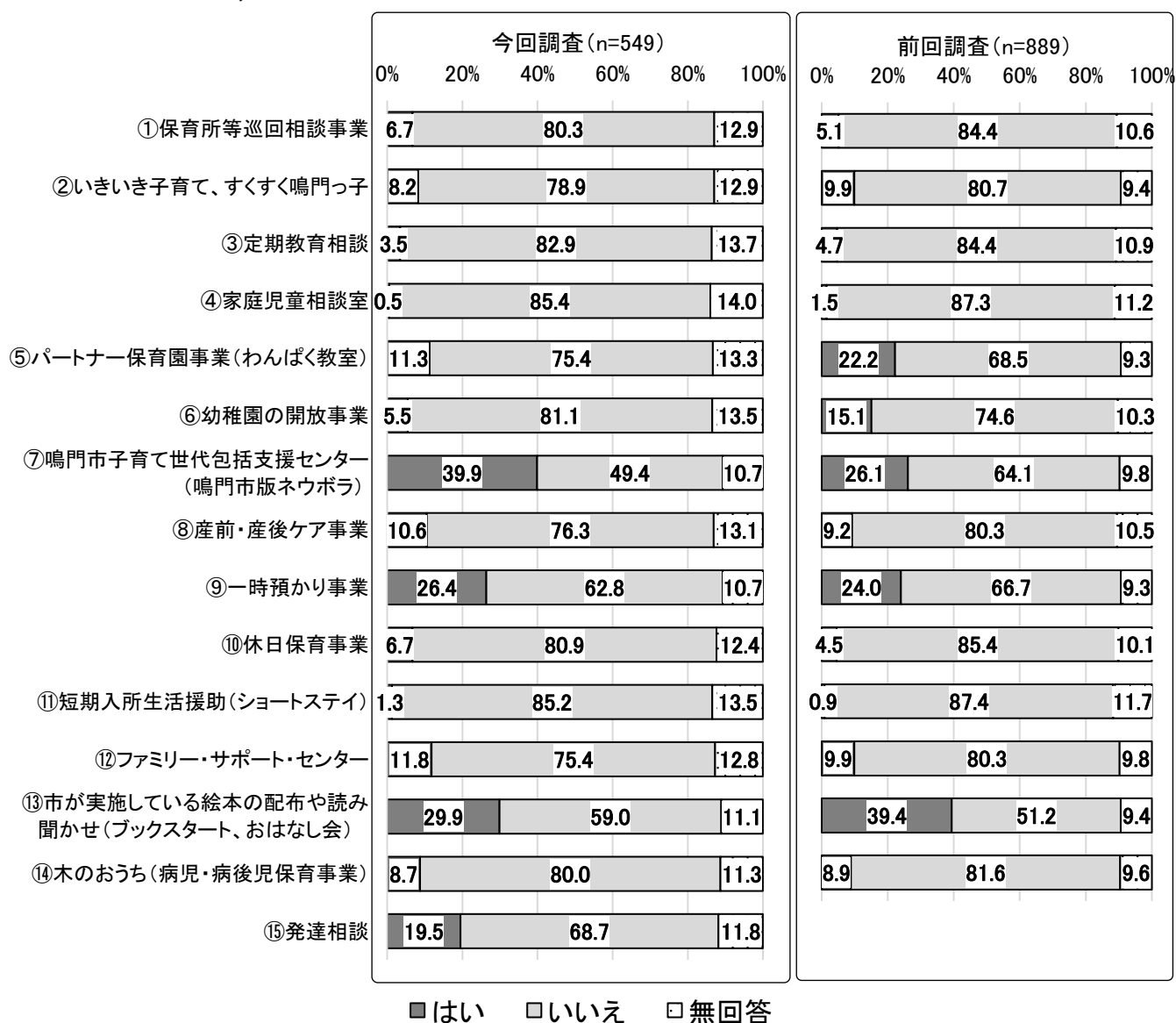
※前回調査では「⑮発達相談」の選択肢はありませんでした。

○事業の利用経験についてみると、「鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」が39.9%と最も高く、前回調査よりも13.8ポイント増加しています。また、「市が実施している絵本の配布や読み聞かせ（ブックスタート、おはなし会）」は29.9%、「一時預かり事業」は26.4%と約3割の方の利用経験があります。

○一方で、事業の利用経験がない方の割合も前回調査同様高くなっており、15事業中11事業で7割を超える方の利用経験はありませんでした。

【対象者：就学前児童】

問 下記の事業でこれまで利用したことがあるものをお答えください（①～⑮の事業ごとに1つに○）



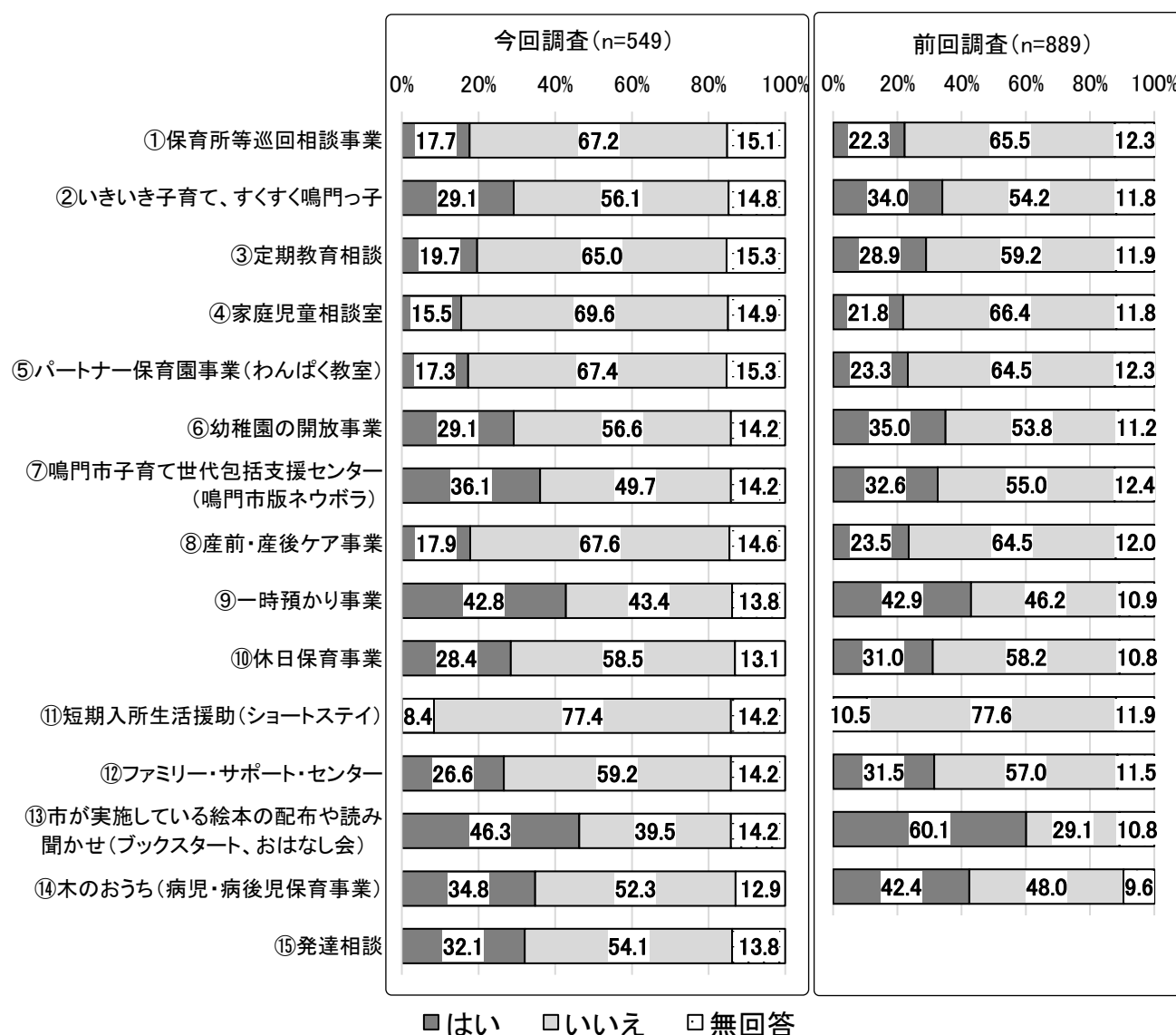
※前回調査では「⑮発達相談」の選択肢はありませんでした。

○事業の利用意向についてみると、「市が実施している絵本の配布や読み聞かせ（ブックスタート、おはなし会）」が46.3%、「一時預かり事業」が42.8%と、この2つの事業は前回調査同様に利用意向が高い事業となっています。

○前回調査と比較すると、「鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」は36.1%と3.5ポイント増加しています。

【対象者：就学前児童】

問 下記の事業で今後利用したいものをお答えください（①～⑮の事業ごとに1つに○）



※前回調査では「⑮発達相談」の選択肢はありませんでした。

◆行政への要望について

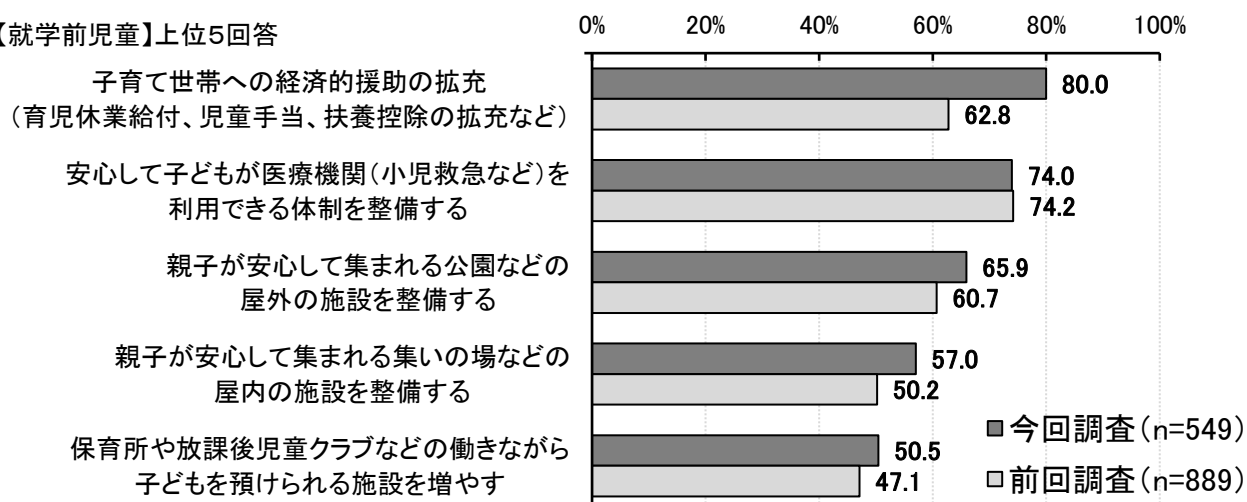
○行政に対する支援策の要望についてみると、「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など）」の割合が就学前児童では 80.0%、小学生児童では 72.9%と最も高くなっており、それぞれ前回調査から 15.0 ポイント以上増加しています。

○就学前児童、小学生児童ともに上位 5 回答の項目は概ね同様ですが、項目の違いとして、就学前児童では「保育所や放課後児童クラブなどの働きながら子どもを預けられる施設を増やす」、小学生児童では「子どもの安全を確保する対策を充実する」がそれぞれあげられています。

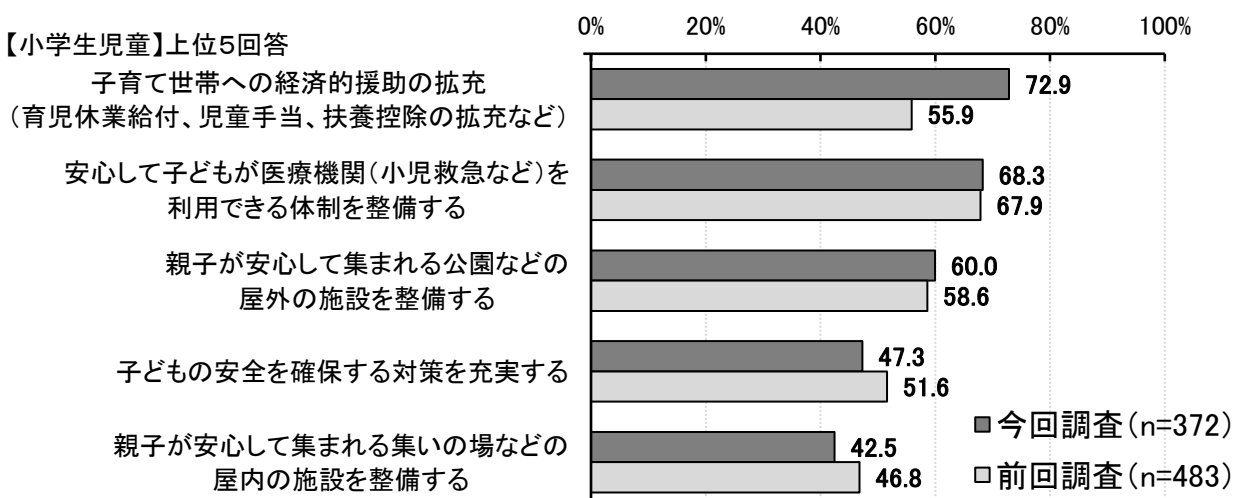
【対象者：就学前児童、小学生児童】

問 行政に対して、子育て支援の現状やあなたの子育て経験などから、どのような支援策の充実を図って欲しいですか。（あてはまるものすべてに○）

【就学前児童】上位5回答



【小学生児童】上位5回答



③ニーズ調査結果からみる今後の課題について

◆子育てに関する不安や負担の軽減

子育てに関して不安や負担を感じることが多い方は全体の３割となっており、理由として「仕事と子育ての両立が難しい」、「経済的な負担が大きい」が半数以上となっています。

仕事と子育ての両立が難しい点について、育児休業の取得状況をみると前回調査より「取得した（取得中である）」の割合は増加していますが、仕事が忙しいことなどを理由に、母親では１０.６％、父親では７９.６％が取得できていない状況です。

また、経済的な負担が大きい点については、行政に対する支援策の要望でも「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など）」が最も高く、就学前児童で８０.０％、小学生児童で７２.９％となっています。

本市では、「なるとまるごと子育て応援パッケージ事業」を令和４年度から令和７年度までを期間として実施しています。この事業では、ライフステージごとに子育て世代を包括的にサポートしており、子育て中の母親を対象にした在宅ワークでの働き方の支援や保育料無償化をはじめとする経済的支援等に取り組んでいます。

事業期間終了後もこのような支援を継続することで、子育てに関する不安や負担の軽減を図ることが大切です。

◆就労状況と定期的な教育・保育事業のニーズ

母親の就労状況について、就学前児童、小学生児童ともに８割以上の方が就労しており、就労している方の半数が「フルタイム」となっています。

また、定期的な教育・保育事業の利用状況について、７９.２％の方が利用しており、利用している理由では「子育てをしている方が現在就労している」が８５.５％となっています。

就労率の増加に伴い、特に保育事業のニーズが高くなっており、本市における認定状況でも、３号認定では０歳児で令和２年度～令和５年度まで定員超過、１・２歳児で令和５年度に定員超過となっていますが、実際は定員を超えて受け入れている状況です。

今後も、ニーズに対する供給量の確保に努め、就労しながら安心して子育てができる環境づくりを整備していくことが重要です。

◆病児・病後児を含めた一時預かりの体制整備

子どもがケガや病気となった際に母親あるいは父親が休んだ方で、病児・病後児保育施設を利用意向のある方は3割となっています。一方で、7割の方は利用意向がなく、その理由の1つとして、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が49.6%と半数近くとなっています。

また、宿泊を伴う一時預かりをした経験がある方は15.3%で、そのうち9割の方が「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」となっています。一方で、親族・知人に預けることへの困難度は63.1%と6割を超えています。

事業の認知度として、「木のおうち(病児・病後児保育事業)」で63.0%、「一時預かり事業」80.0%と半数以上の方に認知されている状況であることから、今後も継続して事業の周知を図るとともに、子どもが病気となった際や宿泊を伴う一時預かりが必要となった際に保護者が安心して預けられる体制を整備していくことが重要です。

◆放課後の居場所づくり

就学前児童(5歳児)の保護者が希望する小学校進学後の放課後の過ごし方についてみると、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が63.9%となっています。

放課後児童クラブについては、年間で概ね500人～600人が利用しており、保護者の利用満足度も『満足』が9割と高くなっています。

引き続き、利用する児童や保護者のニーズに応じた事業提供を行い、放課後の居場所として満足してもらえる環境づくりが大切です。

◆地域子ども・子育て支援事業の周知および利用促進

地域子ども・子育て支援事業の認知度についてみると、15事業中8事業で知っている割合が5割を超えており、特に「一時預かり事業」は80.0%となっています。一方で、利用経験では15事業中11事業で「利用したことがない」が7割を超えています。

「鳴門市子育て世代包括支援センター(鳴門市版ネウボラ)」のように、前回調査から認知度や利用経験のある割合が増加している事業もみられることから、今後も各種事業の周知に努め、支援が必要な方が安心して利用できるよう取り組んでいく必要があります。

(2) 子どもの生活に関するアンケート調査（生活状況調査）

①調査概要

本調査は、子育て世帯の貧困や貧困の連鎖が社会問題として注目される中、本市において経済的に厳しい世帯の状況が、子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを明らかにするために実施しました。家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもの成長を支えるための方策を検討する上で、子育て世帯の経済状況と生活実態に関する本調査の結果を基礎資料とし、有効な施策のあり方についての有益な情報を得ることを目的としています。

調査地域	鳴門市全域	
調査対象者	小学１年生	鳴門市立小学校に在籍する小学１年生全員（379人）の保護者
	小学５年生	鳴門市立小学校に在籍する小学５年生全員（429人）とその保護者（429人）
	中学２年生	鳴門市立中学校に在籍する中学２年生全員（418人）とその保護者（418人）
	児童扶養手当受給世帯	鳴門市に居住する児童扶養手当受給世帯で、子どもが前記の学年に在籍していない世帯（342世帯）
調査時期	令和４年２月４日～令和４年２月18日	
調査方法	小学校・中学校：学校配布、郵送回収 児童扶養手当受給世帯：郵送配布、郵送回収	
配布数	小学１年生：保護者379件 小学５年生：児童429件、保護者429件 中学２年生：生徒418件、保護者418件 児童扶養手当受給世帯：342件	
回収率※	小学１年生：62.0%（235件） 小学５年生：60.4%（259件） 中学２年生：56.5%（236件） 児童扶養手当受給世帯：43.9%（150件）	

※小学５年生、中学２年生は子どもと保護者のアンケートの両方に回答があるものを有効回答として、回収率を算出しています。

②調査結果（抜粋）

本計画では、調査結果の抜粋として、相対的貧困世帯に占める児童扶養手当受給の有無による違いを把握するため、小中学生の児童生徒および保護者の調査結果をまとめています。

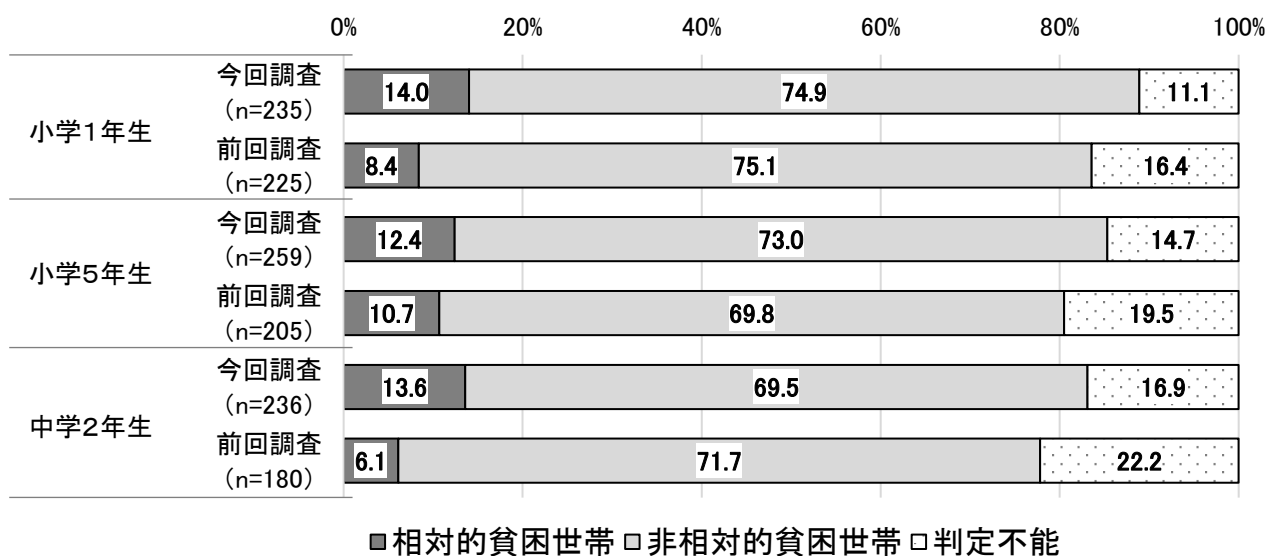
また、小学5年生、中学2年生は子どもと保護者のアンケートの両方に回答があるものを有効回答としているため、学年が特定できる730件に加え、学年が不明（小学5年生または中学2年生）の親子ペア回答9件を含めた739件を対象に分析を行っています。

◆相対的貧困率について

○国民生活基礎調査に基づく世帯人員別の貧困線を基に算定した世帯収入を下回る世帯を「相対的貧困世帯」としています。

○対象ごとに「相対的貧困世帯」の割合についてみると、小学生及び中学生においても、1割を超える方が「相対的貧困世帯」となっています。

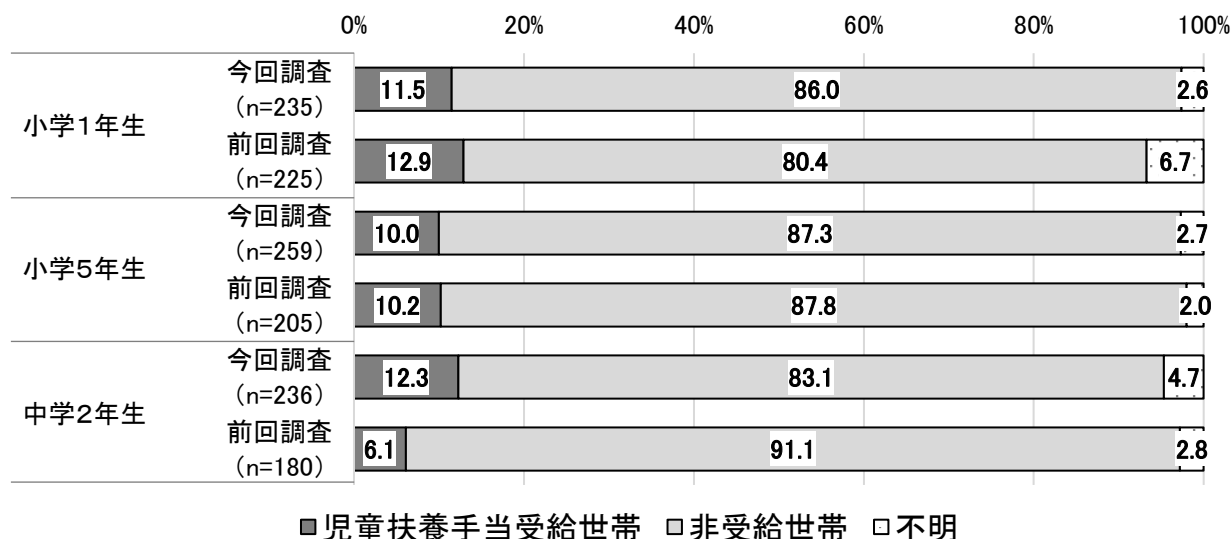
○平成30年に実施した前回調査と比較しても、「相対的貧困世帯」が増加している傾向がみられます。※



※今回調査と前回調査では国民生活基礎調査の貧困線の基準が異なっていますが、仮に同じ貧困線で比較した場合も、前回調査より相対的貧困世帯の割合が高くなっています。

◆児童扶養手当受給世帯について

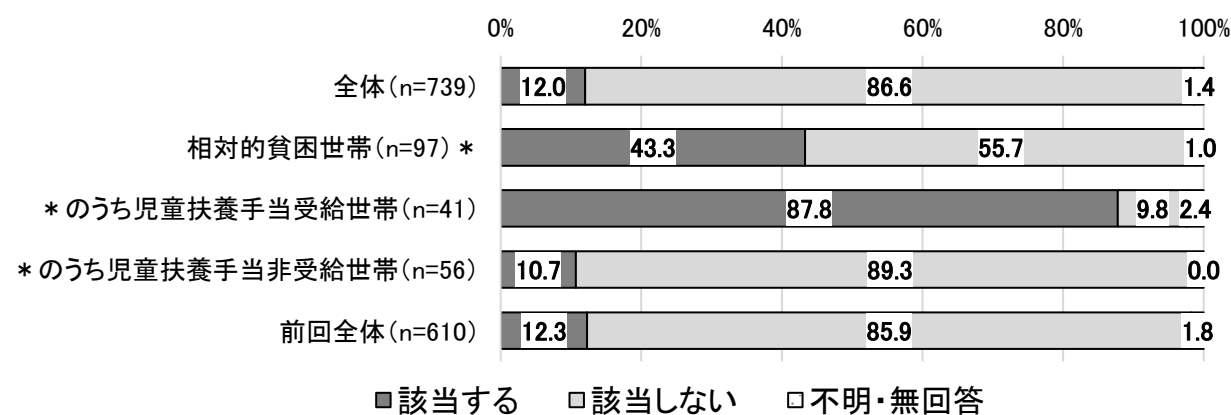
○児童扶養手当を受けている割合についてみると、各学年において 1 割を超えています。
○中学 2 年生では児童扶養手当を受けている割合が 12.3%と、前回調査から 6.2 ポイント増加しています。



◆ひとり親世帯について

○ひとり親世帯に該当するかについてみると、全体で 12.0%と 1 割の方がひとり親世帯に該当しています。そのうち、相対的貧困世帯では 43.3%となっています。相対的貧困世帯のうち、児童扶養手当受給世帯では 87.8%、非受給世帯では 10.7%がひとり親世帯に該当しています。

問 あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。(1つに○)



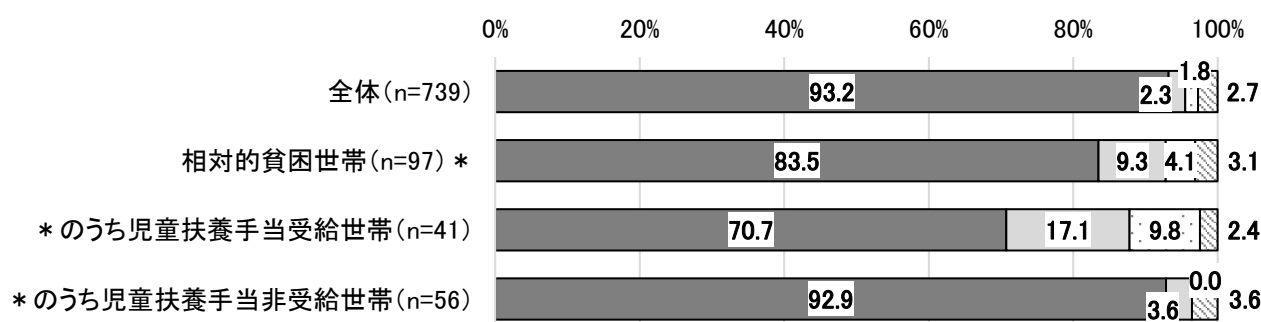
※該当する理由として、「死別」、「離婚」、「未婚」、「別居」、「その他」となっています。

◆周囲にいる頼れる人の状況について

○重要なことがらの相談で頼れる人の有無についてみると、全体で 93.2%と 9 割以上で頼れる人がいます。一方で、「いない」の割合が、相対的貧困世帯では 9.3%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯では 17.1%の方は相談で頼れる人がいない状況となっています。

○頼れる人についてみると、「配偶者」が 82.0%と最も高く、次いで「親・親族」が 76.2%となっています。一方で、「民生委員・児童委員」や「市役所などの公的機関」の割合は低くなっています。

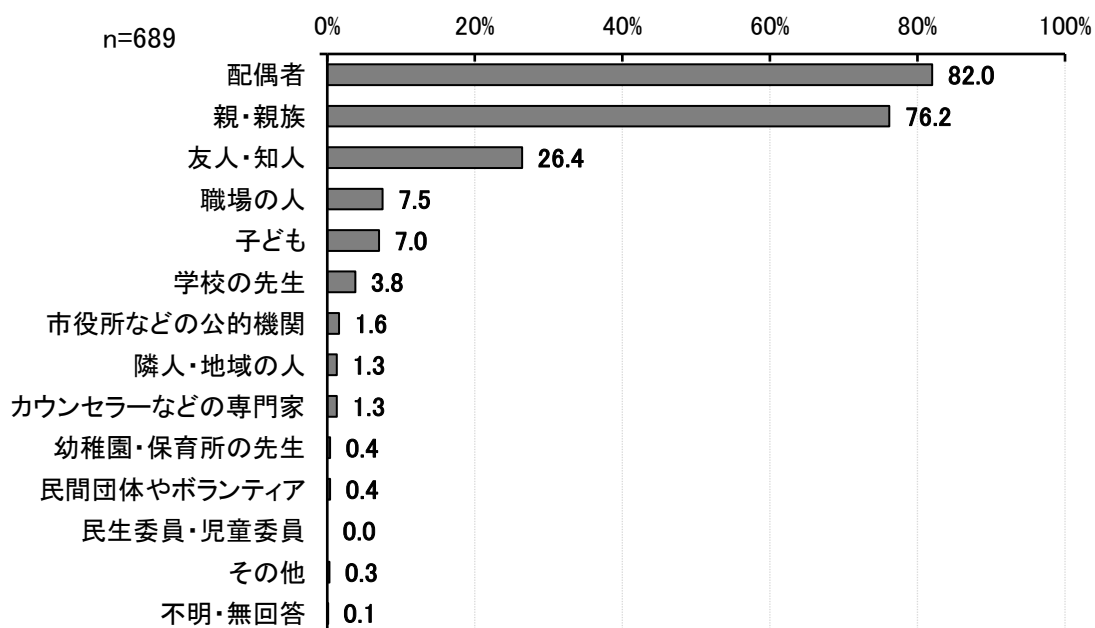
問 重要なことがらの相談で頼れる人はいますか。(1 つに○)



■いる □いない □そのことで人に頼らない ▨不明・無回答

重要なことがらの相談で頼れる人が「いる」と回答された方のみ

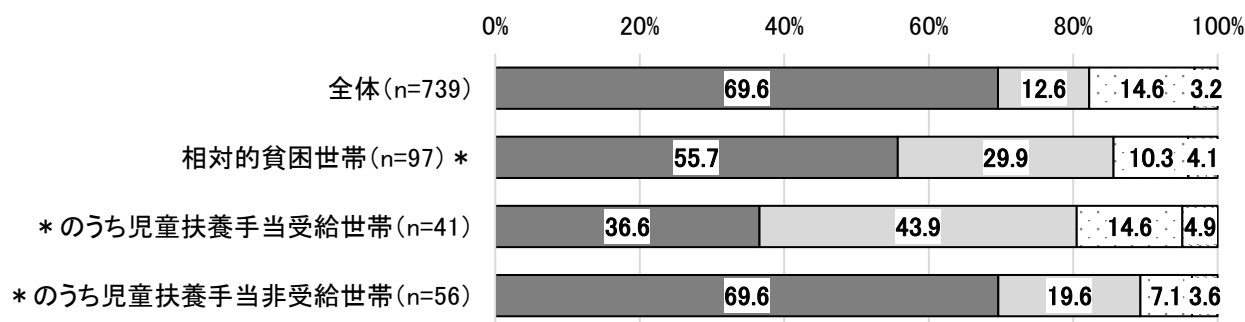
問 頼れる人は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)



○いざという時のお金の援助で頼れる人の有無についてみると、全体で69.6%と7割近くで頼れる人がいます。一方で、「いない」の割合が、相対的貧困世帯では29.9%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯では43.9%、非受給世帯では19.6%の方は頼れる人がいない状況となっています。

○頼れる人についてみると、「親・親族」が86.4%と最も高く、次いで「配偶者」55.6%となっています。

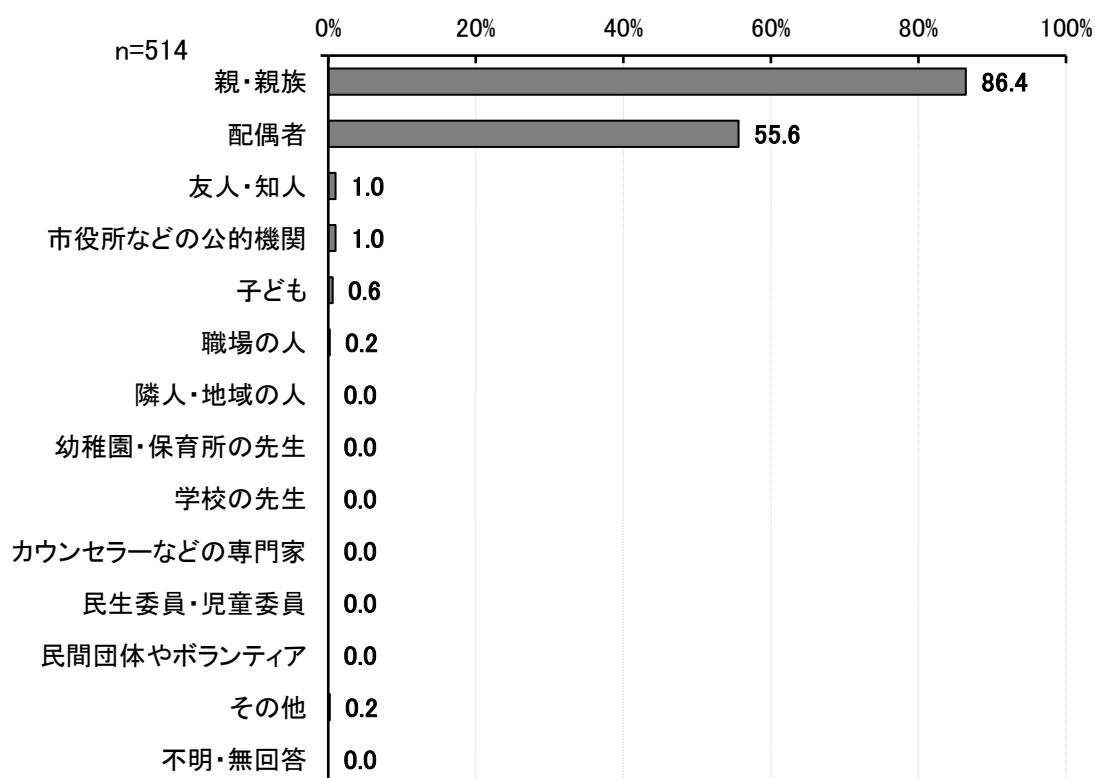
問 いざという時のお金の援助の相談で頼れる人はいますか。(1つに○)



■いる □いない □そのことで人に頼らない ▣不明・無回答

いざという時のお金の援助の相談で頼れる人が「いる」と回答された方のみ

問 頼れる人は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)



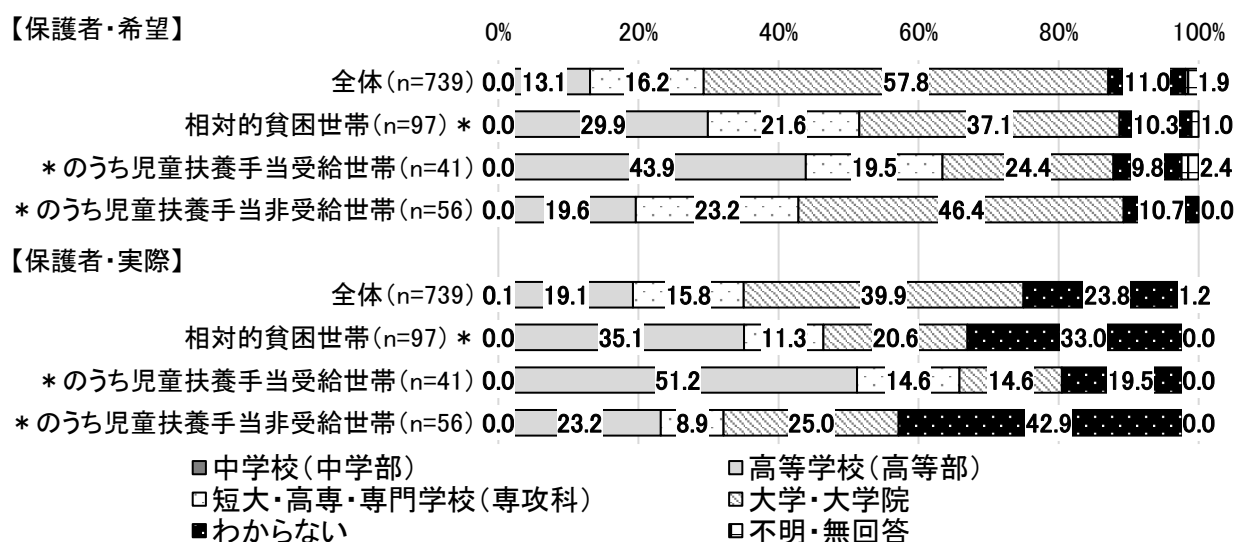
◆保護者と子どもの進学意向について

○保護者が希望する子どもの進学先についてみると、全体では「大学・大学院」が57.8%となっています。一方で、「高等学校（高等部）」の割合が全体の13.1%に対し、相対的貧困世帯では29.9%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯では43.9%となっています。

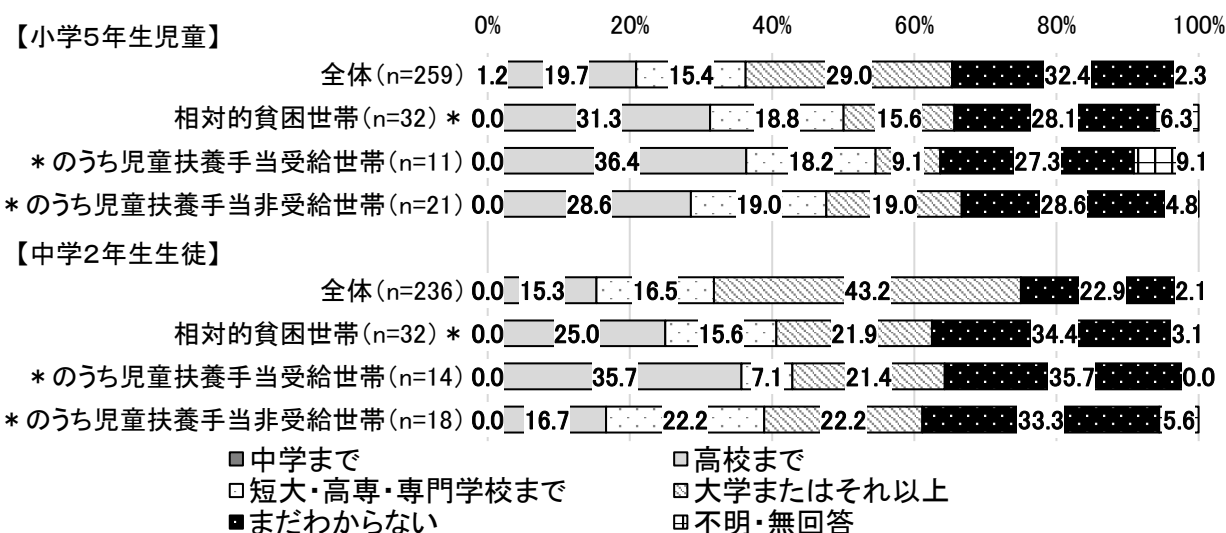
○現実的に見た上で、実際の進学先についてみると、「大学・大学院」が減少し、「高等学校（高等部）」や「わからない」が増加しています。相対的貧困世帯でみると、「大学・大学院」が20.6%と、希望よりも16.5ポイント減少しています。

○子どもが希望する進学先についてみると、小学5年生児童、中学2年生生徒ともに「大学またはそれ以上」の割合が最も高くなっています。一方で、「高校まで」の割合が相対的貧困世帯では、小学5年生児童、中学2年生生徒ともに全体と比べて約10ポイント以上増加しています。

問 お子さんには、将来どの段階まで進学してほしいと思いますか。（1つに○）



問 あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。（1つに○）

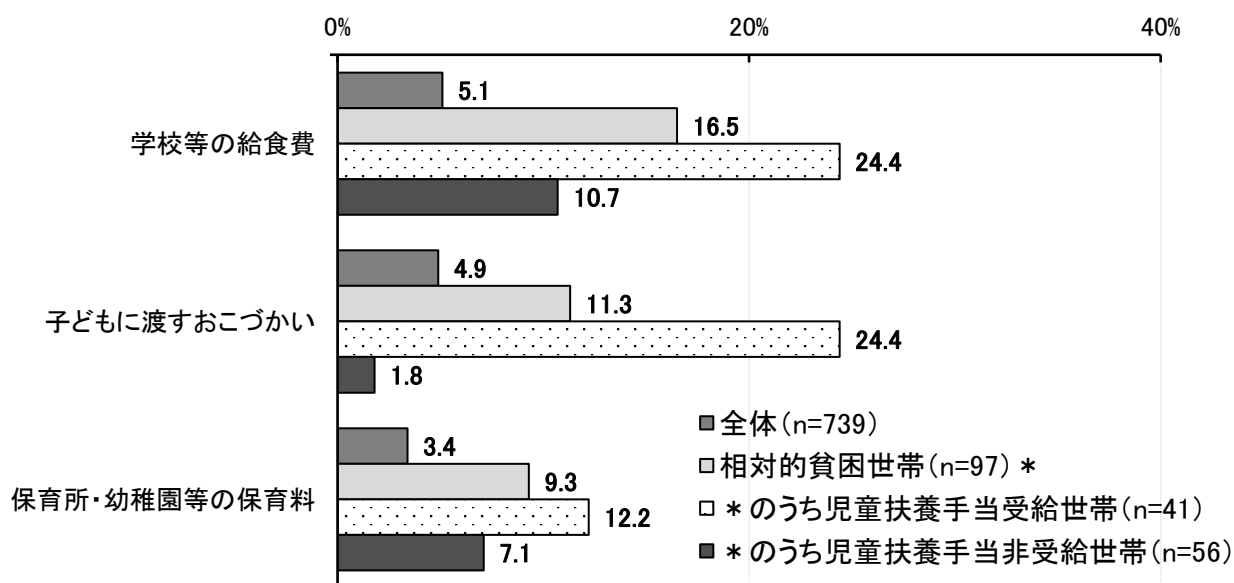


◆経済的状況について

○子育てや教育にかかる費用を払えなかった経験や遅らせた経験があるものについてみると、「学校等の給食費」、「子どもに渡すおこづかい」、「保育所・幼稚園等の保育料」が上位3回答となっています。「学校等の給食費」についてみると、相対的貧困世帯では16.5%、そのうち、児童扶養手当受給世帯では24.4%と2割を超える方で払えなかった経験、遅らせた経験があります。

問 子育てや教育にかかる費用のうち、これまでにお金が足りなくて払えなかったことや、支払いを遅らせたことがあるものはありますか。(あてはまるものすべてに○)

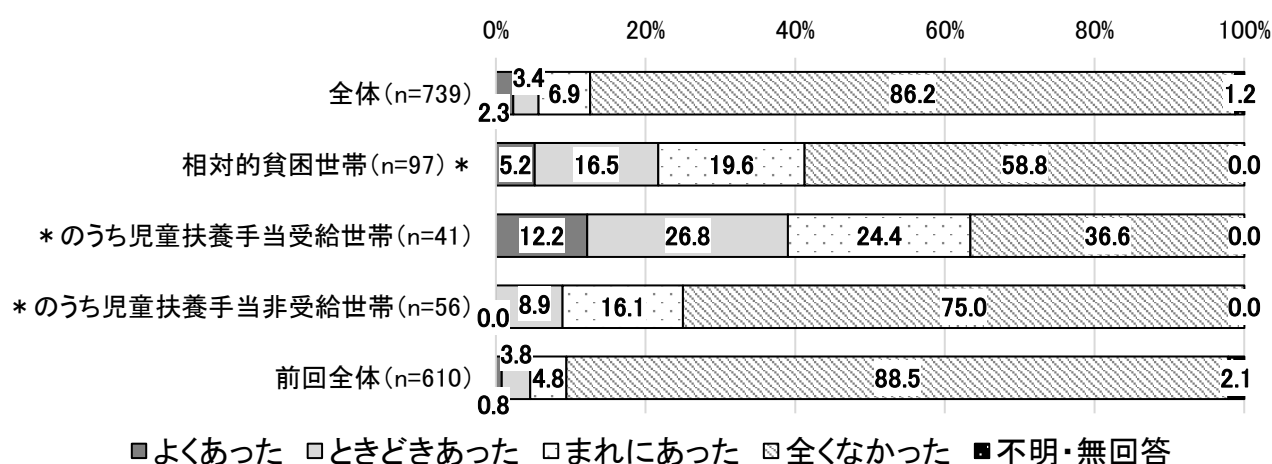
上位3回答（「該当なし」を除く）



○経済的理由のために家族が必要とする食料が買えなかった経験についてみると、『あった』
※の割合が全体では 12.6%となっています。前回調査と比較すると『あった』の割合は
3.2 ポイント増加しています。

○相対的貧困世帯についてみると、『あった』の割合が 41.3%と 4 割を超える方が経済的
理由のために食料を買えなかった経験があります。そのうち、児童扶養手当受給世帯で
は、『あった』の割合が 63.4%と 6 割を超えています。

問 あなたのご家庭では、過去 1 年間に、経済的理由のために家族が必要とする食料（嗜好品は除く）を買えないことがありましたか。（1 つに○）

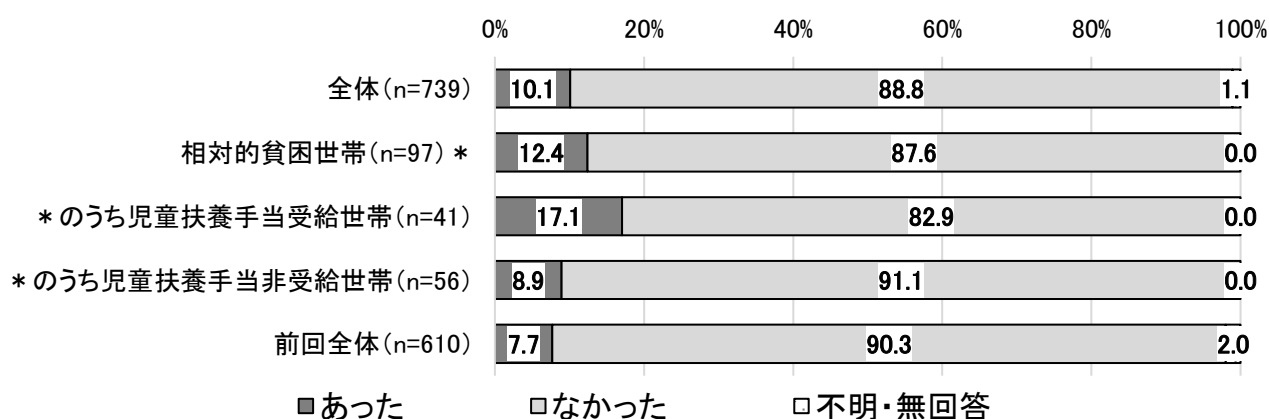


※『あった』：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計

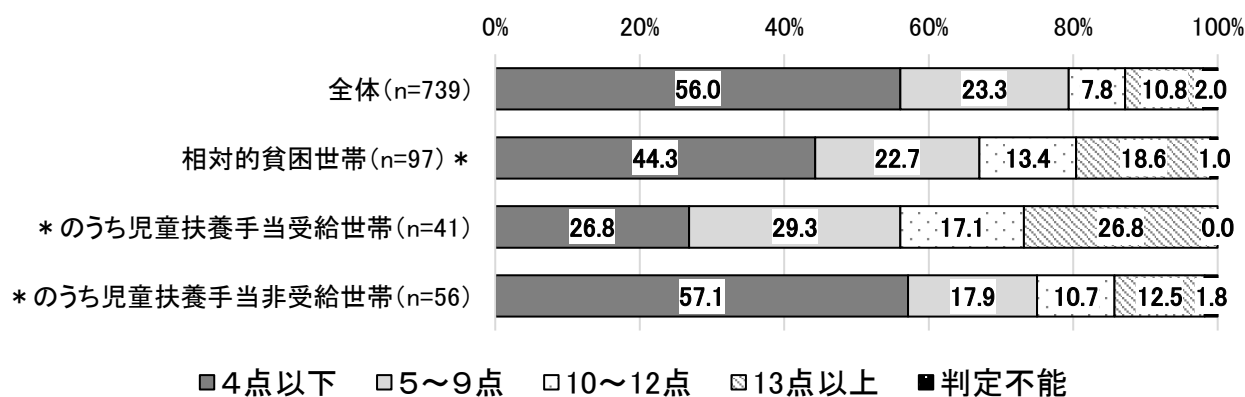
◆保護者や子どもの健康状態について

- 過去１年間に病院や診療所への受診をためらった経験についてみると、「あった」の割合が全体では 10.1%と 1 割を超えています。
- 相対的貧困世帯についてみると、「あった」の割合が 12.4%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯では 17.1%と 2 割近くとなっています。
- また、保護者の健康状態について、精神疾患のスクリーニングを目的とした K6 得点の指標で見えてみると、抱えている精神的な問題がより重いとされる「13 点以上」の割合が全体では 10.8%となっており、そのうち、相対的貧困世帯は 18.6%となっています。
- 児童扶養手当の受給の有無でみると、「13 点以上」の割合が受給世帯では 26.8%に対して、非受給世帯では 12.5%と 14.3 ポイントの差がみられています。

問 過去１年間に、お子さんの病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診した方が良かったのに、実際に受診しなかったことがありましたか。（１つに○）



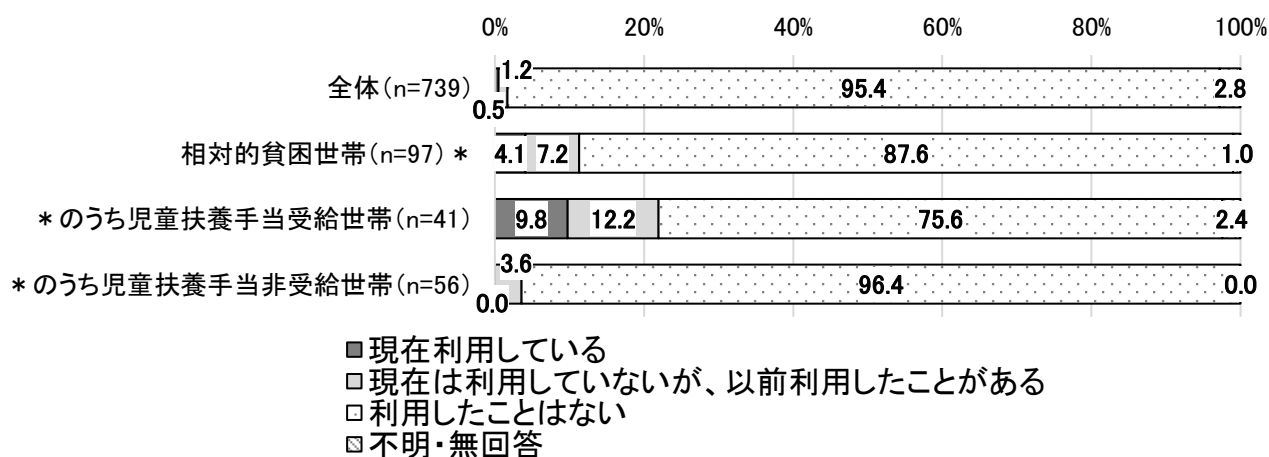
問 K6 得点の結果（うつ病、不安障害などの精神疾患のスクリーニングを目的として開発された尺度）



◆公的支援の利用状況や必要な支援について

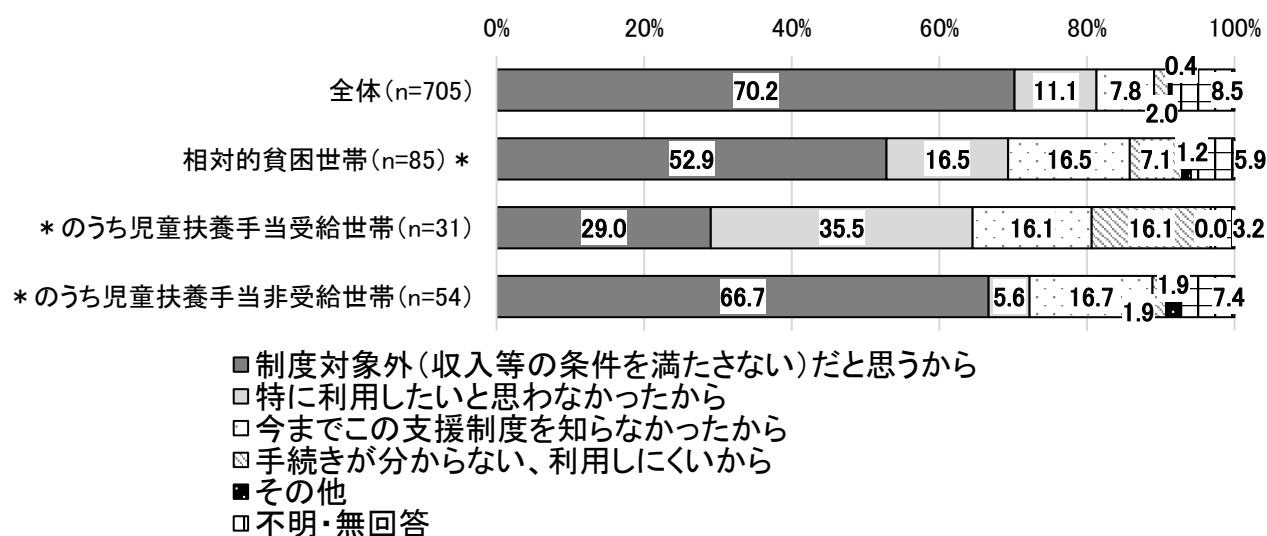
- 鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」の利用経験について、『利用したことがある』※の割合は全体で1.7%、そのうち、相対的貧困世帯では11.3%となっています。
- 鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」を利用したことがない理由については、全体では「制度対象外（収入等の条件を満たさない）だと思っから」が70.2%と最も高くなっています。
- また、相対的貧困世帯についてみると「特に利用したいと思わなかつたから」と「今までこの支援制度を知らなかつたから」という理由がそれぞれ16.5%と、全体に比べて高くなっています。

問 鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」の利用の有無（1つに○）



「利用したことはない」と回答された方のみ

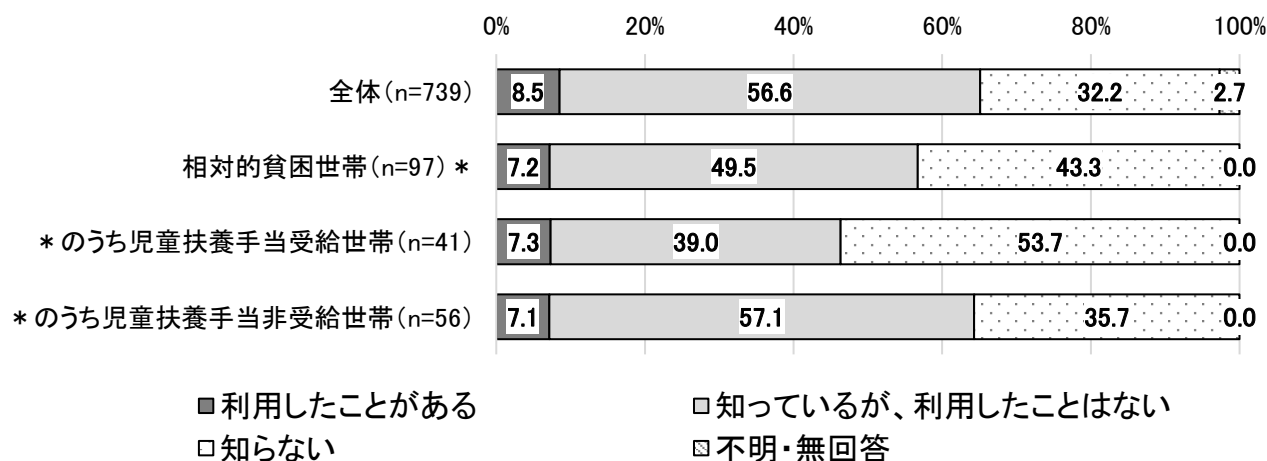
問 鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」を利用したことがない理由



※『利用したことがある』：「現在利用している」と「現在は利用していないが、以前利用したことがある」の合計

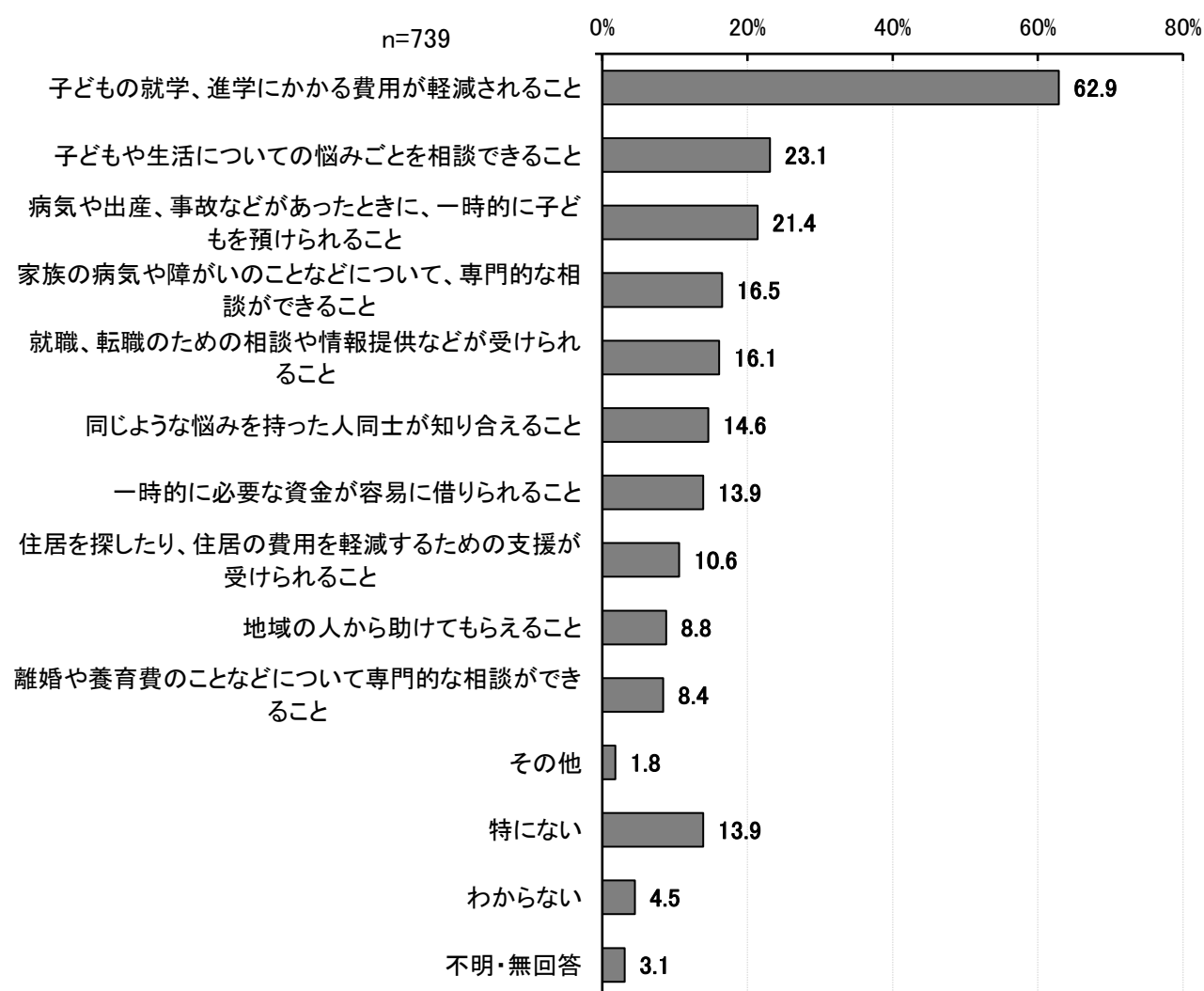
○子ども食堂の認知度および利用経験についてみると、全体では「利用したことがある」の割合が全体で 8.5%と 1 割近くの方で利用経験があります。一方で、相対的貧困世帯では 7.2%と全体に比べて利用経験のある割合が低く、「知らない」の割合が 43.3%と全体に比べて 11.1 ポイント高くなっています。

問 子ども食堂について知っていましたか。また、利用したことがありますか。(1 つに○)



○現在必要としていること、重要だと思う支援についてみると「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が62.9%と最も高く、次いで「子どもや生活についての悩みごとを相談できること」23.1%、「病気や出産、事故などがあったときに、一時的に子どもを預けられること」21.4%となっています。

問 あなたが、現在必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。
(あてはまるものすべてに○)

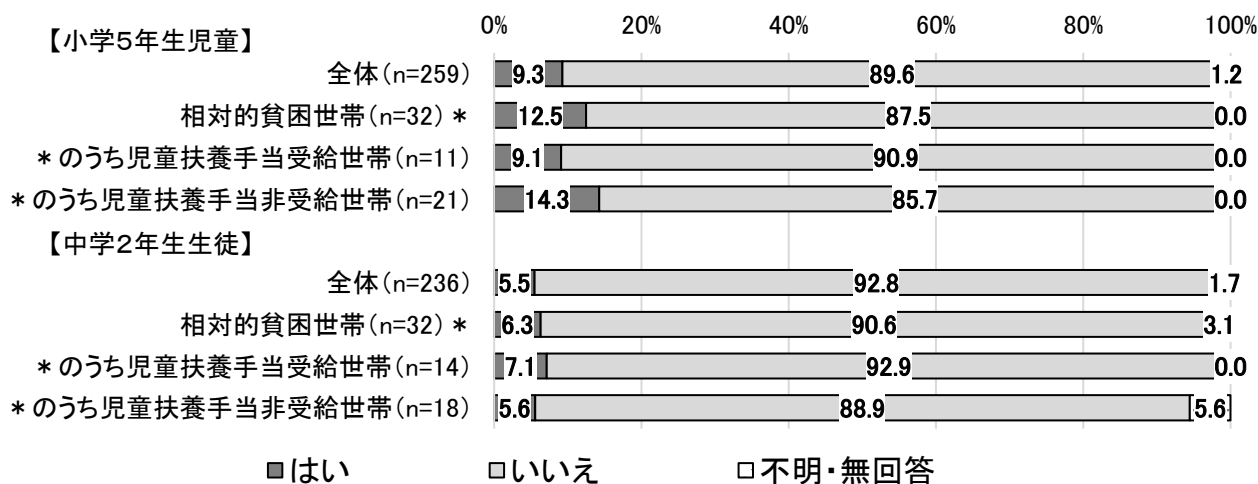


◆ヤングケアラー※について

○小学5年生児童、中学2年生生徒で家族や親せきの世話を要している割合についてみると、小学5年生児童は全体で「はい」が9.3%と約1割の児童がヤングケアラーの可能性あります。

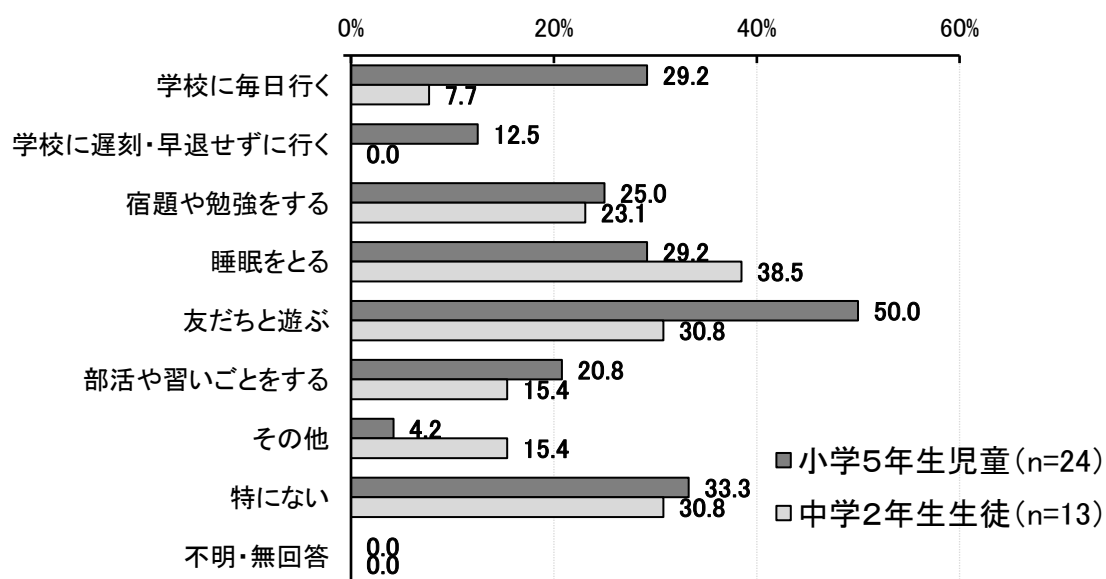
○お世話を他の人に代わりにしてもらえる場合にやりたいことについてみると、小学5年生児童では「友だちと遊ぶ」、中学2年生生徒では「睡眠をとる」の割合が最も高くなっています。

問 あなたは家族や親せきのお世話をすることで、周りの子どもより遊ぶ時間や勉強の時間などを減らさなければならないことがありますか。(1つに○)



「はい」と回答された方のみ

問 もし、あなたが今やっているお世話を他の人が代わってくれるとしたら、やりたいことはありますか。(あてはまるものすべてに○)



※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

③生活状況調査結果からみる今後の課題について

◆ひとり親世帯への支援について

「ひとり親世帯」の割合は全体でみると12.0%と前回調査と大きく変わっていない状況ですが、そのうち相対的貧困世帯でみると43.3%と4割を超えています。

本市では、ひとり親家庭支援として、「母子・父子自立支援員(こどもすすくサポーター)」による相談体制の構築や、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当などの経済的支援を実施しており、今後も、ひとり親世帯が抱える様々なニーズに対応した支援に継続して取り組むことが重要です。

◆経済的状況が子育て環境に与える影響について

これまで子育てや教育にかかる費用を払えなかった経験や遅らせた経験があるものについてみると、「学校等の給食費」では、相対的貧困世帯で16.5%となっており、そのうち、児童扶養手当受給世帯で24.4%と2割を超える方で払えなかった経験、遅らせた経験があります。

また、家族が必要とする食料が買えなかった経験についてみると、相対的貧困世帯で41.3%と4割を超える方、そのうち、児童扶養手当受給世帯で63.4%と6割を超える方で家族が必要とする食料が買えなかった経験があります。

このような実態を踏まえ、本市として経済的支援の拡充等について検討を進めるほか、子ども食堂など地域で行われている活動を支援していくことが必要です。

◆相談体制について

重要なことから頼れる人の存在についてみると、「いない」の割合が相対的貧困世帯では9.3%、そのうち、児童扶養手当受給世帯では17.1%と2割近いの方が頼れる人がいない状況です。

また、保護者の方の健康状態でみると、相対的貧困世帯で18.6%、児童扶養手当受給世帯で26.8%、うつ病や不安障害などの精神的な問題を抱えている可能性があります。

加えて、小学5年生児童では9.3%、中学2年生生徒では5.5%でヤングケアラーの可能性があります。

本市においては、安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行う「鳴門市こども家庭センター」を設置しています。引き続き、センターの活動について周知を行い、気軽に相談できる居場所づくりを進めるとともに、ヤングケアラーについても、庁内組織や教育機関等と連携しながら、早期発見および適切な支援ができるように努めていくことが重要です。

4 第2期計画の主な取り組み内容と課題

(1) 教育・保育環境の充実

■取り組みの内容

第2期計画期間中においては、平成31年度に策定した「鳴門市公立保育所再編計画」に基づき、公立保育所を1か所に再編、また、令和2年度に策定した「鳴門市公立幼稚園のあり方について」に基づき、公立幼稚園を7か所に再編しています。

再編後も教育・保育環境の充実に向けて、令和2年度に作成した「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」による職員研修の実施や、令和5年度には「連携小学校区連絡協議会」を設置し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が情報共有を行う場を作ること、就学前教育から小学校教育に円滑に接続するための取り組みを実施しています。

■取り組みの課題

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の一部で、高学年の受け入れができていないという実態があります。また、保育所・幼稚園だけでなく、放課後子供教室や子どもの居場所づくり事業において、人材の確保が課題となっています。

アンケート調査結果からは、母親が就労している割合が8割以上と高く、その半数が「フルタイム」となっています。就労率の増加に伴い、今後も教育・保育ニーズの高まりが予想されることから、その受け皿となる各事業の取り組みにおいてニーズを満たすことができるよう、量の確保とともに人材確保を含めた質の向上を図り、教育・保育環境の充実を図ることが重要です。

(2) 健やかな育ちのための切れ目のない支援

■取り組みの内容

継続的かつ包括的な支援を行うことを目的に、鳴門市子育て世代包括支援協議会を開催し、医療機関、地域の子育て支援関係者等と連携を図っています。

また、令和6年度に「鳴門市こども家庭センター」を開設し、安心して子どもを産み育てることができるよう関係機関と連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行っています。

■取り組みの課題

アンケート調査結果から、地域子ども・子育て支援事業について、15事業中8事業で認知度が5割を超えており、「鳴門市子育て包括支援センター」のように、前回調査から認知度とともに利用経験がある割合が増加している事業もある一方で、15事業中11事業で「利用経験がない」方が7割を超えており、さらなる事業の周知や情報提供を行う必要があります。

また、全体の3割の方が子育てに不安や負担を感じており、子育ての不安が解消され、安心して子育てすることができるよう、新たに開設した「鳴門市こども家庭センター」を中心に、多様化するニーズに即した切れ目のない支援を引き続き進めることが必要です。

(3) すべての子どもと家庭への支援

■取り組みの内容

地域子ども・子育て支援事業の推進のほか、本市の独自施策として「保育料無償化」や「児童手当特例給付」といった経済的負担を軽減する取り組みを実施しています。

また、近年全国的に増加傾向にある児童虐待の防止に向け、鳴門市要保護児童対策地域協議会においては、従来の代表者会議や個別ケース検討会議に加え、要保護児童、要支援児童等の支援の進行管理を行う実務者会議を令和5年度より実施しているほか、リーフレットやこども相談ダイヤルカードによる周知・啓発を行いました。

令和3年度に実施した「子どもの生活状況に関するアンケート調査」からは、子育て世帯の経済状況や生活状況、支援ニーズを把握し、地域の実情に応じた子どもの貧困対策に関する施策や事業の充実に努めています。

■取り組みの課題

生活支援や障害児福祉手当、自立支援医療制度（育成医療）に関する事業においては、支援を必要とする家庭が必要な制度を適切に利用することができるよう周知や情報発信に努めることが求められています。

アンケート調査結果からは、行政への要望として「子育て世代への経済的援助の拡充」が就学前児童、小学生児童ともに最も多く、前回調査から15%以上増加していることから、現在実施している経済的負担軽減の取り組みを継続させていくことが大切であると考えられます。その一方で、地域子ども・子育て支援事業の推進や、ひとり親家庭、児童虐待・配偶者暴力（DV）などに対する相談体制の強化など、受け皿となる部分の整備を引き続き実施することも、すべての子どもと家庭への支援を進める上で重要です。

(4) まちぐるみの子育て支援

■取り組みの内容

鳴門市子どものまちづくり推進協議会をはじめとする団体が「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設けた「子どものまちフェスティバル」を開催しています。

また、鳴門教育大学と連携し、各種審議会及び委員会等において、委員として大学教員による専門的知見からの指導・助言をいただいているほか、暮らしのサポートセンターと小学校の連携のもと、高齢者と子どもが世代を超えて交流する取り組みを実施するなど、異年齢・多世代交流を推進しています。

■取り組みの課題

鳴門教育大学との連携においては、地元教育大学がある強みを生かした取り組みのさらなる推進・充実を図る必要があります。また、異年齢・多世代交流の推進の取り組みにおいては、運営側の高齢化や固定化、活動資金の確保等が課題となっています。

アンケート調査結果からは、子育てに関して不安や負担を感じる理由として「安全な遊び場や子供の居場所が身近にない」が24.6%となっています。「子どものまちフェスティバル」などのイベントの開催や、子育て家庭の交流の場である子育て支援拠点事業などを通じて、子どもや保護者が地域との関わりを形成していくことで、居場所を感じてもらえるよう支援していくことが大切です。

(5) 安全・安心な子育て環境づくり

■取り組みの内容

防災意識の向上を図るために、出前講座や防災授業を実施しているほか、「フェーズフリー」の考え方を学校教育に導入し、子どもたちの災害対応能力や判断力の向上に努めています。

また、学校防災推進会議および実務者部会では「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づく取り組みの共通理解を図るとともに、教職員、各地域の自主防災会、コミュニティスクール等が、地域の防災に関する課題とその対策等の協議を実施しています。

■取り組みの課題

就学前教育・保育施設と市危機管理部局の連携強化や、公園や教育・保育施設の老朽化対策を進める必要があります。

アンケート調査結果からは、行政への要望として「子どもの安全を確保する対策を充実する」が小学生児童保護者で47.3%となっています。公共施設の整備や防犯・交通安全の取り組みのほか、近年の地震災害や豪雨災害の状況からも防災の取り組みは非常に重要であるため、様々な災害発生時に備え、学校、地域、保護者等が連携し、防災教育や避難訓練等を推進していくことが大切です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

自然とふれあい 笑顔がうずまく
子育てを始めるまち になると

本市では、第七次鳴門市総合計画の基本方針として「子育てしやすいまちづくり」を推進することとしており、「出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進する。また、行政、家庭、職場、地域が連携して、きめ細やかな子育て支援策を展開し、県内随一の子育て応援都市をめざす」としています。

本計画では、第1期計画、第2期計画に引き続き「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち になると」を掲げ、本市の豊かな自然の中で、子どもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、子どもや保護者、地域の人たちが笑顔に包まれる「子育てを始めるまち」として選ばれる鳴門の実現をめざします。

2 基本的な視点

(1) すべての子どもの健やかな育ちを実現する環境づくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などに起因し、子育てをめぐる地域や家庭の状況は複雑化しています。また子どもの年齢や発達段階によって、必要となる支援も多様化していることから、すべての子どもや子育て家庭に対し、切れ目のない支援を行うことで「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

(2) すべての保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる環境づくり

保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることで子育てに希望を抱き、親として成長していくことができるように、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための切れ目のない支援を行います。

(3) 地域及び社会全体が協働して子ども・子育てに関われる環境づくり

保護者だけでなく、地域や企業、学校、行政などの社会全体ですべての子どもの健やかな成長という目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育て支援に関われるような環境づくりを進めます。

3 基本目標

基本理念である「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向けて、第2期計画に引き続き、次の5つの基本目標を設定します。

(1) 教育・保育環境の充実

すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、乳幼児期から学童期にかけて教育・保育、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要となります。

教育・保育に携わる人材の確保や職員の資質向上に努めるとともに、就学前教育・保育施設と小学校との連携を強化するなど、小学校入学前の教育・保育の質の向上を図ります。

また、仕事をしながら子育てする保護者の保育ニーズに対応した支援を提供し、安心して子育てができる環境づくりを整備します。

(2) 健やかな育ちのための切れ目のない支援

乳幼児期の教育・保育を提供し、子ども・子育て支援を展開するにあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要となり、母子保健に関する施策・事業との連携を進める必要があります。

母子保健と児童福祉の二つの機能を併せ持つ「鳴門市こども家庭センター」を中心に、すべての妊産婦、子ども、子育て家庭の相談・支援体制の強化を図ります。

(3) すべての子どもと家庭への支援

障がい児や発達に課題のある子ども、外国人、ひとり親家庭など、特別な支援が必要な子どもや家庭に対しての適切な支援が求められています。また、全国的に児童虐待が問題となっている中で、児童虐待に至る前に、子どもの保護や保護者等のケアを行うことが重要となります。

生活困窮世帯やひとり親家庭など、支援を必要とする子どもやその家庭への相談体制の充実や経済的支援に取り組み、すべての子どもとその家庭が安心して生活できるやさしい環境を整えます。

(4) まちぐるみの子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、地域社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援に関わることがきわめて重要となります。また、一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた環境づくりでは、「子ども・子育て支援」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」が両輪と考えられています。

行政、企業、学校や教育・保育施設、地域コミュニティなど社会全体で連携、協働して、地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現できる社会づくりに向けた取り組みを促進します。

(5) 安全・安心な子育て環境づくり

子どもを巻き込む犯罪や事故が増える中で、犯罪や事故に遭わない環境を整備することは重要です。近年頻発する地震や豪雨などの自然災害の危険から子どもたちの身を守るための取り組みが求められています。

行政、学校園等、地域、子育て支援事業者が連携を図り、防犯対策を充実させるとともに、交通事故防止のための取り組みや、「フェーズフリー」の考え方を取り入れた防災教育を推進します。

4 なるとまるごと子育て応援パッケージ事業

本市では、令和4年度から令和7年度までの4年間で「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置づけ、出会いから結婚・新生活、妊娠・出産、就学前から高校、住宅取得といった各ライフステージの子育て世帯を包括的に支援する「なるとまるごと子育て応援パッケージ事業」を展開しています。

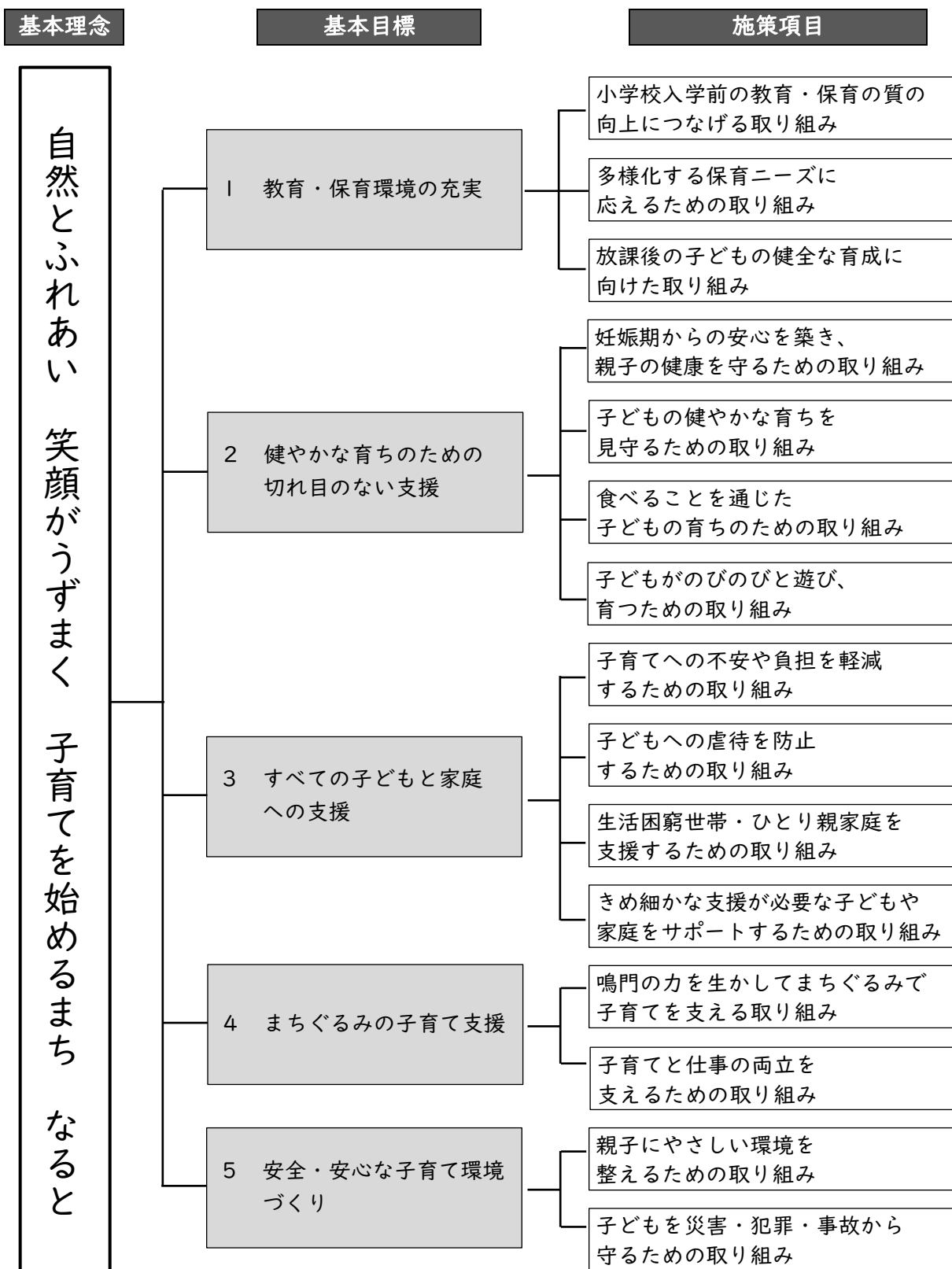
本市が県内随一の子育て応援都市に生まれ変わり、子育て世代の定住人口の確保を実現していくための切り札として、強力に推進していきます。

■施策例の抜粋（2024年度）

ライフステージ	施策例
出会い・結婚・新生活・妊娠前	地域婚活支援事業補助金
	なると結婚新生活スタート支援補助金
	なると新婚世帯家賃補助金
	子育て世代のライフプランニング応援事業
	葉酸摂取サポート事業
妊娠・出産	不妊治療助成
	不育症治療支援
	妊娠判定受診費用助成
	新生児出産祝い金
就学前	乳幼児ねんねケア事業
	おむつ・粉ミルク等無償宅配
	保育料無償化
	ファミサポ利用料助成
	病児・病後児保育広域利用助成
小・中学生・高校生	小中学校等入学祝い金
	新1年生ランドセル無償化（小学校）
	中学3年生応援給食費無償化（中学校）
	奨学金制度
住宅取得	なると定住促進住宅取得補助金

5 施策の体系

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向け、5つの基本目標に沿って、各施策項目及び「なるとまると子育て応援パッケージ事業」を推進していきます。



第4章 施策の展開

Ⅰ 教育・保育環境の充実

(Ⅰ) 小学校入学前の教育・保育の質の向上につなげる取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	幼稚園教諭・保育士等の資質向上	幼児期の教育・保育は「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において整合性が図られています。 子どもたちが小学校に入学するまでに身につけるべき必要な学びの機会を等しく提供し、小学校教育へ円滑に接続することができるよう、令和2年度に作成した「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」の研修・実践を重ね、職員のさらなる資質向上を図ります。
2	特に配慮が必要な子どもの支援に関わる職員の資質向上	発達の状況や健康状態、家庭環境等から特に配慮が必要な子どもに対しては、一人ひとりの状況を的確に把握したうえで対応できるよう、職員のスキルアップを図るとともに、専門機関等との連携を強化します。
3	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携推進	発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の充実を図り、小学校教育へ円滑に接続するために、平成29年度から「鳴門市幼稚園・こども園連絡協議会」、令和5年度から「連携小学校区連絡協議会」を設置し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の園種の壁を越えた連携を推進し、保育・教育指導力の向上に取り組めます。
4	就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携	それぞれの就学前教育・保育施設、小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期における教育・保育が、家庭や地域社会との関わりをもちながら、小学校教育との円滑な接続に向けて、連携強化に努めます。
5	認定こども園の整備	幼稚園、保育所両方の機能をあわせ持つ認定こども園への移行を希望する私立幼稚園や保育所に対し、地域の実情や保護者のニーズを踏まえたうえで、必要な助言や支援を行います。
6	保育士の処遇改善	全国的に保育士の人材確保が課題となっていることから、保育士等が安心して保育に従事できるように、国・県の制度を活用するほか、市独自の補助制度により、鳴門市で働く保育士の処遇改善に取り組めます。

No.	取り組み	取り組みの概要
7	保育士等の 就労継続支援	公立幼稚園の運営について、令和2年8月に策定した「鳴門市公立幼稚園のあり方」を踏まえ、望ましい施設の運営体制を確立し、職員が働きやすい職場環境・労働環境の整備に努めます。 また、職員が自己研鑽を継続的に積むことができる環境の充実を図り、誇りとやりがいをもてる職場づくりに取り組みます。
8	次世代を担う 人材の育成	将来の保育人材の確保に向けて、積極的に職場体験やインターンシップ等を受け入れ、次世代を担う若者へ保育士等の仕事の魅力を伝え、職業として保育士等をめざしてもらうための理解と体験の機会を提供します。
9	鳴門教育大学との連携 強化（学園都市化構想 連携協力推進事業）	「鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書」に基づく、鳴門教育大学との教育・保育の分野での一層の連携協力のもと、鳴門町地区をモデル地区として、認定こども園、幼稚園、小・中学校において具体的な取り組みを進め、本市の教育・保育の充実・向上を図ります。
10	特別支援教育・ 保育事業の推進	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うことにより、子どもたちが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服することをめざして、相談体制の充実や幼稚園教諭・保育士・保育教諭の指導力の向上など、支援体制の充実に取り組みます。 また、子どもの発達段階や状況に応じた切れ目のない支援を行うため、家庭や地域をはじめ、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携を推進します。
11	発達相談事業の充実	医師・臨床心理士・保健師・幼稚園教諭・保育士・保育教諭が連携を図り、育児不安を抱える保護者や発達障がい疑われる子どもに対し、継続した支援の充実を図ります。また、具体的な支援方法について専門家から助言を受けることで、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の教育・保育の質を高めます。 【子どもの発達支援事業・発達相談】 子どもの発達支援及び保護者の育児支援のため専門家による個別相談を行うほか、保育所・認定こども園・幼稚園等関係機関と連携し、安心して就学できるよう継続的に支援を行います。 【保育所等巡回相談】 市内の保育所・認定こども園を巡回し、子どもの様子を観察しながら、育児不安を抱える保護者や軽度の発達障がい疑われる乳幼児をできるだけ早期に把握し、小学校入学までに関係機関の連携による適切かつ継続的な支援を実施します。
12	人権教育・保育事業の 推進	同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、同和教育の成果と手法を生かし、体験活動や仲間づくりを重視した、人権教育・保育を推進することにより、将来に向けて同和問題の解決と人権尊重社会の実現を担う子どもを育成します。

(2) 多様化する保育ニーズに応えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業の推進	鳴門市こども家庭センター（ネウボラ）において妊娠期から子育て期まで伴走型相談支援を通して、必要な子育て支援事業や多様な地域資源の紹介、連携等の利用者支援事業を行います。
2	子育て支援に関する情報発信の強化	子育て家庭や将来の母親・父親になる市民が、育児の楽しさを味わいながら、安心して子育てができるよう、SNS等を活用し、子育てに関する様々な施策や情報をわかりやすく、タイムリーに発信していきます。 今後も、多様な媒体を活用し、わかりやすい情報の周知や提供に努めていきます。
3	病児・病後児保育事業の実施	小学校6年生までの子どもが病気の回復期に至らない場合または病気の回復期で、集団保育等の困難な場合であっても、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。
4	子育て短期支援事業の実施	保護者の疾病・事故・入院等で子どもを家庭で養育することが困難になった場合に短期入所生活援助（ショートステイ）、また夜間に保護者の就労等で子どもの養育が困難になった場合等に夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設等を行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図ります。
5	一時預かり事業の充実	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを、保育所などで一時的に預かる事業を実施することで、保護者の短期就労やリフレッシュ等に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応します。 また、一時預かり事業（幼稚園型）により、教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援します。
6	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行います。 今後も両会員の増加につながるよう、事業の積極的な周知に取り組めます。
7	延長保育・休日保育事業の実施	多様化する就労形態の実態を把握し、各保育所や認定こども園と連携を図りながら、育児と就労の両面支援を図るために、休日の保育や需要の高い平日の保育時間の延長を実施します。
8	多様な主体の参入促進	住民ニーズに沿ったサービスの提供を進めていくために、多様な事業者の能力を活用することで、効果が高いと考えられる事業について民間事業者の参入を促進していきます。

(3) 放課後の子どもの健全な育成に向けた取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	放課後児童対策の推進	国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に努めます。
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進	保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後、学校の余裕教室や公共施設を有効利用し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えます。
3	放課後子供教室の推進	各小学校校区において余裕教室などを活用し、地域の人たちの参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流等に取り組むための安全で安心な居場所を提供し、子どもの健全育成を進めます。
4	総合型地域スポーツクラブ活動の促進	地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブと連携することで、子どもたちが幼児期からスポーツに親しみ、その楽しさを実感することができる取り組みを進めます。 また、スポーツをする機会を十分提供できていない就学前の子どもに様々なスポーツ・運動に取り組む機会を提供し、幼児期におけるマルチスポーツを推進します。
5	子どもの居場所づくり事業の推進	子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通じて安心して過ごせる居場所づくりを実施する団体に対し、事業の実施に要する経費の助成を行うことで、すべての子どもたちが健やかに生活できる環境整備を進めていきます。

2 健やかな育ちのための切れ目のない支援

(1) 妊娠期からの安心を築き、親子の健康を守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	切れ目のない子育て支援の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう鳴門市こども家庭センターにおいて関係機関と連携して妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行います。 特定妊婦、要保護児童等については地域の関係機関と連携して支援できるよう要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的かつ包括的な支援を行います。
2	妊産婦相談・乳幼児相談の推進	鳴門市こども家庭センターにおいて、母子保健コーディネーターによる継続した相談支援を通して、妊娠期から子育て期の不安の軽減や育児負担の軽減を図ります。 また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査後のフォロー体制を充実させ、早期に関わることで、その後発達支援がスムーズに展開できるように努めます。
3	マタニティマーク普及・啓発	妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時にマタニティマークのグッズを配布しています。また、身体障がい者の駐車場とあわせて妊産婦も駐車場の優先使用ができるよう、市役所において駐車スペースの確保を実施しています。 また、マタニティマークについて市民への啓発活動に努め、妊婦にマタニティマークを積極的に活用してもらうことにより、周囲の理解を深めます。
4	妊産婦健康診査の実施	妊娠期の母体の健康管理や産後うつ、新生児虐待の予防を図るため、妊婦健康診査費用（14回）及び産婦健康診査費用（2回）の助成を行うことにより、妊娠期から子育て期の母親への支援を通して赤ちゃんの健やかな成長をめざします。
5	妊婦歯科健康診査の実施	生活習慣病の原因のひとつとして考えられる歯周病を、妊娠中から予防、治療することによって、低出生体重児や早産を予防するとともに、子どもの口腔衛生への意識づけを行い、将来の生活習慣病の予防につなげます。
6	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事、子育て等に負担を抱えた妊産婦、子育て世帯に支援員が訪問し家事、子育て等の支援を実施、養育環境を整えることにより、育児負担の軽減を図ります。
7	産後ケア事業の実施	安心して子育てできるよう出産後1年以内の母子に対して医療機関を利用する「産後デイサービス事業」や「産後ショートステイ事業」、居宅を訪問して心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の軽減や休息を図ります。

No.	取り組み	取り組みの概要
8	新生児聴覚検査助成事業の実施	新生児聴覚検査の費用を助成し、聴覚に障がいのある児童の早期発見・早期の療育支援につなげます。 妊娠中に、新生児聴覚検査受診票を交付することで、検査の重要性について啓発します。 また、里帰り出産などで県外の医療機関で受診を受ける方に対し、償還払いで対応するなど、柔軟な体制のもと実施します。
9	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健やかな成長のため、乳児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等を実施しています。発育・発達等育児に関する保護者の不安を軽減するため、健康診査のフォロー体制の充実に努めます。
10	歯科保健指導の推進	むし歯予防と歯科保健に対する意識づけのため、乳児期より歯科衛生士による歯科指導を行うとともに1歳6か月児健康診査受診者に対しては、歯科医師会の協力を得て、フッ化物塗布事業を実施するなど、むし歯のない子どもたちの育成を図ります。
11	子どもはぐくみ医療助成事業の実施	病気の早期発見と治療を促進することにより、子どもの健康の保持と増進を図るため、高校修了相当までの子どもが医療機関に通院・入院した場合の医療費を助成しています。
12	未熟児養育医療助成事業の実施	体重が2,000グラム以下、または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院した場合の医療費を助成しています。 今後も、適正な助成を行い、乳児の健康保持増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
13	小児救急医療対策事業の実施	休日夜間における小児の救急医療体制として、徳島県の東部医療圏域において診療をする仕組みを構築しています。 今後も徳島県と協力しながら制度の維持に向けての取り組みを進め、市民に対する周知・啓発を実施します。
14	予防接種事業の実施	感染症の予防とまん延を防ぐため、予防接種法に基づき定期予防接種費用を助成しています。 今後も接種体制の確保、正確な情報収集、迅速な対応に努めます。
15	受動喫煙の防止	受動喫煙から妊婦や子どもを守るため、市内の保育所、認定こども園、幼小中学校では敷地内完全禁煙を、市公共施設では敷地内禁煙、屋内禁煙を実施しています。 また、妊産婦への禁煙指導や喫煙による健康被害、受動喫煙防止について情報提供を行います。
16	不妊治療費助成事業の実施	不妊症の治療を受けた夫婦に対して、当該治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

(2) 子どもの健やかな育ちを見守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施	生後4か月までの乳児を持つすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、養育支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげていきます。
2	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談（親子ですくすく声かけ訪問事業）の推進	地域で子どもや住民と直接接している主任児童委員、民生委員児童委員による相談活動を行い、家庭・施設・関係諸機関との連携により地域全体での子育てを進めることで、子どもの健やかな成長を支援します。
3	養育支援訪問事業の推進	母子保健活動や医療機関等との連携、また乳児家庭全戸訪問事業の実施を通して、様々な要因から養育が困難になっている子どもや家庭を早期に把握し、保健師等が家庭訪問、養育支援を行います。
4	発達相談事業の充実【再掲】	1 (1) No.11 (P.62) 参照
5	幼児教育支援センター事業（教育相談）の実施	子育てに悩んでいる小学校就学前（3～6歳）の保護者を対象に、幼児教育専門家（保育カウンセラー）による教育相談を定期的に実施することで、子育て支援の充実を図ります。
6	ブックスタート事業の実施	5か月児を対象に、窓口で個別に絵本を配布することにより、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育む環境づくりを進めるブックスタート事業を実施しています。 また、おすすめの絵本リストや読み聞かせのポイント資料、図書館情報などを一緒に提供することにより、子どもの読書活動の大切さを伝えるとともに、乳幼児期からの読書のきっかけづくりを行います。

(3) 食べることを通じた子どもの育ちのための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	地場産品の活用と食育の推進	幼稚園や保育所、認定こども園の給食など様々な機会をとらえ、地場産品の活用を行うとともに、食文化や食の安全性、食料や食品生産に至る産業（農業・漁業）の理解を深める教育に努めます。 食物を大切にし、「生命を大切にする心」、「郷土を思う心」を育てるため、鳴門の特産を使った郷土食を献立に加えた「郷土の食育」を推進します。 栄養教諭等や養護教諭、保育所栄養士等が、子どもの身近な給食を通じて、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣ができるよう、保護者への情報提供を行い、家庭での食育への関心の高揚を図ります。
2	妊婦・乳幼児への栄養指導の推進	妊婦の健康、胎児や乳幼児の健やかな発育のため、乳幼児健康診査等で実施している栄養指導の充実に努めます。
3	アレルギーがある子どもに対する支援の充実	食物アレルギーがある子どもに対して、マニュアルに基づき各施設での給食に関する対策を行うほか、保護者や教育・保育従事者のアレルギーに関する知識を深め、アレルギーのある子どもの保護者の不安や負担の軽減に取り組みます。

(4) 子どもがのびのびと遊び、育つための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	運動能力の向上	まちづくりアドバイザー「木場克己」先生考案の「体幹バランストレーニング」を保育所等で実施することにより、就学前の子どもたちの運動能力向上を図ります。
2	様々な遊びや体験活動の推進	子どものまちフェスティバルでの様々な子どもの体験活動、地域で行われている三世代交流の伝承遊び体験、自然を感じる野外活動など、子どもがのびのび遊ぶことができる活動をまちぐるみで推進していきます。
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進【再掲】	Ⅰ（3）No.2（P64）参照
4	放課後子供教室の推進【再掲】	Ⅰ（3）No.3（P64）参照
5	総合型地域スポーツクラブ活動の促進【再掲】	Ⅰ（3）No.4（P64）参照
6	子どもの居場所づくり事業の推進【再掲】	Ⅰ（3）No.5（P64）参照

3 すべての子どもと家庭への支援

(1) 子育てへの不安や負担を軽減するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	利用者支援事業の推進【再掲】	1 (2) No. 1 (P.63) 参照
2	子育て支援に関する情報発信の強化【再掲】	1 (2) No. 2 (P.63) 参照
3	産後ケア事業の実施【再掲】	2 (1) No. 7 (P.65) 参照
4	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施【再掲】	2 (2) No. 1 (P.67) 参照
5	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談（親子ですくすく声かけ訪問事業）の推進【再掲】	2 (2) No. 2 (P.67) 参照
6	養育支援訪問事業の推進【再掲】	2 (2) No. 3 (P.67) 参照
7	切れ目のない子育て支援の充実【再掲】	2 (1) No. 1 (P.65) 参照
8	幼児教育支援センター事業（教育相談）の実施【再掲】	2 (2) No. 5 (P.67) 参照
9	地域子育て支援拠点事業の実施	保育所などに通っていない子どもやその保護者を対象に、保育施設や民間施設を利用して子育て親子の交流の場の提供を行い、子育てに関する相談や、関連情報の提供、講習会などを実施しています。
10	幼稚園開放事業の推進	就学前の乳幼児のいる家庭を対象に、地域における子育て支援の場として、すべての公立幼稚園を毎月1回程度開放することにより、園児と一緒に遊ぶとともに、保護者同士の出会いや交流、園長等への相談の機会を提供するなど、子育て支援を推進します。
11	パートナー保育園事業（わんぱく教室）の推進	在宅乳幼児のいる家庭や妊娠中の方を対象に保育所を開放し、保育所の子どもたちや保育士と遊んだり、保護者同士が交流したりするとともに、保育士が育児相談や情報提供活動を行い、地域における子育て支援を行っています。

No.	取り組み	取り組みの概要
12	病児・病後児保育事業の実施【再掲】	1 (2) No.3 (P.63) 参照
13	子育て短期支援事業の実施【再掲】	1 (2) No.4 (P.63) 参照
14	一時預かり事業の充実【再掲】	1 (2) No.5 (P.63) 参照
15	ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】	1 (2) No.6 (P.63) 参照
16	家庭児童相談の推進	家庭児童相談員が、子どもの養育、発達に関することや学校生活に関すること、家庭環境に関することなど、子どもや家庭に関する様々な相談を受け付け、関係機関と連携して、問題課題解決にあたります。
17	児童手当の支給	高校修了相当までの児童を養育している方に、子育てにかかる費用の一部を手当として支給することにより、家庭生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう支援を行います。
18	新生児聴覚検査助成事業の実施【再掲】	2 (1) No. 8 (P.66) 参照
19	子どもはぐくみ医療助成事業の実施【再掲】	2 (1) No.11 (P.66) 参照
20	未熟児養育医療助成事業の実施【再掲】	2 (1) No.12 (P.66) 参照
21	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、保護者が実費として支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して、助成する事業です。今後、国の動向に応じ、適切に実施します。
22	施設型給付費・地域型保育給付費の支給	幼稚園・保育所・認定こども園や地域型保育事業などを利用する本市の子どもに対し、必要に応じた認定を行い、国・県・市がその費用を負担することで、保護者が安心して施設や事業を利用できる環境を整えます。 また市独自に保育料の無償化に取り組み、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。
23	子どもの居場所づくり事業の推進【再掲】	1 (3) No. 5 (P.64) 参照

(2) 子どもへの虐待を防止するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	子育て世帯訪問支援事業の実施【再掲】	2 (1) No.6 (P.65) 参照
2	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施【再掲】	2 (2) No.1 (P.67) 参照
3	主任児童委員及び民生委員児童委員による相談（親子ですくすく声かけ訪問事業）の推進【再掲】	2 (2) No.2 (P.67) 参照
4	養育支援訪問事業の推進【再掲】	2 (2) No.3 (P.67) 参照
5	女性支援事業の推進	「配偶者暴力相談支援センター」である鳴門市女性支援センター『ぱぁとなー』は、女性への暴力の予防・根絶に努め、専門の相談員が相談者に様々な支援を行っています。 今後も、面前DVによる児童虐待対応を行う「鳴門市こども家庭センター」や近隣自治体と連携を深めつつ、DV（配偶者等からの暴力）の救済と防止に向けた相談支援業務を行っていきます。
6	要保護児童対策地域協議会の事業の推進	虐待をはじめとする保護・支援を要する児童等が増加しており、相談内容も複雑化しています。 鳴門市要保護児童対策地域協議会では、今後も専門機関や地域・関係機関が協力連携し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を開き、情報共有を図ることで、要保護児童等の早期発見、迅速な対応、適切な保護につなげていきます。
7	児童虐待防止に向けた周知啓発	児童虐待防止を訴えるオレンジリボン運動を推進するとともに、関係機関とも連携して、市民に向けて、通告義務があることも含めて児童虐待防止のためのキャンペーンや周知啓発に取り組めます。
8	社会的養護施策との連携	子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設等との連携や児童家庭支援センターの活用等のため、関係機関との連携を強化します。

(3) 生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員が、母子家庭や父子家庭の方が抱えている子育てや生活に関するいろいろな悩みを聞き、自立のための支援や問題解決のお手伝いをしています。 また、個々の家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して仕事探しを支援するなど、ひとり親家庭の経済的・精神的自立を支援します。
2	ひとり親家庭への生活支援の推進	母子家庭の母親が、生活上の問題のため児童の養育が十分できない場合に、母親と児童と一緒に生活できる母子生活支援施設への入所を支援します。また、ひとり親家庭において、一時的に生活援助などが必要となった場合に、必要な生活援助や乳幼児・児童の保育などを行う「家庭生活支援員」の派遣が受けられる事業や子どもたちの相談相手、遊び相手となる「ホームフレンド」の派遣を受けられる事業も紹介するなどサポートに努めます。
3	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の入院・通院時と、その児童を扶養している方の入院時の医療費の助成を行い、ひとり親家庭の保健と福祉向上を図ります。
4	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に児童扶養手当の支給を行います。
5	自立支援給付事業の推進	ひとり親家庭の母または父が、指定された教育訓練講座を受講した場合、その受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 また、ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関（通信教育を含む）で修業する場合に、職業訓練給付金を支給するとともに、修了支援給付金を修了時に支給するなど、ひとり親家庭の自立と経済的負担を支援します。
6	各種資金の貸付	ひとり親家庭が、安定した生活を送るために資金が必要な際には、母子・父子福祉資金貸付金による各種貸付を行い、経済的に支援することにより生活の安定を図ります。
7	入所等の優先	ひとり親家庭について、選考基準に基づき、優先して保育所などへの入所や市営住宅への入居が図られるよう配慮します。
8	よりそい学習支援事業の推進	意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により、学力や進学について不安を抱えている小学5・6年生と中学生を対象に、学習支援や様々な交流活動を実施し、子どもたちの学力向上に加え、社会性や自立心の素地を育成します。
9	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施【再掲】	3(1) No.21 (P.70) 参照

(4) きめ細かな支援が必要な子どもや家庭をサポートするための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	児童育成支援拠点事業の推進	児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
2	生活支援の充実	在宅の障がい児の地域での生活を支援するため、相談支援事業、日常生活用具給付事業など地域生活支援を行い、本人や家族へのサポートの充実を図ります。
3	特別児童扶養手当の支給	日常生活において、その負担の軽減を図ることを目的に、児童福祉施設等（保育所や通園施設などを除く）を利用していない、常に介護を必要とする20歳未満の子どもを監護・療育している方に、県と連携を図りながら特別児童扶養手当が支給されるよう支援します。
4	障害児福祉手当の支給	障がいのある子どもやその家族の経済的負担の軽減、生活支援のため、身体または精神に重度の障がいがあり、常に介護を必要とする20歳未満の方に対し、障害児福祉手当を支給します。
5	重度心身障害者医療費助成事業の実施	心身に一定の障がいのある子どもやその家族の経済的負担を軽減するため、重度心身障がい児（者）の医療費自己負担分の助成を行います。
6	自立支援医療制度（育成医療）の実施	身体に障がいや疾患があり、手術等により確実な治療効果が得られる18歳未満の子どもに対し、手術にかかる医療費の助成を行います。
7	特別支援教育・保育事業の推進【再掲】	1（1）No.10（P.62）参照
8	養育支援訪問事業の推進【再掲】	2（2）No.3（P.67）参照
9	アレルギーがある子どもに対する支援の充実【再掲】	2（3）No.3（P.68）参照
10	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児支援のために、保健・医療・福祉・教育分野等関係機関の連携体制を構築します。 1市体制では十分な支援体制を構築することは困難であるため、圏域等の単位で多機関連携を密にし、情報共有・サポート体制の強化を図ります。
11	発達相談事業の充実【再掲】	1（1）No.11（P.62）参照

4 まちぐるみの子育て支援

(1) 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	鳴門教育大学との子ども・子育て支援充実のための連携強化	鳴門教育大学と一層の連携を図り、本市の教育や保育の質をさらに向上させるとともに、子育て支援の充実を図ります。 また、教育・保育の現場に教育実習生を積極的に受け入れ、次代の教諭や保育士の育成を支援します。
2	異年齢・多世代交流の推進	地域における世代間交流や異年齢児交流、地域の子育て家庭への育児講座等を実施するなど、世代間交流を通じた融和を促進するとともに、介護予防等の保健福祉の増進に寄与するため、高齢者と子育て世代、高齢者と子どもが世代を超えて互いに学びあい、相談できる交流の場を提供します。
3	国際交流事業の推進	ドイツ・リュネブルク市や中国・張家界市との国際交流を推進します。 また、本市は『第九』アジア初演の地であることから、幼児期から『第九』に親しむなど、国際・国内交流を身近なものと感じてもらえるよう、より多くの子どもたちが参加できる交流の機会を提供し、相互理解と国際感覚を養うよう努めます。
4	子どものまちの推進	「子どものまち宣言」の趣旨に沿い、市民みんなが「子どものまちづくり」について考え、大人と子どもが語り合う機会を設けるために、子どものまちフェスティバルや各種講座などを開催し、「地域で子どもを育てる」という視点に立つ子どものまちづくりを推進します。 今後も、子ども関係グループ・団体や関係機関で組織される「鳴門市子どものまちづくり推進協議会」の活動を支援し、子育て支援のネットワークを強化していきます。 また、子育て世代のOBをはじめとする多様な主体が子ども・子育て支援に参画できる環境づくりに努めていきます。
5	様々な遊びや体験活動の推進【再掲】	2(4) No.2 (P.68) 参照
6	ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】	1(2) No.6 (P.63) 参照
7	子どものまちフェスティバルの開催	鳴門市子どものまちづくり推進協議会が多くの団体の協力を得て、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、伝統的な遊びなどの子ども体験コーナーを設け、子どもたちの主体的な体験活動を支援することを目的に開催しています。 今後も関係機関・団体と連携し体験活動の充実を図るとともに、幅広く広報を行い、参加者の増加を図ります。

No.	取り組み	取り組みの概要
8	地域子育て支援拠点事業※の実施【再掲】	3（1）No.9（P.69）参照
9	放課後児童対策の推進【再掲】	1（3）No.1（P.64）参照
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進【再掲】	1（3）No.2（P.64）参照
11	放課後子供教室の推進【再掲】	1（3）No.3（P.64）参照
12	総合型地域スポーツクラブ活動の促進【再掲】	1（3）No.4（P.64）参照
13	ブックスタート事業の実施【再掲】	2（2）No.6（P.67）参照

(2) 子育てと仕事の両立を支えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	病児・病後児保育事業の実施【再掲】	I (2) No.3 (P.63) 参照
2	一時預かり事業の充実【再掲】	I (2) No.5 (P.63) 参照
3	延長保育・休日保育事業の実施【再掲】	I (2) No.7 (P.63) 参照
4	子育て短期支援事業の実施【再掲】	I (2) No.4 (P.63) 参照
5	ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】	I (2) No.6 (P.63) 参照
6	特別支援教育・保育事業の推進【再掲】	I (1) No.10 (P.62) 参照
7	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進【再掲】	I (3) No.2 (P.64) 参照
8	男女共同参画事業の推進	学校教育・家庭教育における男女平等教育の推進、男女が安心して子育てができる環境づくり、地域における子育て支援等の様々な施策を推進することで、男女共同参画社会を形成します。
9	事業主への啓発	仕事と子育ての両立を図るには、休暇制度等の雇用環境の整備、地域貢献活動への理解が必要です。 国・県の取り組みと連携し、また、商工会議所・商工会と協調しながら事業主への啓発活動を行い、仕事と子育ての両立を推進するための社会づくりに向けた取り組みの促進を図ります。
10	男性の育児参加の支援	父親への妊婦体験や沐浴体験等を通して父性の醸成を図り、家族で育児に取り組めるよう支援します。

5 安全・安心な子育て環境づくり

(1) 親子にやさしい環境を整えるための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	子どもの遊び場の整備	子どもやその家族が、身近に遊ぶことができる場所として、既存施設の安全対策の強化及び更新など、公園整備に努めるとともに、除草・清掃、緑化などについては、地域の協力を得ながら市民協働による維持管理に努めます。
2	公共の場所等における子育て世帯にやさしい施設の整備	乳幼児を連れて外出する方が、オムツ換えや授乳時に困ることがないように、公共施設等において現在の施設の状況に応じて、ベビーベッドやトイレ等の整備及びバリアフリー化を推進するとともに、清潔で安心して使用できるよう適切な維持管理に努めます。
3	防犯灯・街路灯等の整備	子どもたちが、夜間に車の通行や犯罪から身の危険を感じることなく、安全かつ安心に施設を利用でき、道路を通行できるよう、今後も継続して関係機関との協議を行うとともに、地域の理解と協力を得ながら、防犯灯や街路灯等の設置及び維持管理を行います。
4	道路環境の整備	関係機関と連携・協議を行いながら、危険箇所の改良に努め、妊産婦や子ども連れの保護者等すべての人が安心して通行できるよう歩道を含めた道路整備と維持管理に努めます。 また、これまでのパトロールや、電話連絡等に加え、情報提供システムの「道レポ」を活用することで道路危険箇所の把握及び事故予防に努めます。
5	公共の場所における放置自転車対策の推進	放置自転車は、駐輪場の適正な利用を阻害し、歩道を占拠するなど、駐輪場利用者や妊産婦、ベビーカーを使用する子ども連れの保護者等の通行に支障をきたす可能性があることから、市駐輪場に長期放置されている自転車の撤去を各関係機関と連携を図り実施していきます。 また、歩道等に長期放置されている自転車を発見した場合は警察への照会を行い、適宜、警告・撤去等で放置状態を解消します。
6	交通環境の整備	道路環境に応じて、反射鏡・防護柵・区画線など交通安全施設の整備を図るとともに、道路の整備状況や交通実態に応じて関係機関と調整し、交通環境のよりよい整備に努めます。
7	効果的な交通規制の実施	道路の整備状況や交通の実態を考慮し、通行する歩行者・車両がともに安全かつスムーズに利用できるよう検討し、地元警察署と連携を図りながら効果的な交通規制の実施を促進します。

No.	取り組み	取り組みの概要
8	教育・保育施設の整備	安全で安心して教育活動を展開できるよう、点検や現地調査等を通じて施設の状況を把握し、計画的な施設整備に努めるとともに、子どもたちの生活スタイルや社会状況の変化に対応した快適な教育環境の充実に努めます。
9	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進【再掲】	1（3）No.2（P.64）参照
10	放課後子供教室の推進【再掲】	1（3）No.3（P.64）参照
11	マタニティマーク普及・啓発【再掲】	2（1）No.3（P.65）参照
12	受動喫煙の防止【再掲】	2（1）No.15（P.66）参照

（2）子どもを災害・犯罪・事故から守るための取り組み

No.	取り組み	取り組みの概要
1	危機管理体制の整備	「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、幼児・児童及び職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。保育所・認定こども園・放課後児童クラブについても、危機管理マニュアルに基づいた危機管理体制の整備を図ります。さらに、すべての幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブにおいて、以下の取り組みを実施します。 【避難訓練の実施】 定期的な避難訓練を実施することにより、子どもたちの危機意識の醸成や迅速かつ円滑な避難行動につなげます。また、保護者や自主防災会、地区自治振興会、消防分団など関係機関と連携し、合同訓練の実施や危険箇所等の改善に向けた対策を検討します。 【防災教育の実施】 防災教育を継続的に実施するとともに、「フェーズフリー」について子どもたちへの啓発を行います。 【連絡体制の整備】 災害時における子どもの安全確認方法、通信手段が断絶した場合の情報伝達方法等の周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などが迅速かつ確実にできるよう、連絡体制の整備を図ります。

No.	取り組み	取り組みの概要
2	地域ぐるみの防犯活動の推進	保育所と認定こども園では、定期的に不審者対応の避難訓練を行い、幼稚園等では誘拐防止教室を行うなど、警察署や鳴門市防犯協会と連携を密にして、防犯対策を推進します。 また、地域住民による子どもの見守りパトロールや青色防犯パトロール活動、子ども110番の家など、地域ぐるみで不審者等から子どもの安全を守る取り組みを推進します。
3	新入园児・児童への黄色い帽子の贈呈	子どもを交通事故から守るため、運転者から視認性に優れた黄色い帽子を市内の新入园児・新入学児童すべてに贈呈しています。黄色い帽子をきっかけとして、子どもには交通安全の大切さ、大人には、交通弱者である子どもへの思いやり運転を啓発します。
4	交通安全教育の推進	幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における基本的な交通のきまりを理解すること、それを守り、安全に行動できる習慣を身につけさせることを目標とします。 幼稚園・保育所・認定こども園においては、家庭や警察、関係機関と連携を図りながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的にを行います。
5	交通安全運動の推進	鳴門市交通安全協会をはじめとする地域の各種団体と連携して、子どもを交通事故から守るため、各季の交通安全運動を積極的に推進して、市民の交通安全意識を高めます。 特に、「春・秋の交通安全運動」においては、「人の波 2,000 m 作戦」を展開し、歩道上からドライバーに、無謀運転防止やチャイルドシート着用、自転車乗車時のヘルメット着用などの交通安全を呼びかけます。 また、交通安全講習を通じて、自転車利用時のヘルメット着用による効果や命の大切さを伝えていきます。

第5章 量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と「提供体制の確保の内容、実施時期」を定めることとなっています。

また、同法において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（提供区域）を設定し、その区域ごとに、量の見込みと確保方策を記載することとされています。

本市では、国の基本指針や「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、令和5年度に実施した「子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応する確保方策を定めます。

Ⅰ 教育・保育の提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の区域設定及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の区域については、全市1区域とします。

Ⅰ 区域とする理由（メリット）など

- ①効率的（利用者が多い地域優先）な事業展開より、効果的（地域をまたいで利用者を考える）な事業展開が可能となる。
- ②急なニーズ・環境変化に対して迅速な対応が可能となる。
- ③ニーズ量の少ない区域に対して、隣接地域や市全体の関係の中で、提供体制を柔軟に検討できる。
- ④施設整備（認定こども園への移行等）支援について、子どもや保護者のニーズに応じた柔軟な対応が可能となる（他地域からの流入人口も考慮できる）。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記のとおりとします。

No.	事業の名称	区域設定
1	利用者支援事業	全市 区域
2	延長保育事業	全市 区域
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域設定なし
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市 区域
7	乳児家庭全戸訪問事業	全市 区域
8	養育支援訪問事業	全市 区域
9	地域子育て支援拠点事業	全市 区域
10	一時預かり事業	全市 区域
11	病児・病後児保育事業	全市 区域
12	ファミリー・サポート・センター事業	全市 区域
13	妊婦健診事業	全市 区域
14	子育て世帯訪問支援事業	全市 区域
15	児童育成支援拠点事業	全市 区域
16	親子関係形成支援事業	全市 区域
17	妊婦等包括相談支援事業	全市 区域
18	乳児等通園支援事業	全市 区域
19	産後ケア事業	全市 区域

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育の量の見込み及び確保の内容と実施時期

教育については、令和6年5月現在、公立幼稚園7か所、私立幼稚園1か所、認定こども園5か所で実施しており、令和5年度の実績は594人となっています。

4、5歳児の教育に対するニーズ調査の算出結果から、現在の供給体制で需要見込み量が確保されているため、引き続き、現在の供給体制を維持していきます。

3歳児の教育に対するニーズについても、満3歳からの子どもの受け入れを行っている私立幼稚園及び認定こども園の利用定員が量の見込みをすでに上回っているため、現在の供給体制を維持していきます。

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		416	0	416	386	0	386	356	0	356
②供給体制	幼稚園・ 認定こども園	416	0	416	386	0	386	356	0	356
② - ① (需給の差)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		322	0	322	310	0	310
②供給体制	幼稚園・ 認定こども園	322	0	322	310	0	310
② - ① (需給の差)		0	0	0	0	0	0

(2) 保育の量の見込み及び確保の内容と実施時期

保育については、令和6年4月現在、公立保育所1か所、私立保育所10か所、認定こども園5か所で実施しており、令和5年度実績は、911人となっています。

今後も就学前児童数の減少が続くと予想される一方で、保育については利用ニーズの低年齢化が進んでおり、令和5年度は3号認定において定員を超えて受け入れを行っています。保護者が産前産後休暇・育児休業明けの保育を希望する場合にも、円滑に保育施設等を利用できるよう、定員数を超える受け入れ（弾力運用）を行っている保育所・認定こども園と、実情に応じた認可定員及び利用定員の設定について協議を行うなど、安定した供給体制の確保に努めます。

(単位：人)

		令和7年度					令和8年度				
		2号	3号			合計	2号	3号			合計
		3-5歳	0歳	1歳	2歳		3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		373	100	189	187	849	346	96	183	179	804
②供給体制	保育所・ 認定こども園	363	104	210	198	875	363	104	210	198	875
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② - ① (需給の差)		▲10	4	21	11	26	17	8	27	19	71

		令和9年度					令和10年度				
		2号	3号			合計	2号	3号			合計
		3-5歳	0歳	1歳	2歳		3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		320	93	177	173	763	288	90	171	166	715
②供給体制	保育所・ 認定こども園	363	104	210	198	875	363	104	210	198	875
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② - ① (需給の差)		43	11	33	25	112	75	14	39	32	160

		令和11年度				
		2号	3号			合計
		3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①需要の見込み (必要利用定員総数)		278	88	165	162	693
②供給体制	保育所・ 認定こども園	363	104	210	198	875
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0
② - ① (需給の差)		85	16	45	36	182

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容と実施時期

①利用者支援事業

利用者支援事業については、令和6年4月に開設した鳴門市こども家庭センター（ネウボラ）における妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援を通して、必要な子育て支援事業や多様な地域資源の紹介、連携等の包括的な利用者支援を行っています。

今後も、母子保健や育児などに関する総合的な相談や支援を提供する「ワンストップ拠点」として、市民が相談・利用しやすい事業の実施を行います。

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	1	1	1	1	1
②供給体制	1	1	1	1	1
② - ①（需給の差）	0	0	0	0	0

②延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。令和6年4月現在、公立保育所1か所、私立保育所10か所、認定こども園5か所で実施しています。（※令和5年度実績172人）

ニーズ調査の算出結果から、現在の供給体制で需要見込み量が確保されているため、引き続き、現在の供給体制を維持していきます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	249	235	221	206	199
②供給体制	875	875	875	875	875
② - ①（需給の差）	626	640	654	669	676

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、令和6年4月現在、堀江南小学校区を除く11の小学校区において、小学校や公民館等で実施しています。

新たな利用定員（概ね40人以下）を超えるクラブに関しては、当面の間、現在の利用定員（70人上限）で経過をみながらも、実際のニーズや利用環境に応じて、適切な供給体制を確保していきます。

○全体

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要の見込み	1年生	209	181	164	155	156
	2年生	154	174	153	137	130
	3年生	133	112	126	111	99
	低学年	496	467	443	403	385
	4年生	57	56	52	52	44
	5年生	22	21	22	17	21
	6年生	7	8	5	6	4
	高学年	86	85	79	75	69
	合計	582	552	522	478	454
② 供給体制	1年生	209	181	164	155	156
	2年生	154	174	153	137	130
	3年生	133	112	126	111	99
	低学年	496	467	443	403	385
	4年生	52	50	52	52	44
	5年生	18	18	22	17	21
	6年生	6	6	5	6	4
	高学年	76	74	79	75	69
	合計	572	541	522	478	454
②－①（需給の差）		▲10	▲11	0	0	0

○小学校区ごと

(単位：人)

撫養小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	29	25	24	20	18
	2年生	21	23	20	19	16
	3年生	9	11	12	11	10
	4年生	2	1	2	2	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②供給体制	1年生	29	25	24	20	18
	2年生	21	23	20	19	16
	3年生	9	11	12	11	10
	4年生	2	1	2	2	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

林崎小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	22	24	24	18	17
	2年生	20	18	19	19	15
	3年生	15	16	14	15	15
	4年生	9	8	9	8	8
	5年生	5	4	3	4	3
	6年生	2	2	1	1	1
②供給体制	1年生	22	24	24	18	17
	2年生	20	18	19	19	15
	3年生	15	16	14	15	15
	4年生	9	8	9	8	8
	5年生	5	4	3	4	3
	6年生	2	2	1	1	1
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

黒崎小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	12	11	11	5	12
	2年生	9	10	10	10	4
	3年生	6	6	7	6	6
	4年生	3	3	3	4	3
	5年生	0	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
②供給体制	1年生	12	11	11	5	12
	2年生	9	10	10	10	4
	3年生	6	6	7	6	6
	4年生	3	3	3	4	3
	5年生	0	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

(単位：人)

桑島小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	12	12	8	12	16
	2年生	17	10	10	7	10
	3年生	9	13	8	8	5
	4年生	9	6	9	5	5
	5年生	3	3	2	3	2
	6年生	1	1	1	1	1
②供給体制	1年生	12	12	8	12	16
	2年生	17	10	10	7	10
	3年生	9	13	8	8	5
	4年生	9	6	9	5	5
	5年生	3	3	2	3	2
	6年生	1	1	1	1	1
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

第一小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	41	40	32	35	28
	2年生	28	37	36	28	31
	3年生	34	22	28	28	22
	4年生	6	10	7	8	8
	5年生	2	2	3	2	3
	6年生	1	1	0	1	0
②供給体制	1年生	41	40	32	35	28
	2年生	28	37	36	28	31
	3年生	34	22	28	28	22
	4年生	6	10	7	8	8
	5年生	0	0	3	2	3
	6年生	0	0	0	1	0
②-①（需給の差）	全学年	▲3	▲3	0	0	0

里浦小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	10	5	5	4	5
	2年生	4	8	4	4	3
	3年生	5	3	6	3	3
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	0	1
	6年生	0	0	0	0	0
②供給体制	1年生	10	5	5	4	5
	2年生	4	8	4	4	3
	3年生	5	3	6	3	3
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	0	1
	6年生	0	0	0	0	0
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

(単位：人)

鳴門西小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	21	19	22	21	22
	2年生	15	17	16	18	18
	3年生	15	12	14	13	15
	4年生	5	6	5	6	5
	5年生	2	1	2	1	2
	6年生	0	1	0	0	0
②供給体制	1年生	21	19	22	21	22
	2年生	15	17	16	18	18
	3年生	15	12	14	13	15
	4年生	0	0	5	6	5
	5年生	0	0	2	1	2
	6年生	0	0	0	0	0
②-①（需給の差）	全学年	▲7	▲8	0	0	0

明神小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	8	10	7	11	10
	2年生	6	6	8	6	9
	3年生	11	6	6	7	5
	4年生	5	5	3	3	3
	5年生	2	2	2	1	1
	6年生	1	1	1	1	0
②供給体制	1年生	8	10	7	11	10
	2年生	6	6	8	6	9
	3年生	11	6	6	7	5
	4年生	5	5	3	3	3
	5年生	2	2	2	1	1
	6年生	1	1	1	1	0
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

大津西小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	11	6	7	5	8
	2年生	9	9	5	6	4
	3年生	8	6	6	3	4
	4年生	6	6	4	4	2
	5年生	3	3	4	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
②供給体制	1年生	11	6	7	5	8
	2年生	9	9	5	6	4
	3年生	8	6	6	3	4
	4年生	6	6	4	4	2
	5年生	3	3	4	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

(単位：人)

堀江北小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	12	10	6	7	5
	2年生	8	10	9	5	6
	3年生	8	6	7	6	4
	4年生	3	4	3	3	3
	5年生	1	0	1	0	1
	6年生	0	0	0	0	0
②供給体制	1年生	12	10	6	7	5
	2年生	8	10	9	5	6
	3年生	8	6	7	6	4
	4年生	3	4	3	3	3
	5年生	1	0	1	0	1
	6年生	0	0	0	0	0
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

板東小学校		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	31	19	18	17	15
	2年生	17	26	16	15	14
	3年生	13	11	18	11	10
	4年生	8	6	6	8	5
	5年生	3	4	3	2	4
	6年生	1	1	1	1	1
②供給体制	1年生	31	19	18	17	15
	2年生	17	26	16	15	14
	3年生	13	11	18	11	10
	4年生	8	6	6	8	5
	5年生	3	4	3	2	4
	6年生	1	1	1	1	1
②-①（需給の差）	全学年	0	0	0	0	0

※堀江南小学校については、児童館で対応を図ります。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業については、令和6年4月現在、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」を市内外6か所の施設で実施しています。（※令和5年度実績 249 人日／年）

引き続き、現在の供給体制を維持・継続し、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	167	157	149	138	134
②供給体制	167	157	149	138	134
② - ①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、令和6年4月現在、1か所で実施しています。

（※令和5年度実績 192 人）

引き続き、現在の供給体制を維持・継続し、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	195	196	197	198	200
②供給体制	195	196	197	198	200
② - ①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、保健師等による訪問事業として定期的な支援を実施しています。（※令和５年度実績 67 人）

今後も引き続き、関係各課が連携し、情報を共有することで、支援が必要な家庭のサポートに努め、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	64	62	62	63	64
②供給体制	64	62	62	63	64
② - ①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑦地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、保育施設など地域の身近な場所を拠点に、子育て中の親子が気軽に触れ合う交流の場の提供や育児相談、情報提供等を行うもので、令和6年4月現在、市内8か所で実施しています。（※令和5年度実績 358 組回／月）

今後も、地域において安心して子育てができるよう事業の充実や周知を図り、引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

（単位：組回／月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	390	407	425	443	462
②供給体制	390 (8 か所)	407 (8 か所)	425 (8 か所)	443 (8 か所)	462 (8 か所)
② - ①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業

幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業については、令和6年4月現在、公立7か所、私立1か所の幼稚園及び認定こども園5か所で実施しています。

幼稚園における一時預かり事業は、「預かり保育」と呼ばれ、教育標準時間終了後、子どもを預かる事業で、令和5年度実績は、85,160人日／年となっています。

その他の一時預かり事業は、保育所等が5か所、トワイライトステイが市内外5か所、ファミリー・サポート・センターが1か所で実施しており、令和5年度実績は、2,882人日／年となっています。

引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	83,679	80,775	79,547	77,576	75,638
幼稚園（1号）	80,935	78,092	76,920	74,998	73,104
その他の一時預かり	2,744	2,683	2,627	2,578	2,534
保育所等	2,419	2,336	2,255	2,178	2,103
トワイライトステイ	213	237	264	294	327
ファミリー・サポート・センター（未就学児）	112	110	108	106	104
②供給体制	83,679	80,775	79,547	77,576	75,638
幼稚園（1号）	80,935	78,092	76,920	74,998	73,104
その他の一時預かり	2,744	2,683	2,627	2,578	2,534
保育所等	2,419	2,336	2,255	2,178	2,103
トワイライトステイ	213	237	264	294	327
ファミリー・サポート・センター（未就学児）	112	110	108	106	104
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑨病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、子ども健康支援一時預かり事業として、市内1か所で実施しています。（※令和5年度実績 366 人日／年）

病児・病後児保育事業の利用ニーズは潜在ニーズも含め増加しているため、引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	483	460	436	414	392
②供給体制	900	900	900	900	900
② - ①（需給の差）	417	440	464	486	508

⑩ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業については、令和6年4月現在、市内1か所で実施しています。（※令和5年度実績 51 人日／年）

引き続き、需要見込みに対する供給体制を確保するとともに、事業について周知・広報を行うことで、保護者への利便性の向上につなげます。

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	58	61	65	69	74
②供給体制	58	61	65	69	74
② - ①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑪妊婦健診事業

妊婦健康診査については、鳴門市こども家庭センター（ネウボラ）において母子健康手帳交付時に受診票を配布するとともに、助産師等が健診の重要性について説明を実施することで、受診率の向上につなげています。（※令和5年度実績 219 人）

引き続き、今後の需要見込みに対する供給体制を確保していきます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	200	191	183	175	167
②供給体制	200	191	183	175	167
② - ①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑫子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により創設された事業です。家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行い、養育環境を整えることにより、育児負担の軽減や虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

今後、増加が見込まれる需要の見込みに対して、事業の拡充を図るなど供給体制を確保していきます。

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	23	65	62	58	56
②供給体制	23	65	62	58	56
②－①（需給の差）	0	0	0	0	0

⑬児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により創設された事業です。養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。令和6年4月現在、市内1か所で実施しており、引き続き、需要の見込みに対する供給体制を確保していきます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	34	32	31	30	28
②供給体制	20	20	20	20	20
②－①（需給の差）	▲14	▲12	▲11	▲10	▲8

⑭親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により創設された事業です。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

本市においては、令和6年度時点で未実施の事業ですが、令和7年度には類似事業である「保護者への子育てカウンセリング」を事業化する予定です。今後、事業の方針や内容の検討を行い、供給体制の整備を進めていきます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	2	2	2	2	2
②供給体制	2	2	2	2	2
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0

⑮妊婦等包括相談支援事業

利用者支援事業の1つとして、令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることを目的としています。

引き続き、今後の需要の見込みに対する供給体制を確保していきます。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	600	573	549	525	501
②供給体制	600	573	549	525	501
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0

⑯乳児等通園支援事業

令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として創設された事業です。保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に通園が可能となる仕組みで、子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもや保護者の心身の状況及び養育環境を把握するために、保護者に対して面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的としています。

今後、令和8年度からの事業実施に向けて、供給体制の整備を進めていきます。

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	0歳児	11	10	10	10	9
	1歳児	1	1	1	1	1
	2歳児	3	3	3	3	3
②供給体制	0歳児	0	10	10	10	9
	1歳児	0	1	1	1	1
	2歳児	0	3	3	3	3
② - ① (需給の差)		▲15	0	0	0	0

⑰産後ケア事業

令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的としています。

引き続き、関係機関と連携し、需要の見込みに対する供給体制の確保を図ります。

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要の見込み	96	90	84	78	73
②供給体制	96	90	84	78	73
② - ① (需給の差)	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて

I 推進体制の充実

(1) 市民や関係団体との連携

本計画を推進するにあたり、「鳴門市うずっ子条例」で示されている「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもたちが現在から将来にわたって健やかに成長し、かつ主体的に活動できる環境を整備するため、行政、保護者、地域住民、施設関係者、事業者などがそれぞれの役割と責任を認識し、情報共有と連携を図りながら、地域社会全体で子育て支援に関する様々な施策について、計画的かつ総合的に取り組みます。

(2) 地域の人材確保と連携

幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる専門職員が不足している中で、保護者が持つ子育てに対する様々なニーズに対応していくためには、子育てを終えた世代の方やボランティアの方など地域の幅広い人材の参画のもと、まちぐるみで子育てを支援していくことが重要です。そのような人材を確保していくために、地域住民も子育て支援に関わりやすい環境を整え、子育てを支える人材の確保と連携を図ります。

(3) 国や県との連携、広域的な調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営のために、国や県と連携を図り、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給できる体制を整えます。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、状況に応じて市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、本市の教育・保育の実情に応じて周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後も本市で暮らすすべての家庭が安心して子育てができるよう努めていきます。

2 計画の点検と評価

本計画を推進するためには、子どもの育ちや子育て家庭に理解と関心をもち、市民をはじめ地域や関係機関など、まちぐるみでの連携が必要不可欠です。このため、計画の内容を広く市民に理解してもらうために、広報や市公式ウェブサイト、SNSなどの活用を通し、あらゆる機会をとらえて計画の周知を図ります。

また、「鳴門市児童福祉審議会」をはじめとする関係機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）による効率的な行政運営をめざしていきます。

資料編

- 1 計画の策定経過
 - 2 鳴門市児童福祉審議会運営要綱
 - 3 鳴門市児童福祉審議会委員名簿
 - 4 鳴門市うずっ子条例（一部抜粋）
-
-

資料編は、本計画の確定版に掲載します。